

第三百三條 北海道屯田兵ノ現役ニ服シタル年月日數ハ之ヲ公務員ノ在職年ニ通算シ本法施行ノ日ヨリ其ノ者ノ受ク
ル年金タル恩給ヲ改定シ又ハ新ニ之ニ普通恩給ヲ給ス
前項ノ規定ハ前項ニ規定スル者ノ遺族ノ年金タル扶助料ニ付之ヲ準用ス
前二項ノ場合ニ於テハ第五條ニ規定スル請求期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス
第四百條 第八十五條乃至前條ニ規定スルモノヲ除クノ外本法ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
(別表)

第一號表

在職年數	階等								
	高				等				
	將官及相當官				佐尉官及相當官				
	親任	一	二	三	四	五	六	七	八
十一年	二、五〇〇	二、一六七	一、八六七	一、五三四	一、三二七	一、〇八四	七八四	五六七	四六〇
十二年	二、五五〇	二、二一〇	一、九〇四	一、五六四	一、三四三	一、一〇五	七九九	五七八	四七六
十三年	二、六〇〇	二、二五四	一、九四二	一、五九五	一、三七〇	一、一二七	八一五	五九〇	四八六
十四年	二、六五〇	二、二九七	一、九七九	一、六二五	一、三九六	一、一四八	八三〇	六〇一	四九五
十五年	二、七〇〇	二、三四一	二、〇一七	一、六五六	一、四二三	一、一七〇	八四六	六一三	五〇五
十六年	二、七五〇	二、三八四	二、〇五四	一、六八六	一、四四九	一、一九一	八六一	六二四	五一四
十七年	二、八〇〇	二、四二八	二、〇九二	一、七二七	一、四七六	一、二二三	八七七	六三六	五二四

十八年	二、八五〇	二、四七一	二、一八九	一、七四七	一、五〇二	一、二三四	八九二	六四七	五三三
十九年	二、九〇〇	二、五一五	二、一六七	一、七七八	一、五二九	一、二五六	九〇八	六五九	五四三
二十年	二、九五〇	二、五五八	二、二〇四	一、八〇八	一、五五五	一、二七七	九二三	六七〇	五五二
二十一年	三、〇〇〇	二、六〇二	二、二四二	一、八三九	一、五八二	一、二九九	九三九	六八二	五六一
二十二年	三、〇五〇	二、六四五	二、二七九	一、八六九	一、六〇八	一、三二〇	九五四	六九三	五七一
二十三年	三、一〇〇	二、六八九	二、三一七	一、九〇〇	一、六三五	一、三四二	九七〇	七〇五	五八一
二十四年	三、一五〇	二、七三二	二、三五四	一、九三〇	一、六六一	一、三六三	九八五	七一六	五九〇
二十五年	三、二〇〇	二、七七六	二、三九二	一、九六一	一、六八八	一、三八五	一、〇〇一	七二八	六〇〇
二十六年	三、二五〇	二、八一九	二、四二九	一、九九一	一、七一四	一、四〇六	一、〇一六	七三九	六〇九
二十七年	三、三〇〇	二、八六三	二、四六七	二、〇二二	一、七四一	一、四二八	一、〇三二	七五一	六一九
二十八年	三、三五〇	二、九〇六	二、五〇四	二、〇五二	一、七六七	一、四四九	一、〇四七	七六二	六二八
二十九年	三、四〇〇	二、九五〇	二、五四二	二、〇八三	一、七九四	一、四七一	一、〇六三	七七四	六三八
三十年	三、四五〇	二、九九三	二、五七九	二、一一三	一、八二〇	一、四九二	一、〇七八	七八五	六四七
三十一	三、五〇〇	三、〇三七	二、六一七	二、一四四	一、八四七	一、五一四	一、〇九四	七九七	六五七
三十二	三、五五〇	三、〇八〇	二、六五四	二、一七四	一、八七三	一、五三五	一一〇九	八〇八	六六六
三十三	三、六〇〇	三、一二四	二、六九二	二、二〇五	一、九〇〇	一、五五七	一一二五	八二〇	六七六
三十四	三、六五〇	三、一六七	二、七二九	二、二三五	一、九二六	一、五七八	一一四〇	八三一	六八五
三十五	三、七〇〇	三、二一一	二、七六七	二、二六六	一、九五三	一、六〇〇	一一五六	八四三	六九五
三十六	三、七五〇	三、二五四	二、八〇四	二、二九六	一、九七九	一、六二二	一一七一	八五四	七〇四

階等	在職年數		准士官		士官		兵				卒		
	一	二	一	二	一	二	海軍一等兵	陸軍上等兵	陸軍二等兵	陸軍一等卒	陸軍二等卒	海軍一等兵	陸軍二等兵
三十七年	三,八〇〇	三,二九八	二,八四二	二,三二七	二,〇〇六	一,六四三	一,一八七	八六六	七二四	三,八〇〇	三,二九八	二,八四二	二,三二七
三十八年	三,八五〇	三,三四一	二,八七九	二,三五七	二,〇三二	一,六六四	一,二〇二	八七七	七三三	三,八五〇	三,三四一	二,八七九	二,三五七
三十九年	三,九〇〇	三,三八五	二,九一七	二,三八八	二,〇五九	一,六八六	一,二一八	八八九	七三三	三,九〇〇	三,三八五	二,九一七	二,三八八
四十年	三,九五〇	三,四二八	二,九五四	二,四一八	二,〇八五	一,七〇七	一,二三三	九〇〇	七四二	三,九五〇	三,四二八	二,九五四	二,四一八
四十一年	四,〇〇〇	三,四七二	二,九九二	二,四四九	二,一一二	一,七二九	一,二四九	九一二	七五二	四,〇〇〇	三,四七二	二,九九二	二,四四九
四十二年	四,〇五〇	三,五一五	三,〇二九	二,四七九	二,一三八	一,七五〇	一,二六四	九二二	七六二	四,〇五〇	三,五一五	三,〇二九	二,四七九
四十三年	四,一〇〇	三,五五九	三,〇六七	二,五〇〇	二,一六五	一,七七二	一,二八〇	九三三	七七一	四,一〇〇	三,五五九	三,〇六七	二,五〇〇
四十四年	四,一五〇	三,六〇二	三,一〇四	二,五四〇	二,一九一	一,七九三	一,二九五	九四六	七七一	四,一五〇	三,六〇二	三,一〇四	二,五四〇
四十五年	四,二〇〇	三,六四六	三,一四二	二,五七一	二,二一八	一,八一五	一,三一一	九五八	七九〇	四,二〇〇	三,六四六	三,一四二	二,五七一
四十六年	四,二五〇	三,六八九	三,一七九	二,六〇一	二,二四四	一,八三六	一,三二六	九六九	七九〇	四,二五〇	三,六八九	三,一七九	二,六〇一
四十七年	四,三〇〇	三,七三三	三,二一七	二,六三二	二,二七一	一,八五八	一,三四二	九八一	七九九	四,三〇〇	三,七三三	三,二一七	二,六三二
四十八年	四,三五〇	三,七七六	三,二五四	二,六六二	二,二九七	一,八七九	一,三五七	九九二	八〇九	四,三五〇	三,七七六	三,二五四	二,六六二
四十九年	四,四〇〇	三,八二〇	三,二九二	二,六九三	二,三二四	一九〇一	一,三七三	一,〇〇四	八二八	四,四〇〇	三,八二〇	三,二九二	二,六九三
五十年	四,四五〇	三,八六三	三,三二九	二,七二三	二,三五〇	一九二二	一,三八八	一,〇一五	八三七	四,四五〇	三,八六三	三,三二九	二,七二三

大正九年世界大戦直後より昭和七年末に至るまで

年	一	二	三	四	海軍一等兵	陸軍上等兵	陸軍二等兵	陸軍一等卒	陸軍二等卒
十二年	四〇八	二九二	二六二	二三二	二〇六	一八六	一七一	一五六	四〇八
十三年	四一六	二九九	二六九	二三九	二一二	一九二	一七七	一六二	四一六
十四年	四二四	三〇六	二七六	二四六	二一八	一九八	一八三	一六八	四二四
十五年	四三二	三一三	二八三	二五三	二二四	二〇四	一九九	一七四	四三二
十六年	四四〇	三二〇	二九〇	二六〇	二三〇	二一〇	一九五	一八〇	四四〇
十七年	四四八	三二七	二九七	二六七	二三六	二一六	二〇一	一八六	四四八
十八年	四五六	三三四	三〇四	二七四	二四二	二二二	二〇七	一九二	四五六
十九年	四六四	三四一	三一四	二八四	二四八	二二八	二一三	一九八	四六四
二十年	四七二	三四八	三一八	二八八	二五四	二三四	二一九	二〇四	四七二
二十一年	四八〇	三五五	三二五	二九五	二六〇	二四〇	二二五	二一〇	四八〇
二十二年	四八八	三六二	三三二	二九五	二六六	二四六	二三一	二一六	四八八
二十三年	四九六	三六九	三三九	三〇九	二七二	二五二	二三七	二二二	四九六
二十四年	五〇四	三七六	三四六	三一六	二七八	二五八	二四三	二二八	五〇四
二十五年	五一二	三八三	三五三	三二二	二八四	二六四	二四九	二三四	五一二
二十六年	五二〇	三九〇	三六〇	三三〇	二九〇	二七〇	二五五	二四〇	五二〇
二十七年	五二八	三九七	三六七	三三七	二九六	二七六	二六一	二四六	五二八
二十八年	五三六	四〇四	三七四	三四四	三〇二	二八二	二六七	二五二	五三六
二十九年	五四四	四一一	三八一	三五二	三〇八	二八八	二七三	二五八	五四四
三十年	五五二	四一八	三八八	三五八	三一四	二九四	二七九	二六四	五五二

第七章

大正九年世界大戦直後より昭和七年末に至るまで

三九七

乙	甲						第二號表	五十年
	務公キヘス準ニ関戦ハ又関戦							
務公通普	第 六 項	第 五 項	第 四 項	第 三 項	第 二 項	第 一 項	七二二	
第 三 項	第 三 項	第 二 項	第 一 項	特 別 項	特 別 項	特 別 項		
一、二八〇	八〇〇	一、〇〇〇	一、二八〇	一、六〇〇	二、〇〇〇	二、四〇〇	五五八	
九六〇	六〇〇	七五〇	九六〇	一、二〇〇	一、五〇〇	一、八〇〇	五二八	
六四〇	四〇〇	五〇〇	六四〇	八〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	四九八	
五七六	三六〇	四五〇	五七六	七二〇	九〇〇	一、〇八〇	四三四	
五二八	三三〇	四一三	五二八	六六〇	八二五	九九〇	四一四	
六六〇	三三〇	四一三	五二八	六六〇	八二五	九九〇	三九九	
七九二	三三〇	四一三	五二八	六六〇	八二五	九九〇	三八四	
七二〇	三〇〇	三七五	四八〇	六〇〇	七五〇	九〇〇		
六〇〇	三〇〇	三七五	四八〇	六〇〇	七五〇	九〇〇		
四八〇	三〇〇	三七五	四八〇	六〇〇	七五〇	九〇〇		

第二編	本	論
三十一一年	五六〇	四二五
三十二年	五六八	四三二
三十三年	五七六	四三九
三十四年	五八四	四四六
三十五年	五九二	四五三
三十六年	六〇〇	四六〇
三十七年	六〇八	四六七
三十八年	六一六	四七四
三十九年	六二四	四八一
四十年	六三二	四八八
四十一年	六四〇	四九五
四十二年	六四八	五〇二
四十三年	六五六	五〇九
四十四年	六六四	五一六
四十五年	六七二	五二三
四十六年	六八〇	五三〇
四十七年	六八八	五三七
四十八年	六九六	五四四
四十九年	七〇四	五五二
		三九五
		四〇二
		四〇九
		四一六
		四二三
		四三〇
		四三七
		四四四
		四五一
		四五八
		四六五
		四七二
		四七九
		四八六
		四九三
		五〇〇
		五〇七
		五一四
		五二一
		三六五
		三七二
		三七九
		三八六
		三九三
		四〇〇
		四〇七
		四一四
		四二一
		四二八
		四三五
		四四二
		四四九
		四五六
		四六三
		四七〇
		四七七
		四八四
		四九一
		四九八
		三〇〇
		三〇六
		三一三
		三二〇
		三二七
		三三三
		三四〇
		三四六
		三五三
		三六〇
		三六六
		三七二
		三七八
		三八四
		三九〇
		三九六
		四〇二
		四〇八
		二八五
		二九一
		二九七
		三〇三
		三〇九
		三一五
		三二一
		三二七
		三三三
		三四〇
		三四六
		三五二
		三五八
		三六四
		三七一
		三七八
		三九四
		四〇〇
		四〇六
		四一二
		四一八
		四二四
		四三〇
		四三六
		四四二
		四四八
		四五四
		四六〇
		四六六
		四七二
		四七八
		四八四
		四九〇
		四九六
		五〇二
		五〇八
		五一四
		五二〇
		五二六
		五三二
		五三八
		五四四
		五五〇
		五五六
		五六二
		五六八
		五七四
		五八〇
		五八六
		五九二
		五九八
		六〇四
		六一〇
		六一六
		六二二
		六二八
		六三四
		六四〇
		六四六
		六五二
		六五八
		六六四
		六七〇
		六七六
		六八二
		六八八
		六九四
		七〇〇

三九六

第二編 本論

三九八

號	乙
務公通普	
第四項	一、〇二四
第五項	七六八
第六項	六〇〇
	四八〇
	五二二
	四〇〇
	三二〇
	四六一
	三六〇
	二八八
	四二三
	三三〇
	二六四
	三八四
	三〇〇
	二四〇

備考 特別項ハ各號第一項ノ金額ニ其ノ十分ノ五以内ヲ加ヘタルモノトス
第三號表

號	甲										傷病原因
	務公キハス準ニ闕戰ハ又闕戰										
第十款	第一款	第二款	第三款	第四款	第五款	第六款	第七款	第八款	第九款	第十款	症狀等差
	一、六五〇	一、四八五	一、三二〇	一、一五五	八九〇	八二五	六六〇	四九五	三三〇	一六五	下
	兵	卒	兵	卒	兵	卒	兵	卒	兵	卒	傷病原因
	一、五〇〇	一、三五〇	一、二〇〇	一、〇五〇	九〇〇	七五〇	六〇〇	四五〇	三〇〇	一五〇	號
	乙	普通	通	務	務	務	務	務	務	務	症狀等差
	第一款	第二款	第三款	第四款	第五款	第六款	第七款	第八款	第九款	第十款	下
	一、三二〇	一、一八八	一、〇五六	九二四	七九二	六六〇	五二八	三九六	二六四	一三二	士
	兵	卒	兵	卒	兵	卒	兵	卒	兵	卒	傷病原因
	一、二〇〇	一、〇八〇	九六〇	八四〇	七二〇	六〇〇	四八〇	三六〇	二四〇	一二〇	號

第四號表

階等	在職年數										
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	
將官及相當官	親任	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	
佐尉官及相當官	一、五三三	一、三三七	一、一三七	九八八	八二二	五九八	四三三	二八三	一四三	一〇四	
	一、三三三	一、一三七	九八八	八二二	五九八	四三三	二八三	一四三	一〇四	六六	
	一、一三七	九八八	八二二	五九八	四三三	二八三	一四三	一〇四	六六	三三	
	九八八	八二二	五九八	四三三	二八三	一四三	一〇四	六六	三三	一六	
	八二二	五九八	四三三	二八三	一四三	一〇四	六六	三三	一六	八	
	五九八	四三三	二八三	一四三	一〇四	六六	三三	一六	八	四	
	四三三	二八三	一四三	一〇四	六六	三三	一六	八	四	二	
	二八三	一四三	一〇四	六六	三三	一六	八	四	二	一	
	一四三	一〇四	六六	三三	一六	八	四	二	一		
	一〇四	六六	三三	一六	八	四	二	一			
官准士	判	下	任	官	士						
下	二	三	四								
士	七	八									
兵	一	二	三	四							
卒	一	二	三	四							

右の恩給法は恩給制度に關する劃期的の改正と稱すべきものである。今學校職員等との關係に於て同法の規定の主要なる點を擧げると次の如きものである。

(一)從來官立學校の職員は官吏として一般官吏と同じく恩給法に依り恩給を受け、公立學校圖書館及幼稚園の職員は官

吏待遇者として府縣立師範學校校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法及明治二十九年法律第十三號に依り退隱料を受けて居たのであるが、今回は恩給も退隱料も皆之を單一の恩給法に統合して之を恩給と爲し、又從來恩給と扶助料とは別種のものとなつて居たのを改め之を恩給の一種と爲したること、尙ほ以上述べた關係は在外指定學校職員退隱料に就ても同様であること

(二)從來恩給又は退隱料を受くることを得るは年齢滿六十歳以上若は病氣其職に堪へざるを理由として退官退職する場合に限られて居たのを改め、自己便宜の爲に退官退職する場合にも之を受け得ることとしたること

(三)從來恩給又は退隱料の額は滿十五年以上在官在職したる者に對し退官退職當時の俸給二百四十分の六十(四分の一)を以て始まり、十五年以後滿一年を加ふる毎に二十四十分の一を加へ滿四十年に至て止むとなつて居たのを改め、百五十分の一(三分の一)を以て始まり、十五年以後滿一年を加ふる毎に百五十分の一を加へ滿四十年に至て止むとしたること

(四)從來遺族扶助料の額は退隱料額の三分の一であつたのを改め、十分の五(普通の場合)と爲したること

(五)從來學校職員にして官吏若は官吏待遇者に非ざる者の在職年數は恩給若は退隱料に所謂在官在職に全然通算せざることとなつて居たが、今回は第二十二條及後に述べる恩給法施行令第九條に依り定まる所の所謂進教育職員即ち官立又は公立學校の教授心得、助教授心得、教諭心得、助教諭心得、准訓導及判任官の待遇を受けざる保姆にして専任教員たる者が引續き恩給法第二十二條に所謂教育職員、即ち(一)、公立の學校若は圖書館又は在外指定學校の職員にして國庫より俸給を受けざる官に在るもの及判任官の待遇を受くるもの、(二)、府縣立師範學校長となつたときは教育職員としての就職に接續する其勤続年月數の二分の一に相當する年月數を在職年數に通算することとしたること

と

(六)從來の退隱料法に於ては公立學校職員の勤続在職に對して退隱料額加算の上に特例を設けて居たのであるが、今回は之に關して第六十二條に左の如き規定を設けて居る。

第六十二條 教育職員在職十五年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十五年以上十六年未滿ニ對シ退職當時ノ俸給年額百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ小學校、實業補習學校、幼稚園又ハ盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員トシテノ勤続在職年十五年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤続在職年中十五年ヲ控除シタル殘ノ勤続在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第一項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ中學校又ハ之ト同等以下ノ程度ノ學校ノ教育職員トシテノ勤続在職年十五年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤続在職年中十五年ヲ控除シタル殘ノ勤続在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年額ノ百三十分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

前項ノ中學校ト同等以下ノ程度ノ學校ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(七)從來の官吏恩給法に依れば恩給法を受くる者判任官以上の官に任じ政府より俸給を受くるときは其間恩給の支給を停止することとなつて居り、一方市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法及府縣立師範學校校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法に依れば、退隱料を受くる者公務に就き受くる給料と退隱料とを合したる金額退職現時の

給料額を超過するときは其間其差額に限り退隠料の差額を停止することとなつて居て、恩給法と退隠料法との間には支給停止の關係に就て多少主義を異にしたのであるが、今回の新恩給法に於ては從來の恩給法の主義に依り第五十八條に於て苟も公務員として就職するときは其間恩給の支給を停止することを本則とするのであるが從來公立學校等に於て退隠料法に差額停止の規定あるが爲に比較的少額の俸給を以て受退隠料者を招聘し得たる便宜を一齊に失はしむるは稍考慮を要する事情ありとして第九十九條第一項に於て

第九十九條 第五十八條ノ規定ハ教育職員及教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官ニ付テハ當分ノ内之ヲ適用セス其ノ退隠料又ハ恩給ノ停止ハ仍從前ノ例ニ依ル但シ教育職員及教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官學習院ノ職員ト爲リタルトキハ此ノ限リニ在ラスと規定して居る。

(八)從來公立學校圖書館幼稚園の職員が官吏に轉任したる場合には退隠料法上の在職年數の計算に於ては所謂教育文官の在職年數のみを通算し非教育文官の在職年數は全然之を通算しなかつたのであるが、新恩給法に於ては教育文官非教育文官等の差別を設けず總ての在職年數を通算するを本則として居る。然も(七)に述べた就職の場合の恩給差額停止の問題と關聯して第九十九條の第二項に

第九十九條 (前略)

前項ノ規定ノ施行セラルル期間内ニ屬スル教育職員ノ在職年ト教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官以外ノ公務員ノ在職年トハ互ニ之ヲ通算セス仍從前ノ例ニ依ル教育職員ノ在職年ト第四十二條第一項各號ニ掲クル在職年トノ間ニ付亦同シ但シ學習院ノ職員トシテノ在職年ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

と規定して居る。

大正十二年八月十七日勅令第三百六十七號を以て左の如く恩給法施行令が制定せられた。(抄)

恩給法施行令

第一條 恩給法第十條ノ規定ニ依リ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ハ扶助料ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ニ依ル

同法第十條ノ恩給權者カ死亡ノ當時家族ナリシトキハ其ノ相續人ハ恩給權者死亡ノ當時之ト同一戸籍内ニ在リタルコトヲ要ス

第二條 恩給法第十條ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給權者未タ恩給ノ請求ヲ爲サリシトキハ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ死亡者ノ恩給ノ請求ヲ爲スコトヲ得

裁定ヲ經タル恩給ニ付テハ死亡者ノ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ其ノ恩給ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第三條 恩給法第十二條ノ規定ニ依リ内閣恩給局長以外ノ者ニ於テ恩給ヲ受クルノ權利ヲ裁定スヘキ場合ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 内地ニ於ケル公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事之ヲ裁定ス
- 二 前號ニ掲クルモノヲ除クノ外内地ニ於ケル公立ノ學校又ハ圖書館ノ教育職員ニシテ文官ニ非サルモノノ一時恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事之ヲ裁定ス

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

三 朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於ケル公立ノ小學校、普通學校、公學校、實業補習學校、幼稚園、盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官之ヲ裁定ス

六 恩給法第二十四條第三號ニ掲クル待遇職員（國庫ヨリ俸給ヲ給スルモノヲ除ク）及其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事（警視廳部内ノ職員ニ在リテハ警視總監）、朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長之ヲ裁定ス

第四條 恩給法第十七條第一項ノ規定ニ依リ分擔スヘキ恩給ハ普通恩給及扶助料トシ國庫カ恩給金額ノ分擔ヲ請求スル場合ニ於テハ當該公務員ノ在職年中ニ恩給ノ負擔者ヲ異ニスヘキ二種以上ノ公務員ノ在職年ヲ含ムトキハ各在職年ノ年數ヲ其ノ各官職ノ最終ノ俸給年額（下士以下ノ軍人及之ニ相當スル準軍人ニ付テハ別表第一號表ノ金額ヲ俸給年額ト看做ス）ニ乗シタル數ニ比例シテ分擔請求額ヲ定ム

恩給法第四十五條ノ規定ニ依リテ普通恩給ヲ受クヘキ所定ノ年數ニ滿タサル在職年ノ者ニ給スル普通恩給及其ノ遺族ニ給スル扶助料ニ付テハ當該所定ノ年數ニ滿タサル年月數ハ分擔請求額計算上之ヲ當該恩給ノ負擔者ニ歸スヘキ在職年ト看做ス

分擔請求額ニ付在職年數ヲ計算スル場合ニ於テハ左ノ割合ニ依リ其ノ基礎タル在職年月數ニ加算ス

- 一 恩給法第六十二條第三項ノ規定ニ依リ加給スヘキ場合ニ於テハ加給セラルヘキ勤績在職年ノ一年ニ付一年
- 二 恩給法第六十條第三項、第六十一條第四項、第六十二條第七項、第六十三條第五項又ハ第六十四條第三項ノ規定ニ依リ外國勤績ニ因ル加給ヲ爲スヘキ場合及同法第六十二條第四項又ハ同法第六十三條第三項ノ規定ニ

依リ加給ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ加給セラルヘキ勤績在職年ノ一年ニ付六月

前三項ノ規定ハ恩給法第十七條第二項乃至第四項ノ分擔請求ニ付之ヲ準用ス

第五條 恩給ノ分擔ハ支給義務額ニ依リ之ヲ爲スモノトス

第六條 左ニ掲クルモノハ國庫ヨリ俸給ヲ給セサルモ恩給法第二十條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ文官トス

一 郡判任官

二 都市計畫地方委員會ノ職員ニシテ官吏タルモノ

三 神宮司廳又ハ神宮皇學館ノ職員ニシテ官吏タルモノ

第八條 恩給法第二十二條第二項ノ在外指定學校ハ外務大臣及文部大臣之ヲ指定ス但シ關東州ニ在リテハ關東長官之ヲ指定ス

前項ノ指定ニ關スル規程ハ外務大臣及文部大臣又ハ關東長官之ヲ定ム

第九條 恩給法第二十二條第三項ノ準教育職員トハ教授心得、助教諭心得、教諭心得、助教諭心得、准訓導及判任官ノ待遇ヲ受ケサル保姆ニシテ專任教員タルモノヲ謂フ

第十條 恩給法第二十四條第三號ノ待遇職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

- 一 道路管理職員制ニ依ル職員
- 二 地方土木職員制ニ依ル職員
- 三 地方産業職員制ニ依ル職員（市費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク）
- 四 地方測候所職員制ニ依ル職員

- 五 防疫職員制ニ依ル職員
- 六 港務部設置制ニ依ル職員
- 七 臨時海港檢疫所官制ニ依ル職員
- 八 廳府縣衛生職員制ニ依ル職員
- 九 癩療養所職員制ニ依ル職員
- 十 朝鮮地方待遇職員令ニ依ル地方ノ土木又ハ産業ニ關スル事務又ハ技術ニ従事スル職員（府費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク）
- 十一 臺灣地方待遇職員令ニ依ル地方ノ土木、衛生、産業又ハ物産検査ノ事務又ハ技術ニ従事スル職員
- 第十五條 恩給法第三十八條ノ規定ニ依リ加算スヘキ邊陲又ハ不健康ノ地域及其ノ加算ノ程度ハ別表第二號表ニ依ル
- 第十六條 邊陲又ハ不健康ノ地域ノ加算ハ在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ赴任シタル者ニ付テハ在勤地ニ到著シタル月ヨリ、其ノ地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ其ノ在勤ヲ止メタル月ヲ以テ終ル前項ノ地域ニ在勤中引續キ九十日以上其ノ地域ヲ離レタルトキハ全ク地域ヲ離レタル月ニ對シテハ邊陲又ハ不健康ノ地域ノ加算ヲ爲サス
- 第二十條 恩給法第四十四條ノ本俸ニ準スヘキモノトハ左ニ掲クルモノヲ謂フ
 - 一 年功ニ因ル加俸
 - 二 府縣知事ノ指定地加俸

- 三 官立又ハ公立ノ大學ノ教授又ハ助教ノ職務俸
- 四 第一號ニ掲クルモノヲ除クノ外市町村立小學校教員加俸令ニ依ル加俸
- 五 警察監獄職員ノ精勤加俸及功勞加俸
- 第二十一條 恩給法第四十八條第一項第一號ニ規定スル流行病及地域ハ別表第三號表ニ依ル
- 第二十二條 恩給法第四十八條第一項第二號ノ流行病ノ種類左ノ如シ
 - 一 マラリヤ（黒水熱ヲ含ム）
 - 二 猖紅熱
 - 三 コレラ
 - 四 脚氣（戰地ニ限ル）
 - 五 發疹チフス
 - 六 腸チフス
 - 七 パラチフス
 - 八 ベスト
 - 九 回歸熱
 - 十 赤痢
 - 十一 流行性腦脊髄膜炎
 - 十二 流行性感冒

- 十三 肺デストマ病
- 十四 トリパノゾーム病
- 十五 ワイルス氏病
- 十六 カラアザール
- 十七 黄熱

第二十四條 恩給法第四十九條第二項ノ規定ニ依リ不具癩疾ノ程度ヲ分チテ左ノ七項トス
特別項症

- 一 常ニ就床ヲ要シ且複雑ナル介護ヲ要スルモノ
- 二 重大ナル精神障碍ノ爲常ニ監視又ハ複雑ナル介護ヲ要スルモノ
- 三 身體諸部ノ障碍ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項症乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ

第一項症

- 一 複雑ナル介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要スルモノ
- 二 精神的又ハ身體的作業能力ヲ失ヒ僅ニ自用ヲ辨シ得ルニ過キサルモノ
- 三 咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ癱シタルモノ
- 四 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 五 肘關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ
- 六 膝關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ

第二項症

- 一 精神的又ハ身體的作業能力ノ大部ヲ失ヒタルモノ
- 二 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ癱シタルモノ
- 三 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 四 兩耳全ク聾シタルモノ
- 五 腕關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ
- 六 足關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ

第三項症

- 一 咀嚼又ハ言語ノ機能ニ大ニ妨アルモノ
- 二 兩睾丸ヲ全ク失ヒタルモノ
- 三 肘關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
- 四 膝關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ
- 五 兩耳ノ聽力カ耳鼓ニ接セサレハ大聲ヲ解シ得サルモノ

第四項症

- 一 泌尿器ノ機能ニ大ニ妨アルモノ
- 二 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 三 腕關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

四 足關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ
第五項症

- 一 鼻ヲ失ヒ其ノ機能ニ大ニ妨アルモノ
- 二 頭部、顔面等ニ大ナル醜形ヲ殘シタルモノ
- 三 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 四 一側總指ヲ全ク失ヒタルモノ

第六項症

- 一 頸部又ハ軀幹ノ運動ニ大ニ妨アルモノ
- 二 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 三 一側拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 四 一側總趾ヲ全ク失ヒタルモノ

前項ノ各症ニ該當セサル傷痍疾病ノ症項ハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ査定ス

視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ萬國共通視力標ニ依ル

第二十五條 準文官ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 高等官ノ試補ハ判任官一等トシ判任官見習ハ同四等トス
- 二 國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ニ付テハ其ノ官等階級ニ依ル

第二十七條 教育職員及準教育職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 教育職員ノ階等ハ其ノ官等階級又ハ待遇官等階級ニ依リ勅任官、奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クルモ官等階級ノ定ナキ者ハ各其ノ最下位ノ官等階級ニ依ル
 - 二 準教育職員ノ階等ハ公立學校職員待遇官等階級令別表第二表ノ例ニ準ス
- 第二十九條 待遇職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ其ノ待遇官等階級ニ依リ勅任官、奏任官又ハ判任ノ待遇ヲ受クルモ官等階級ノ定ナキ者ハ各其ノ最下位ノ官等階級ニ依ル
- 第三十條 恩給法第六十二條第五項ニ規定スル中學校ト同等以下ノ程度ノ學校トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

- 一 師範學校
 - 二 高等女學校
 - 三 專門學校令ニ依ラサル實業學校（實業補習學校ヲ除ク）
 - 四 中學校又ハ前二號ニ掲クル學校ニ準スヘキ學校
 - 五 實業補習學校教員養成所
 - 六 朝鮮又ハ臺灣ニ於ケル中學校又ハ第一號乃至第三號若ハ第五號ニ掲クルモノニ準スヘキモノ
 - 七 在外指定學校ニシテ中學校又ハ第一號乃至第三號ニ掲クル學校ニ準スヘキモノ
- 第三十二條 第十六條ノ規定ハ恩給法第九十一條又ハ第九十二條ノ規定ニ依リ附スヘキ加算年ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第三十三條 恩給法第九十六條ノ規定ニ依リ在職最終俸給年額ニ増加スヘキ金額ハ別表第四號表ノ區分ニ依ル

第三十四條 恩給法第九十九條ノ教育事務ニ従事スル文官トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

- 一 官立ノ學校又ハ圖書館ノ職員
 - 二 文部省官吏
 - 三 教育事務従事ノ北海道廳、府、縣、郡、島廳、朝鮮總督府、朝鮮總督府道府郡島、臺灣總督府、臺灣總督府州廳郡市、樺太廳、關東廳又ハ南洋廳ノ官吏
 - 四 臺灣公立學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノ
 - 五 教育事務従事ノ従前ノ區、統監府又ハ關東都督府ノ官吏
- 第三十五條 廢官、廢職、廢廳、廢校又ハ官職名改定ノ際其ノ廢改ニ係ル官職ニ在ル者即日又ハ翌日他ノ官職ニ任セラレタルトキハ恩給法ノ適用ニ付テハ之ヲ勤續ト看做ス
- 第三十六條 恩給法第一百條ノ規定ニ依ル増額ハ左ノ區分ニ依ル
- 一 軍人以外ノ公務員ノ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ其ノ年額算出ノ基礎ト爲リタル俸給カ大正九年七月三十一日以前ノ俸給令ニ依ルモノナルトキハ別表第四號表ノ區分ニ依リ増加シタル金額ヲ俸給年額ト爲シ、其ノ他ノモノナルトキハ在職最終ノ俸給年額ヲ基礎トシテ恩給法第六十條、第六十三條及第七十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給又ハ扶助料ノ年額トス
 - 二 増加恩給ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ退職當時ノ階等並別表第六號表ニ依リ定メタル傷病ノ原因及不具癡疾ノ程度ニ從ヒ恩給法第六十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ増加恩給ノ年額トス但シ陸海軍准士官ニシテ其ノ官ニ對スル最高俸ヲ受ケタルモノノ階等ハ之ヲ尉官トシ名譽進級ニ因リ階等ヲ進メラレタル軍人ノ階等ハ名譽進級ニ因ル階等トス

第二十五條乃至第二十九條ノ規定ハ増加恩給年額ノ更正ニ付之ヲ準用ス

前項ノ増額ヲ爲ス場合ニ於テハ外國勤續ニ因ル加給ハ之ヲ爲サス

第三十七條 恩給法第一百二條ノ規定ニ依リ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ増額スル場合ニ於テハ其ノ年額算出ノ基礎ト爲リタル退職又ハ死亡當時ノ俸給年額ヲ別表第七號表ニ依リ假定俸給年額ニ増加シ之ヲ退職又ハ死亡當時ノ俸給年額ト看做シ之ニ恩給法第一百條ノ規定ヲ適用ス

附 則

第三十八條 本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十九條 左ノ命令ハ之ヲ廢止ス

一 明治二十四年勅令第二百四十八號

編者註(府縣郡市町村制不施行地方に於て府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法及市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法施行に關する件)

一 明治二十七年勅令第五十二號

編者註(貴族院並衆議院守衛恩給扶助料の件)

一 明治二十七年勅令第八十一號

編者註(陸軍監獄看守海軍監獄看守恩給扶助料の件)

一 明治二十七年勅令第四百四十五號

編者註(海軍候補生及海軍生徒の恩給額に關する件)

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

一明治三十一年勅令第二百四十四號

編者註(陸軍見習士官及生徒恩給額の件)

一明治三十二年勅令第二百一號

編者註(明治二十九年法律第十三號「公立學校職員退職料等ニ關スル件」施行の件)

一明治三十三年勅令第七十三號

編者註(明治三十三年法律第七十五、法律第七十六號「在臺灣官吏及軍人ノ恩給並遺族扶助料ノ件」に依る風土病及流行病種類指定の件)

一明治三十三年勅令第四百四號

編者註(明治二十九年法律第十三號「公立學校職員退職料等ニ關スル件」を臺灣に施行の件)

一巡查看守退職料及遺族扶助料法施行令

編者註(明治三十四年勅令第四百十八號)

一明治三十四年勅令第五百十號

編者註(巡查看守退職料及遺族扶助料法を臺灣に施行の件)

一明治三十五年勅令第五百十七號

編者註(明治三十五年法律第三十九號「風土病及流行病ノ種類指定ノ件」)

一明治四十一年勅令第三百二十七號

編者註(在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法中主務大臣及領事官の管掌する事項に關する件)

一明治四十三年勅令第二百二十七號

編者註(巡查看守退職料及遺族扶助料法施行令準用の件)

一明治四十四年勅令第七十號

編者註(明治四十四年法律五十九號「軍人恩給令中改正」附則第六項の規定に依る恩給等に關する件)

一大正六年勅令第二百四十一號

編者註(軍人恩給法第二十七條の二の傷痍に關する件)

一大正六年勅令第二百四十二號

編者註(大正六年法律第六號「軍人恩給法中改正」附則第九項の規定に依る恩給等に關する件)

一大正九年勅令第三百二十三號

編者註(大正九年法律第十號「恩給扶助料等ノ増額ニ關スル件」に依る恩給増額中執達吏に對する特例に關する件)

一明治十八年第十五號達官吏恩給令附則

一明治十八年第十六號達文官傷痍疾病等差例

一明治十八年第四十號達陸軍恩給令附則

(別表)

第二號表

(一) 三分ノ二月ヲ加算スヘキモノ

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

以內ノ地域及其ノ以東ノ地域
花蓮港廳
花蓮港街ヨリ玉里ニ至ル鐵道沿線二里以內ノ地域及其ノ以東ノ地域

第三號表

地域	流行	病
八重山列島	マラリヤ(黒水熱ヲ含ム以下同シ)、赤痢	
朝鮮	猩紅熱、腸チフス、バラチフス、赤痢、肺チストマ病	
臺灣	マラリヤ、腸チフス、バラチフス、赤痢	
南洋諸島	マラリヤ、腸チフス、バラチフス、赤痢、黃熱	
滿洲東洲	ベスト、腸チフス、バラチフス、赤痢	
支那(滿洲ヲ除キ香港ヲ含ム)	マラリヤ、猩紅熱、コレラ、發疹チフス、腸チフス、バラチフス、ベスト、赤痢、カラ	
露(薩哈連州ヲ含ム)	發疹チフス、腸チフス、バラチフス、ベスト、回歸熱、赤痢	
比律賓諸島	マラリヤ、コレラ、腸チフス、バラチフス、赤痢	
蘭領東印度諸島	マラリヤ、コレラ、ベスト、赤痢	
佛領印度、暹羅、緬甸、馬來半島	マラリヤ、コレラ、發疹チフス、ベスト、赤痢	
英領印度	マラリヤ、コレラ、ベスト、赤痢、カラアザール	

中央亞米利加	南亞米利加	墨西哥	亞非利加
マラリヤ、腸チフス、バラチフス、赤痢、黃熱	マラリヤ、發疹チフス、黃熱	マラリヤ、ベスト、回歸熱、赤痢、トリバノゾーム病、黃熱	

第四號表

俸在給年最終額終	增加スヘキ金額
圓超六千五百圓ノ未滿ノモノ	ノ七終ト百圓ノ差額トス
圓超五千五百圓ノ未滿ノモノ	トノ差額
圓超三千五百圓ノ未滿ノモノ	千五百圓
圓超二千五百圓ノ未滿ノモノ	ノ百圓ノ差額
圓超六百四十圓ノ未滿ノモノ	加ヘタル額
圓超三百六十圓ノ未滿ノモノ	三百圓
下三百圓以	額當十割ニシテ

第六號表(抄)

從前ノ傷病原因	官吏恩給法第十四條	特別恩給法
甲	特別第一項	特別第一項
乙	特別第二項	特別第二項
丙	特別第三項	特別第三項
丁	特別第四項	特別第四項
戊	特別第五項	特別第五項
己	特別第六項	特別第六項
庚	特別第七項	特別第七項
辛	特別第八項	特別第八項
壬	特別第九項	特別第九項
癸	特別第十項	特別第十項

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

官吏恩給法施行規則 第十二條	官吏恩給令附則 第五條	市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料支給規則 第十五條	公立學校職員退職料及遺族扶助料支給規則	則	臺灣ニ在勤スル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退職料及遺族扶助料支給規則	巡査看守退職料及遺族扶助料法施行令 第一條	巡査看守給助例 第四條
項第一	項第一	項第一	項第一	項第一	項第一	號第一	號第一
項第二	項第二	項第二	項第二	項第二	項第二	號第二	號第二
項第三	項第三	項第三	項第三	項第三	項第三	號第三	號第三
項第四	項第四	項第四	項第四	項第四	項第四	號第四	號第四
項第五	項第五	項第五	項第五	項第五	項第五	號第五	號第五
項第六	項第六	項第六	項第六	項第六	項第六	號第六	號第六

備考 明治三十五年勅令第四十一號ニ定メタル事件ノ爲受ケタル傷痕ハ之ヲ戰闘ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痕ト看做ス

第七號表

高等官及同待遇	判任官及同待遇
退職又ハ死亡當時ノ俸給年額	退職又ハ死亡當時ノ俸給年額
假定俸給年額	假定俸給年額

九、六〇〇	一、二、〇〇〇	一、四四〇
六、〇〇〇	八、〇〇〇	一、一四〇
五、〇〇〇	六、〇〇〇	九〇〇
四、五〇〇	五、五〇〇	七八〇
四、〇〇〇	五、〇〇〇	六六〇
三、六〇〇	四、五〇〇	六〇〇
三、五〇〇	四、二〇〇	六一六
三、三〇〇	四、〇〇〇	八十四圓ヲ加ヘタル額
三、〇〇〇	三、七〇〇	七十二圓ヲ加ヘタル額
二、八〇〇	三、五〇〇	六十圓ヲ加ヘタル額
二、六〇〇	三、二〇〇	四十八圓ヲ加ヘタル額
二、五〇〇	三、〇〇〇	三十六圓ヲ加ヘタル額
二、四〇〇	二、七〇〇	二十四圓ヲ加ヘタル額
二、二〇〇	二、五〇〇	
二、〇〇〇	二、二〇〇	
一、八〇〇	二、〇〇〇	
一、六〇〇	一、八〇〇	
一、五〇〇	一、八〇〇	
一、四〇〇	一、七〇〇	

一、三〇〇	一、六〇〇
一、二〇〇	一、五〇〇
一、一〇〇	一、三〇〇
一、〇〇〇	一、二〇〇
九〇〇	一、一〇〇
八〇〇	一、〇〇〇
七〇〇	八五〇
六〇〇	七五〇
五〇〇	六〇〇
四五〇	五五〇
四〇〇	五〇〇
三〇〇	四〇〇

備考

一 本表ノ俸給年額ニハ加俸ヲ包含セス恩給年額算出ノ基礎ト爲リタル加俸ハ其ノ實額ニ依ル
 一 本表ニ該當セサル俸給ニ付テハ之ニ其ノ俸給年額ノ二割五分ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノヲ以テ假定俸給年額トス但シ
 其ノ額カ實俸給年額ニ最モ近キ本表中ノ上級俸給年額ニ對スル假定俸給年額ヲ超過スルトキハ之ヲ當該上級俸給年額ニ對
 スル假定俸給年額ニ止ム

大正十二年十二月二十七日勅令第五百二十號を以て左の如く恩給法施行令中に改正が行はれた。

恩給法施行令中左ノ通改正ス

第十條十一號中「従事スル職員」ヲ「従事スル職員(市費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク)」ニ改ム

第十一條第五號中「竝臺灣ニ於ケル監獄醫及警察醫」ヲ「及臺灣ニ於ケル警察醫」ニ改ム

同條第六號中「臺灣又ハ」ヲ「臺灣ニ於ケル檢疫醫、檢疫員及檢疫獸醫」ニ改ム

第四十條 第十條各號ニ掲クル官制ニ依リ廢止セラレタル官制又ハ其レニ依リ廢止セラレタル官制ニ依リテ判任官

以上ノ待遇ヲ受ケタル職員ハ在職年通算ノ關係ニ於テハ之ヲ當該各號ニ掲クル官制ニ依ル職員ト看做ス

別表第二號表(一)三分ノ二月ヲ加算スヘキモノノ部内地ノ欄中「國後郡 安渡移矢岬」ノ次ニ「松前郡 小島」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十條ノ規定ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ適用ス

大正十四年四月一日勅令第五十三號を以て左の如く恩給法施行令中に改正が行はれた。

恩給法施行令中左ノ通改正ス

第六條ニ左ノ一號ヲ加フ

四 朝鮮道立醫院ノ職員ニシテ官吏タルモノ

第十條第十號中「土木又ハ産業」ヲ「土木、産業、衛生又ハ測候」ニ改メ同條第五號ヲ第六號トシ以下順次繰下ケ

第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

五 地方學校衛生職員制ニ依ル職員
同條ニ左ノ一號ヲ加フ

十三 關東州地方待遇職員令ニ依ル地方ノ産業、土木又ハ衛生ニ關スル事務又ハ技術ニ従事スル職員

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年七月一日勅令第二百四十四號を以て左の如く恩給法施行令中に改正が行はれた。

恩給法施行令中左ノ通改正ス

第六條第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 地方官官制第二條ニ規定スル府縣判任官

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

郡判任官ハ仍之ヲ第六條第一號ニ掲ケル文官ト看做ス

大正十五年九月十一日勅令第三百四號を以て左の如く恩給法施行令中に改正が行はれた。

恩給法施行令中左ノ通改正ス

第三條第六號中「臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長」ノ下ニ「、關東州ニ在リテハ關東長官」ヲ加フ

第十條中第六號ヲ第八號トシ以下第十號迄順次二號宛ヲ繰下ケ第五號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

六 地方社會教育職員制ニ依ル職員

七 地方社會事業職員制ニ依ル職員

同條中第十一號ヲ第十四號トシ以下順次三號宛ヲ繰下ケ新第十四號ノ前ニ左ノ一號ヲ加フ

十三 家畜防疫職員制ニ依ル職員

第十一條第五號中「監獄ノ藥劑師及」ヲ「監獄ノ藥劑師、鐵道醫及鐵道藥劑師並」ニ改ム

第三十五條中「又ハ官職名改定ノ際其ノ廢改ニ係ル官職ニ在ル者」ヲ「若ハ官職名改定ノ際其ノ廢改ニ係ル官職ニ在リタル者又ハ定員ノ減少ニ因リ退職シタル者」ニ改ム

別表第二號表(二)二分ノ一月ヲ加算スヘキモノノ中内地ノ欄鹿兒島縣大島郡ノ項ニ「實久村大字實久字榮名原、東方村大字嘉鐵字皆津」ヲ加フ

附 則

本令ハ大正十五年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年十二月二十七日勅令第三百六十二號を以て左の如く恩給法施行令中に改正が行はれた。

恩給法施行令中左ノ通改正ス

第十一條中第一號ヲ第二號トシ以下順次一號宛ヲ繰下ケ第二號ノ前ニ左ノ一號ヲ加フ

一 造幣醫及專賣醫

別表第二號表(一)三分ノ二月ヲ加算スヘキモノノ中「其ノ他」ノ欄「海防」ヲ「河内」ニ改メ樺太ノ欄ノ下ニ左ノ一欄ヲ加フ

關東州
關島

同表(二)二分ノ一月ヲ加算スヘキモノノ中「其ノ他」ノ欄「オムスク」ノ次ニ「ノヴォシビルスク」ヲ、「雲南」ノ次ニ「アレキサンドリヤ」ヲ加フ

附則

本令ハ昭和三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年四月二十四日勅令第七十三號を以て左の如く恩給法施行令中に改正が行はれた。

恩給法施行令中左ノ通改正ス

第十條中第八號ヲ第九號トシ以下順次一號宛繰下ケ第七號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

八 地方建築職員制ニ依ル職員

別表第二號表(一)三分ノ二月ヲ加算スヘキモノノ中内地ノ欄ニ左ノ一項ヲ加フ

「長野縣
南松浦郡
女島」

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和五年二月六日勅令第十九號を以て左の如く恩給法施行令中に改正が行はれた。

恩給法施行令中左ノ通改正ス

第十條第八號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

八ノ二 地方警察職員制ニ依ル職員

同條第十五號中「衛生」ヲ「衛生、社會事業」ニ、同條第十六號中「産業又ハ物産検査」ヲ「産業、物産検査、社會事業又ハ社會教育」ニ、同條第十七號中「土木又ハ衛生」ヲ「土木、衛生、教育又ハ行政」ニ改ム

第十一條第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 造幣醫、專賣醫及專賣藥劑師

別表第二號表(一)三分ノ二月ヲ加算スヘキモノノ中其ノ他ノ欄「新嘉坡」ノ次ニ「メダン」ヲ、「孟買」ノ次ニ「テヘラン」ヲ加ヘ、同表(二)二分ノ一月ヲ加算スヘキモノノ中其ノ他ノ欄「墨西哥市」ノ次ニ「マサトラン」ヲ、「サンパウロ」ノ次ニ「サントス」ヲ加フ

別表第三號表中英領印度ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

ベルシア マラリヤ、猩紅熱、發疹チフス、腸チフス、バラチフス、回歸熱、赤痢
--

附則

第七章 大正九年世界大戦直後より昭和七年末に至るまで

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年四月十六日勅令第六十號を以て左の如く恩給法施行令中に改正が行はれた。

恩給法施行令中左ノ通改正ス

第十條中第八號ノ二ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

八ノ三 地方體育運動職員制ニ依ル職員

別表第二號表(三分ノ二月ヲ加算スヘキモノ中内地ノ欄「占守島」ノ次ニ「石川縣 鳳至郡 船倉島」ヲ、其ノ他ノ欄「ポルトサ

イド」ノ次ニ「モンバサ」ヲ加ヘ同表(二分ノ一月ヲ加算スヘキモノ中其ノ他ノ欄「太原」ノ次ニ「鄭州」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年六月十八日法律第十三號を以て左の如く「恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律」が定められた。

第一條 昭和六年六月一日以降減俸ノ爲改正シタル俸給ニ關スル規程ニ依リ俸給ヲ給セラレ勅令ヲ以テ指定スル時

期迄ニ退職シ若ハ死亡シタル軍人以外ノ公務員若ハ之ニ準ズベキ者又ハ其ノ遺族ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ

恩給額ト改正前ノ俸給ニ關スル規程ニ依レバ受クベカリシ俸給ヲ基礎トスル恩給額トノ差額ヲ年金タル恩給ニ在

リテハ退職又ハ死亡ノ翌月ヨリ増給シ一時金タル恩給ニ在リテハ追給ス

前項ノ規定ハ昭和六年六月一日以降勅令ヲ以テ指定スル時期迄ニ新ニ制定セラルル俸給ニ關スル規程ニ依リ俸給

ヲ給セラレテ退職シ若ハ死亡シタル軍人以外ノ公務員若ハ之ニ準ズベキ者又ハ其ノ遺族ニ付之ヲ準用ス

第二條 恩給法第九十九條第一項ノ規定ニ依リ従前ノ例ニ依リ普通恩給ト其ノ基礎ト爲リタル在職年ニ通算スルコ

トヲ得ル官職ニ就キ受クル俸給トノ合算額ノ退職當時ノ俸給ヲ超過スル差額ダケ普通恩給ヲ停止スル場合ニ於ケ

ル其ノ退職當時ノ俸給ハ本法施行後ニ在リテハ勅令ヲ以テ指定スル時期迄昭和六年六月一日以降減俸ノ爲改正シ

タル俸給ニ關スル規程ニ依ル其ノ俸給ニ相當スル俸給トス

前項俸給額ノ算定ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

右の法律第十三號に依リ恩給に關しては減俸以前の俸給を基礎として計算することとせられたのである。

昭和七年七月三十日勅令第二百三號を以て左の如く昭和七年法律第十三號施行期日の件が定められた。

昭和七年法律第十三號ハ昭和七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第二百四號を以て左の如く昭和七年法律第十三號施行令が定められた。

昭和七年法律第十三號施行令

第一條 昭和七年法律第十三號第一項ノ規定ニ依リ増額シ又ハ追給スベキ恩給金額ヲ算出スル爲ニ要スル改

正前ノ俸給規程ニ依リ受クベカリシ俸給ハ左ノ各號ニ依ル

第七章 大正九年世界大戦直後より昭和七年末に至るまで

一 昭和六年六月又ハ七月減俸ノ爲改正シタル俸給規程施行ノ際在職シ俸給ヲ減額セラレタル者爾後其ノ俸給ヲ變動セラルルコトナクシテ退職シ又ハ死亡シタルトキハ減俸直前ノ俸給トス

二 昭和六年六月又ハ七月減俸ノ爲改正シタル俸給規程施行ノ際在職シタル者爾後其ノ俸給ヲ變動セラレテ退職シ又ハ死亡シタルトキ及該俸給規程施行後就職シタル者退職シ又ハ死亡シタルトキハ

(イ) 本俸ニシテ級俸ノ定アル俸給規程ニ依ルモノニ付テハ其ノ退職又ハ死亡當時ノ俸給ガ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル級俸定額ニ該當スルモノナル場合ニハ其ノ級俸定額ニ對應スル改正前ノ俸給規程ニ定ムル級俸定額トシ之ニ該當スルモノナラザル場合ニハ其ノ俸給ニ直近スル下位ノ級俸定額ガ之ニ對應スル改正前ノ俸給規程ニ定ムル級俸定額ニ對シテ有スル割合ヲ以テ其ノ俸給ヲ除シタル金額トス但シ其ノ俸給ニ直近スル上位ノ級俸定額ノ改正前ノ級俸定額ニ還元セラレタル額ヲ超ユルコトナシ

(ロ) 本俸ニシテ級俸ノ定ナキ俸給規程ニ依ルモノニ付テハ其ノ退職又ハ死亡當時ノ俸給ヲ高等官及同待遇者ニ在リテハ高等官等俸給令、判任官及同待遇者ニ在リテハ判任官俸給令ニ依リ受ケタルモノト假定シイノ規定ニ依リ算出シタル金額トス

(ハ) 本俸ニ準ズベキ俸給ニ付テハ俸給規程ニ於テ其ノ最高限ノミヲ規定スルモノニ在リテハ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル最高金額ガ改正前ノ俸給規程ニ定ムル最高金額ニ對シテ有スル割合ヲ以テ退職又ハ死亡當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ヲ除シタル金額トシ最高限及最低限ヲ規定スルモノニ在リテハ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル最高金額及最低金額ガ夫々改正前ノ俸給規程ニ定ムル最高金額及最低金額ニ對シテ有スル割合ヲ退職又ハ死亡當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ノ額ニ依リテ補間計算シタル割合ヲ以テ退職又ハ死亡當時

ノ本俸ニ準ズベキ俸給ヲ除シタル金額トス但シ本俸及本俸ニ準ズベキ俸給ノ改正前ノ俸給額ニ還元セラレタルモノノ合算額ハ改正前ノ俸給規程所定ノ最高限ヲ超ユルコトナシ

前項ノ場合ニ於テ前項各號ノ規定ニ依リ算出シタル俸給金額ノ圓位未滿ハ之ヲ切捨ツ

退職又ハ死亡當時ノ本俸ト本俸ニ準ズベキ俸給トノ合算額ガ第一項第二號(イ)又ハ(ロ)ノ規定ニ依リ改正前ノ俸給規程ニ依ル俸給ニ還元セラレベキ最低額ニ達セザルモノナルトキハ第一項第二號(ハ)ノ規定ニ依リ算出ヲ行ハズ

第二條 昭和六年六月二十二日以降官吏又ハ待遇官吏タル二以上ノ地位ニ基キ二以上ノ俸給(本俸ニ準ズベキモノヲ含マズ)ヲ受ケ二以上ノ官職ヲ同時ニ退職シ又ハ二以上ノ官職ニ在職中死亡シタル者前條第一項第二號(イ)又ハ(ロ)ニ該當スル場合ニ在リテハ其ノ本俸ニ付テハ退職又ハ死亡當時ノ各官職ノ俸給ニ互ニ他ノ俸給ノ額ヲ合算シ各合算額ニ付假ニ前條第一項第二號(イ)又ハ(ロ)ニ規定スル算出方法ニ依リ減俸前ノ俸給額ニ還元シ各還元額ヲ退職又ハ死亡當時ノ俸給額ノ比率ニ依リテ按分シ其ノ各俸給ニ屬スベキモノヲ以テ改正前ノ俸給規程ニ依リ受ケベカリシ各官職ノ俸給額トス

第三條 昭和七年法律第十三號第二條ノ規定ニ依リ退職當時ノ俸給ヲ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ依ル相當俸給ニ換算スルニハ左ノ各號ニ依ル

一 大正十二年十月一日以降昭和六年六月又ハ七月ノ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ノ適用前ニ退職シタル者ノ退職當時ノ俸給ニ相當スル俸給ハ

(イ) 本俸ニシテ級俸ノ定アル俸給規程ニ依ルモノニ付テハ其ノ退職當時ノ俸給ガ改正前ノ俸給規程ニ定ムル級俸定額ニ該當スルモノナル場合ニハ其ノ級俸定額ニ對應スル減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル級俸定額

トシ之ニ該當スルモノナラザル場合ニハ其ノ俸給ニ直近スル下位ノ級俸定額ガ之ニ對應スル減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル級俸定額ニ對シテ有スル割合ヲ以テ其ノ俸給ヲ除シタル金額トス

(ロ) 本俸ニシテ級俸ノ定ナキ俸給規程ニ依ルモノニ付テハ其ノ退職當時ノ俸給ヲ高等官及同待遇者ニ在リテハ高等官等俸給令、判任官及同待遇者ニ在リテハ判任官俸給令ニ依リ受ケタルモノト假定シ(イ)ノ規程ニ依リ算出シタル金額トス

(ハ) 本俸ニ準ズベキ俸給ニ付テハ俸給規程ニ於テ其ノ最高限ノミヲ規定スルモノニ在リテハ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル最高金額ガ改正前ノ俸給規程ニ定ムル最高金額ニ對シテ有スル割合ヲ退職當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ニ乗ジタル金額トシ最高限及最低限ヲ規定スルモノニ在リテハ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル最高金額及最低金額ガ夫々改正前ノ俸給規程ニ定ムル最高金額及最低金額ニ對シテ有スル割合ヲ退職當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ノ額ニ依リテ補間計算シタル割合ヲ退職當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ニ乗ジタル金額トス

二 大正十二年九月三十日以前ニ退職シタル者ノ退職當時ノ俸給ニ相當スル俸給ハ大正十二年十月一日恩給法ニ依リ更正増額セラレタル恩給ノ基礎ト爲リタル俸給額ヲ以テ退職當時ノ俸給額トシ前號ノ規定ニ依リテ算出シタル金額トス

前項ノ規定ニ依リ算出シタル俸給金額ノ圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

第四條 昭和六年六月二十二日前官吏又ハ待遇官吏タル二以上ノ地位ニ基キ二以上ノ俸給(本俸ニ準ズベキモノヲ含マズ)ヲ受ケ二以上ノ官職ヲ同時ニ退職シ其ノ合算額ヲ基礎トシテ普通恩給ヲ受ケタル者ノ退職當時ノ本俸ノ

額ノ換算ニ付テハ昭和六年勅令第四百四十三號ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ昭和六年六月一日以降同月二十二日前退職シタル者ニ付テハ其ノ俸給ハ之ニ對應スル改正前ノ俸給規程ニ依ル俸給トス

第五條 減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ於テ改正當時ノ在職者ニ付經過的ニ級俸定額ノ減率ヨリ低キ減率ニ依ル俸給ヲ給スル規定アリタル官職ガ退職當時ノ官職タリシ者ニシテ同規程施行ノ當時在職シタルモノニ關シテハ引續キ在職スル間ニ限り前二條ノ規定ニ依ル金額ニ依ラズシテ其ノ退職當時ノ俸給額ニ付定メラレタル低キ減率ニ依ル俸給ヲ以テ退職當時ノ俸給ニ相當スル俸給トス

第六條 第三條ノ規定ニ拘ラズ退職當時ノ俸給(二以上ノ地位ニ基キ二以上ノ俸給ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ合算額)ノ年額千四百四十圓以下ナルトキハ其ノ減額ヲ行ハズ千四百四十圓ヲ超エ千二百圓以下ナルトキハ之ヲ千四百四十圓トス但シ前條ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

附 則

本令ハ昭和七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二目 公立學校等職員

公立學校職員ノ待遇職制等ニ關しては、

大正九年三月二十九日勅令第五十七號を以て左の如く「公立學校職員俸給令第六條ノ規定ニ依ル加俸ニ關スル件」が定められた。

公立學校職員俸給令第六條ノ規定ニ依ル加俸ハ當分ノ内在職年數ニ拘ラス特ニ之ヲ給スルコトヲ得

附 則

第七章 大正九年世界大戦直後より昭和七年末に至るまで

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

世界大戦後の物價騰貴の爲に右の如き特例が設けられたのであつた。

大正九年八月三日法律第三十二號を以て左の如く公立學校職員年功加俸國庫補助法が定められた。

公立學校職員年功加俸國庫補助法

第一條 師範學校並公立ノ中學校、高等女學校及實業學校ノ職員ノ年功加俸ニ要スル經費ヲ補助スル爲國庫ハ毎年豫算ヲ以テ定ムル所ノ金額ヲ支出ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ補助スヘキ金額ハ前年六月一日現在ニ於テ五年以上勤續スル學校職員ノ數ニ比例シテ之ヲ北海道府縣ニ交付ス

第三條 學校職員ノ範圍及勤續ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第四條 第一條ノ實業學校ニハ實業專門學校ヲ包含セス

附 則

本法ハ大正九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年八月勅令第二百五十七號を以て高等官官等俸給令中の改正が行はれた。これは世界大戦後に於ける物價騰貴に伴ふ一般官吏増俸に關するものである。舊令と新令とに依る師範學校長俸給の比較は左の如くである。

官 名	官 等 俸 給		官 等		俸 給	
	從 前	改 正	從 前	改 正	從 前	改 正
北海道廳師範學校長	至自 四八 等	至自 四八 等	至自 十一級	至自 十一級	一、〇〇〇圓 二、五〇〇圓	一、六〇〇圓 三、八〇〇圓
府縣師範學校長	至自 四八 等	至自 四八 等	至自 十一級	至自 十級	一、〇〇〇圓 二、五〇〇圓	一、六〇〇圓 三、八〇〇圓

尙ほ師範學校長にして五年以上一級俸を受け功績顯著なる者には特に七百圓以内の年功加俸を給せらるるのである。

(大正九年勅令第二百五十七號の正文に關しては官立學校等職員の場所参照)

大正九年八月二十七日勅令第三百二十四號を以て左の如く公立學校職員制中に改正が行はれた。

公立學校職員制中左ノ通改正ス

第四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

師範學校長ハ奏任トス中學校、高等女學校及實業學校ノ學校長ハ奏任官ノ待遇トス但シ實科高等女學校、乙種實業學校及徒弟學校ノ學校長ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條第一項には從來「師範學校長ハ奏任トス中學校、高等女學校及實業學校ノ學校長ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇トス」とあつたのを改めて「實科高等女學校長、乙種實業學校長、徒弟學校長以外の學校長は必ず奏任官の待遇とすること

としたのである。

同日勅令第三百二十五號を以て左の如く公立學校職員待遇官等等級令中に改正が行はれた。
公立學校職員待遇官等等級令中左ノ通改正ス

第二條中「七年」ヲ「三年」ニ改ム
第二表

判任官一等待遇	判任官二等待遇	判任官三等待遇	判任官四等待遇
月俸百圓以上	月俸七十圓以上	月俸五十圓以上	月俸五十圓未滿
	月俸七十圓未滿	月俸四十圓未滿	

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ公立學校職員タル者ハ本令ノ規定ニ拘ラス仍従前ノ等級ヲ保有ス

第二條には従來「公立ノ中學校、高等女學校及實業學校ノ學校長ニシテ高等官四等ノ待遇ヲ受ケ在職七年以上ニ至リ功績アル者ハ中學校、高等女學校及實業學校ヲ通シ道府縣各三人ヲ限り特ニ高等官三等ノ待遇ト爲スコトヲ得」とあつたのを改めて在職三年以上としたのである。

第二表の改正は次に述べる如く公立學校職員俸給令が改正せられ、一般に増俸せられて俸給の水準が高まつたので従前は月俸五十圓以上が判任官一等待遇であつたのを、今回は月俸百圓以上を判任官一等待遇とするといふやうに其標準

を高めたのである。

同日勅令第三百二十六號を以て左の如く公立學校職員俸給令中に改正が行はれた。

公立學校職員俸給令中左ノ通改正ス

第六條中「本俸三分ノ一以下ノ加俸」ヲ「勅任官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ七百圓以内、判任官ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ四百五十圓以内ノ加俸」ニ改ム

第十一條中「五百圓」ヲ「千二百圓」ニ、「三十五圓」ヲ「八十圓」ニ改ム

第十二條及第十三條中「六百圓」ヲ「千二百圓」ニ、「四十圓」ヲ「八十圓」ニ改ム

第十七條中「第三十一條乃至第三十六條」ヲ「第二十三條乃至第二十九條」ニ改ム

第一號表

學校長	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
教授	四、五〇〇	四、一〇〇	三、六〇〇	三、二〇〇	二、八〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇	一、六〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	八〇〇

第二號表

學校長	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
	三、〇〇〇	二、七〇〇	二、四〇〇	二、一〇〇	一、八〇〇	一、五〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

第三號表

數	論	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
三,100	二,500	二,300	二,100	1,900	1,700	1,500	1,300	1,100	900	800	700	600	500	
師範學校	高等學校	實業專門學校	大學	高等學校	實科高等女學校	乙種實業學校	徒弟學校	高等學校	中等學校	高等女學校	實業專門學校	實業專門學校	實業專門學校	實業專門學校
舍監	助教授	學校長	助教授	助教授	助教授	助教授	助教授	助教授	助教授	助教授	助教授	助教授	助教授	助教授

師範學校	高等學校	實業專門學校	大學	高等學校	實科高等女學校	乙種實業學校	徒弟學校	高等學校	中等學校	高等女學校	實業專門學校	實業專門學校	實業專門學校	實業專門學校
舍監	助教授	調導	舍監	舍監	助教授	調導	書記	書記	書記	書記	書記	書記	書記	書記
二一〇	二一〇	一四〇	一六〇	一四〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
一一〇	一一〇	一三〇	一四〇	一三〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
一〇〇	一〇〇	一二〇	一二〇	一二〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
九〇	九〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
八〇	八〇	九〇	八〇	八〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
七〇	七〇	八〇	六〇	六〇	五五	五五	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
六〇	六〇	七〇	五〇	五〇	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
五五	五五	六〇	四五	四五	四〇	四〇	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
五〇	五〇	五〇	三五	三五	三〇	三〇	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
四五	四五	四〇	三五	三五	三〇	三〇	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
四〇	四〇	四五	三五	三五	三〇	三〇	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
三五	三五	四〇	三五	三五	三〇	三〇	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
三〇	三〇	四五	三五	三五	三〇	三〇	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

附 則

本令ハ大正九年八月分ヨリ之ヲ適用ス

従前ノ規定ニ依リ俸給ヲ受クル者ハ現ニ受クル本俸及臨時手當ノ合計額ニ相當スル級俸ヲ受クルモノトス但シ相當級俸ナキトキハ其ノ金額ノ俸給ヲ受クルモノトス

大正九年七月三十一日現在ニ於テ休職中ノ者ニ付テハ其ノ在職最終ノ本俸ニ付前項ノ規定ヲ準用ス

従前ノ規定ニ依リ一級俸ヲ受ケタル在職年數ハ之ヲ本令ニ依ル一級俸ヲ受ケタル在職年數ト看做ス但シ従前ノ規定ニ依ル一級俸ニ付第二項ノ規定ニ依リ算出シタル金額カ本令ニ依ル改正俸給ノ二級俸以下ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

従前ノ規定ニ依ル加俸ヲ受クル者ハ其ノ本俸トシテ本令ニ依ル一級俸ヲ受ケ其ノ加俸トシテ従前ノ本俸及加俸ノ合計額ニ付第二項ノ規定ニ依リ算出シタル金額ヨリ本令ニ依ル一級俸ノ金額ヲ控除シタルモノヲ受ク但シ従前ノ本俸及加俸ノ合計額ニ付第二項ノ規定ニ依リ算出シタル金額カ本令ニ依ル一級俸以下ナルトキハ本俸トシテ其ノ金額ニ相當スル級俸ヲ受ケ相當級俸ナキトキハ其ノ金額ノ俸給ヲ受ク

第二項但書及前項但書ノ規定ニ該當スル者ノ取扱ニ關シテハ其ノ俸給ニ最近キ上級ノ俸給ヲ受クルモノトス

第二項、第三項及第五項ノ規定ニ依ル金額單位未滿ハ之ヲ單位ニ滿タシム

右は歐洲大戰後我國に於ける非常なる物價騰貴の爲に俸給を増加するの必要に迫られ、官吏俸給令を改正すると共に公立學校職員俸給令をも改正することとしたのである。

第六條には從來「一級俸ヲ受ケ在職五年以上ニ至リ特ニ功勞アル職員ニハ本俸三分ノ一以下ノ加俸ヲ給スルコトヲ得」

とあつたのを前掲の如く改めたのである。

第十一條には從來「俸給ハ每級在職一年以上ニ至ラサレハ増給スルコトヲ得ス但シ奏任官ノ待遇ヲ受クル職員ニシテ年俸五百圓以下ノ者及判任官ノ待遇ヲ受クル職員ニシテ月俸三十五圓以下ノ者ハ此ノ限ニ在ラス」とあつたのを前掲の如く改めたのである。

第十二條には從來

第十二條 名稱又ハ待遇ノ異ナリタル職員若ハ種類ノ異ナリタル學校ノ職員ニ轉任スル場合ニ於テ支給スル俸給ハ前職ノ俸給額ニ相當スル俸給以下トス若シ相當額ナキトキハ其ノ最モ近キ上級ノ俸給以下トス但シ前職等級在職一年ヲ踰エタル者ニ在リテハ一級ヲ進ムルコトヲ得

前項ノ規定ハ年俸六百圓以下又ハ月俸四十圓以下ノ俸給ヲ支給スル場合ニハ之ヲ適用セスとあり、

第十三條には

第十三條 退職後一年以内ニ再任セラルル場合ニ於テハ其ノ俸給ハ前職ノ俸給以下トス
前項ノ場合ニ於テ其ノ前職等級在職一年ヲ踰エタル者ハ前職ノ等級ニ一級ヲ進ムルコトヲ得
前二項ノ規定ハ年俸六百圓以下又ハ月俸四十圓以下ノ俸給ヲ支給スル場合ニハ之ヲ適用セス
退職後一年以内ニ名稱又ハ待遇ノ異ナリタル職員若ハ種類ノ異ナリタル學校ノ職員ニ任セララルル場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

とあつたのを、前掲の如く年俸六百圓以下を年俸千二百圓以下に、月俸四十圓以下を月俸八十圓以下に改めたのである

る。

同日勅令第三百二十七號を以て左の如く大正九年勅令第五十七號「公立學校職員俸給令第六條ノ規定ニ依ル加俸ニ關スル件」が廢止せられた。

大正九年勅令第五十七號ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は前述べた如く歐洲大戰後に於ける物價騰貴の爲に官吏に對して臨時手當を給與することとしたのと同じの趣旨に依り、大正九年勅令第五十七號を以て公立學校職員俸給令第六條の規定に依る加俸は、當分の内在職年數に拘らず特に之を給することを得る旨を規定したのであつたが、今回公立學校職員俸給令を改正して俸給を正式に増加することとしたが爲に、大正九年勅令第五十七號は最早其必要を見ざるに至つたので之を廢止したのである。

同日又勅令第三百二十八號を以て左の如く公立大學職員俸給令中に改正が行はれた。

公立大學職員俸給令中左ノ通改正ス

第三條中「五百圓」ヲ「七百圓」ニ改ム

第四條第二項ヲ左ノ如ク改ム

教授ノ職務俸ハ年額二千二百圓以下、助教授ノ職務俸ハ年額九百圓以下トス但シ職務俸ノ額ハ本俸ト合シテ六千

圓ヲ、本俸及年功加俸ト合シテ六千七百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

第五條中「百二十圓」ヲ「二百圓」ニ改ム

第一表

大學總長	一級	七,000	二級	六,500	三級	六,000	四級	五,500	五級	五,000	六級	四,500	七級	四,000	八級	三,500	九級	三,000	十級	二,500	十一級	二,000	十二級	一,500	十三級	一,000	十四級	一,000
大學長		6,000	5,500	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
教授		4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
助教授		3,100	2,800	2,500	2,200	1,900	1,600	1,300	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
幹事		3,000	2,800	2,600	2,400	2,200	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
學生		3,000	2,800	2,600	2,400	2,200	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

第二表

助手	一級	一六〇	二級	一四〇	三級	一三〇	四級	一二〇	五級	一一〇	六級	一〇〇	七級	九〇	八級	八〇	九級	七〇	十級	六〇	十一級	五五	十二級	五〇	十三級	四五	十四級	四〇
書記		160	140	130	120	110	100	90	80	70	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10	5	0	0	0	0	0	0

附則

本令ハ大正九年八月分ヨリ之ヲ適用ス

従前ノ規定ニ依リ俸給ヲ受クル者ハ現ニ受クル本俸及臨時手當ノ合計額ニ相當スル級俸ヲ受クルモノトス但シ相當

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

級俸ナキトキハ其ノ金額ノ俸給ヲ受クルモノトス

従前ノ規定ニ依リ一級俸ヲ受ケタル在職年數ハ之ヲ本令ニ依ル一級俸ヲ受ケタル在職年數ト看做ス但シ従前ノ規定ニ依ル一級俸ニ付第二項ノ規定ニ依リ算出シタル金額カ本令ニ依ル改正俸給ノ二級俸以下ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二項ノ規定ニ依リ従前ノ規定ニ依ル一級俸ヲ増額シタル俸給ヲ受ケタル在職年數ニ付亦前項ニ同シ

第二項ノ規定ニ依ル金額圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

第三條の改正は勅任官又は奏任官の待遇を受くる職員に加俸に關するもの、第五條の改正は書記の加俸に關するものであつて、其他の改正は職員の本俸及職務俸に關するものであつて、何れも歐洲大戰後の物價騰貴に關する増俸の意味に外ならぬ。

大正九年十月二十八日勅令第五百十九號を以て左の如く公立學校職員年功加俸令が定められた。

公立學校職員年功加俸令

第一條 師範學校並公立ノ中學校、高等女學校及實業學校ノ學校長、教諭、助教諭、舎監、訓導、保姆及准訓導ニシテ五年以上勤績スル者ニハ年功加俸ヲ給ス

前項各職間ノ轉職ハ之ヲ勤績ト看做ス學校ノ廢止又ハ學校編制ノ變更ニ因リ退職シタル者六十日內ニ前項ニ掲タル職ニ就キタルトキ亦同シ

第一項ノ實業學校ニハ實業專門學校ヲ、學校長ニハ師範學校長ヲ包含セス

第二條 北海道地方費及府縣ハ前條ノ年功加俸ニ充ツル爲公立學校職員年功加俸國庫補助法第二條ノ規定ニ依リ受クル交付金ト同額以上ノ金額ヲ支出スヘシ

第三條 北海道地方費及府縣ハ公立學校職員年功加俸國庫補助法第二條ノ規定ニ依リ受クル交付金及前條ノ規定ニ依ル支出金ヲ以テ公立學校職員年功加俸資金ト爲シ特別會計ヲ設置スヘシ

第四條 年功加俸ノ年額ハ別表ニ依ル

第五條 年功加俸ノ支給ニ關シテハ俸給支給ノ例ニ依ル

第六條 年功加俸ヲ受クル者懲戒處分ヲ受ケタルトキハ一定ノ期間年功加俸ノ一部又ハ全部ヲ停止スルコトヲ得

第七條 市町村立小學校ノ訓導又ハ准訓導第一條第一項ニ掲クル職ニ轉シタル場合ニ於テハ其ノ市町村立小學校教員加俸令ニ依ル勤績年數ハ之ヲ第一條第一項ニ規定スル勤績年數ニ通算ス小學校ノ正教員又ハ准教員ノ資格ヲ有シ市制町村制ヲ施行セサル地方ノ小學教育規程ニ依ル公立小學校ニ在職スル者第一條第一項ニ掲クル職ニ轉シタル場合ニ付亦同シ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ學校ノ廢止又ハ學校編制ノ變更ニ因リ退職シタル者六十日內ニ第一條第一項ニ掲クル職ニ就キタルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

第八條 師範學校長ニシテ在官ノ儘第一條第一項ニ掲クル職ニ在ル者師範學校長勤績加俸令ニ依リ勤績加俸ヲ受クルトキハ本令ニ依ル年功加俸ハ之ヲ給セス本令ニ依リ現ニ受クル年功加俸ハ之ヲ停止ス

第九條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外年功加俸ノ支給ニ關スル規程ハ地方長官之ヲ定ム

附 則

第七條 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

本令ハ大正九年十月分ヨリ之ヲ適用ス

大正九年九月三十日現在ニ於テ勤続五年以上ニ達シタル者ハ本令ノ適用ニ付テハ同日ニ於テ勤続五年ニ達シタルモノト看做ス

(別表)

勤続年数	助校長 助教諭		舎監		校長(判任官待遇ノ實業補習學校長ニ限ル) 調導 保母 准調導	
	俸給月額八十圓以上	俸給月額八十圓未満	俸給月額八十圓以上	俸給月額八十圓未満	俸給月額八十圓以上	俸給月額八十圓未満
勤続五年以上十年未満	百八圓乃至百三十二圓	六十圓乃至八十四圓	八十四圓乃至百八圓	三十六圓乃至六十圓	三十二圓乃至百五十六圓	三十六圓乃至六十圓
勤続十年以上十五年未満	百五十六圓乃至百八十四圓	九十六圓乃至百二十圓	百三十二圓乃至百六十圓	七十二圓乃至九十六圓	七十二圓乃至九十六圓	七十二圓乃至九十六圓
勤続十五年以上	二百十六圓乃至二百七十六圓	百三十二圓乃至百六十圓	百九十二圓乃至二百五十二圓	七十二圓乃至九十六圓	七十二圓乃至九十六圓	七十二圓乃至九十六圓

同日又勅令第五百二十號を以て左の如く師範學校長勤続加俸令が定められた。

師範學校長勤続加俸令

- 第一條 師範學校長ニシテ五年以上勤続スル者ニハ勤続加俸ヲ給スルコトヲ得
- 第二條 勤続加俸ノ年額ハ別表ニ依ル
- 第三條 勤続加俸ノ支給ニ關シテハ俸給支給ノ例ニ依ル
- 第四條 勤続加俸ヲ受クル者懲戒處分ヲ受ケタルトキハ一定ノ期間勤続加俸ノ一部又ハ全部ヲ停止スルコトヲ得

附則

本令ハ大正九年十月分ヨリ之ヲ適用ス

大正九年九月三十日現在ニ於テ勤続五年以上ニ達シタル者ハ本令ノ適用ニ付テハ同日ニ於テ勤続五年ニ達シタルモノト看做ス

(別表)

勤続年数	勤続加俸年額
五年以上十年未満	百八圓乃至百三十二圓
十年以上十五年未満	百五十六圓乃至百八十四圓
十五年以上	二百十六圓乃至二百七十六圓

大正九年十二月十六日勅令第五百六十二號を以て左の如く公立學校職員制中に改正が行はれた。

公立學校職員制中左ノ通改正ス

第四條中「乙種實業學校及徒弟學校」ヲ「女子實業學校及實業補習學校」ニ改ム
第十二條中「及實業補習學校」ヲ削ル

附則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七條 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

大正六年勅令第十號ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ公立實業補習學校ノ訓導タル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ當該學校ノ助教諭ニ任セラレタルモノトス

第四條には從來「師範學校長は奏任トス中學校、高等女學校及實業學校ノ學校長ハ奏任官ノ待遇トス但シ實科高等女學校、乙種實業學校及徒弟學校ノ學校長ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇トス」とあつたのであるが、大正九年實業學校に關する諸規程の改正に依り(實業教育の款參照)乙種實業學校及徒弟學校といふ學校の種類はなくなつたので、職員制の規定中よりも之を削除することとしたのである。

第十二條には從來「本令ニ於テ實業學校ト稱スルハ實業專門學校及實業補習學校以外ノ實業學校ヲ謂フ」とあつて實業補習學校は同令の適用外となつて居たのを、今回改めて實業補習學校にも同令を適用することとしたのである。之に依て公立實業補習學校の教員は教諭助教諭と稱することとなつた。

同日又勅令第五百六十三號を以て左の如く公立學校職員待遇官等等級令中に改正が行はれた。

公立學校職員待遇官等等級令中左ノ通改正ス

第八條中「及實業補習學校」ヲ削ル

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は實業補習學校が公立學校職員制の適用を受くることとなつた結果である。

大正十年二月一日勅令第十六號を以て左の如く公立學校職員俸給令中に改正が行はれた。
公立學校職員俸給令中左ノ通改正ス

第三號表中

實科高等女學校
乙種實業學校
徒弟學校

ヲ

實科高等女學校
女子實業學校
實業補習學校

ニ

師範學校
實業專門學校ヲ除ク

ヲ

師範學校

ニ改ム

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ公立實業補習學校ノ訓導タル者ニシテ辭令書ヲ用キス當該學校ノ助教諭ニ任セラレタルモノハ從前ノ俸給額ニ相當スル級俸ヲ受クルモノトス但シ相當級俸ナキトキハ從前ノ俸給額ヲ受クルモノトス

右は前述べた如く乙種實業學校及徒弟學校といふ學校の種類がなくなり又、實業補習學校が公立學校職員制の適用を受くることとなつた結果である。

大正十年三月三十一日勅令第六十號を以て左の如く公立學校職員年功加俸令中に改正が行はれた。

公立學校職員年功加俸令中左ノ通改正ス

第一條中「訓導、保姆及准訓導」ヲ「訓導及保姆」ニ改ム

別表中

學校長(判任官待遇ノ實業補習
學校長ニ限ル)訓導保姆准訓導

ヲ

訓導保姆

ニ改ム

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年四月十三日勅令第八十八號を以て左の如く公立學校職員俸給令中に改正が行はれた。
公立學校職員俸給令中左ノ通改正ス
第十五條ノ二 師範學校訓導ニシテ徵兵令第十四條ノ規定ニ依ル一年現役ニ服スル者ハ其ノ服役中俸給ノ十分ノ二
ヲ減ス

附 則

本令ハ大正十年四月分ヨリ之ヲ施行ス
從來師範學校訓導にして兵役に就くものは六週間現役に服するのであり、服役の爲學校の職務から離れるのは短期間に過ぎぬので、其間俸給全額を支給したのであつたが、大正六年徵兵令の改正に依り六週間現役は一年現役に變更せられ、服役の爲學校の職務を離るる期間が延長せられ、而して改正法が彌施行せられることとなつたので服役中の俸給は其十分の二を減じ、其十分の八を給することと改めたのである。

大正十年七月十二日勅令第三百十三號を以て左の如く公立學校職員制中に改正が行はれた。
公立學校職員制中左ノ通改正ス
第二條中「前項職員ノ外」ノ下ニ「高等科ヲ置キタル高等女學校ニ教授助教授、」ヲ加フ

第五條中「及大學豫科」ヲ、「大學豫科及高等女學校高等科」ニ改ム
第七條ニ左ノ一項ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は寺内閣の時の學制改革の結果高等女學校令が改正せられ、高等科を置き得ることとなつたが爲に改正の必要を見るに至つたのである。

同日勅令第三百十八號を以て左の如く公立學校職員待遇官等級令中に改正が行はれた。

公立學校職員待遇官等級令中左ノ通改正ス
第二條 公立ノ中學校、高等女學校 高等科ヲ置ク高
等女學校ヲ除ク 及實業學校ノ學校長並公立高等女學校高等科教授ニシテ高等官
四等ノ待遇ヲ受ケ在職三年以上ニ至リ功績アル者ハ特ニ高等官三等ノ待遇ト爲スコトヲ得但シ實科高等女學校女
子實業學校及實業補習學校ニ付テハ文部大臣ノ指定シタルモノニ限ル

別表第一表中「高等女學校」ヲ

「高等女學校
高等科ヲ置ク高
等女學校ヲ除ク」ニ改メ
專門學校
實業專門學校
高等學校

ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

高等科ヲ置ク 高等女學校	學校長	同	上	同	上	同	上	同	上
	教授	同	上	同	上	同	上	同	上

附則	教諭	同上	同上	同上	同上
----	----	----	----	----	----

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

同日又勅令第三百十九號を以て左の如く公立學校職員俸給令中に改正が行はれた。

公立學校職員俸給令中左ノ通改正ス

第二條ノ二 高等科ヲ置ク高等女學校ノ學校長、教授及奏任官ノ待遇ヲ受クル教諭ノ年俸ハ第二號表ニ依ル

第三條中 「高等女學校」ヲ「高等女學校高等科ヲ置ク高等女學校ヲ除ク」ニ、「第二號表」ヲ「第三號表」ニ改ム

第四條中 「第三號表」ヲ「第四號表」ニ改ム

別表中「第二號表」ヲ「第三號表」ニ、「第三號表」ヲ「第四號表」ニ、「大學豫科高等學校」ヲ「大高等科豫科」ニ改ム

改メ第一號表ノ次ニ左ノ如ク加フ

第二號表

	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
學校長	四、100 <small>圓</small>	三、200 <small>圓</small>	三、400 <small>圓</small>	三、100 <small>圓</small>	二、200 <small>圓</small>	二、400 <small>圓</small>	二、600 <small>圓</small>	二、800 <small>圓</small>	三、000 <small>圓</small>	三、200 <small>圓</small>	三、400 <small>圓</small>	三、600 <small>圓</small>	三、800 <small>圓</small>
教授	三、600	三、100	二、600	二、100	一、600	一、100	一、600	一、100	一、600	一、100	一、100	一、100	一、100
教諭	三、100	二、600	二、100	一、600	一、100	一、000	一、200	一、400	一、600	一、800	一、100	一、100	一、000

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ高等科ヲ置ク高等女學校ノ學校長ニシテ別ニ辭令書ヲ交付セラレサル者ハ現ニ受クル俸給額ニ相當スル級俸ヲ、相當級俸ナキトキハ現ニ受クル金額ノ俸給ヲ受クルモノトス

大正十年七月二十一日勅令第三百三十六號を以て左の如く公立圖書館職員令が定められた。

公立圖書館職員令

第一條 公立圖書館ニ左ノ職員ヲ置ク

館長

司書

書記

第二條 館長ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇トス地方長官ノ監督ヲ承ケ館務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

司書ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇トス館長ノ指揮ヲ承ケ圖書ノ整理、保存及閱覽ニ關スル事務ヲ掌ル

書記ハ判任官ノ待遇トス館長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第三條 奏任官待遇ノ館長及司書ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 文官任用令第五條第一項ノ規定ニ依リ高等文官ト爲ルノ資格ヲ有スル者

二 學位ヲ有スル者又ハ大學令ニ依ル大學ノ學部若ハ帝國大學分科大學ヲ卒業シ學士ト稱スルコトヲ得ル者

三 専門學校、高等學校高等科、大學令ニ依ル大學ノ豫科又ハ高等學校大學豫科ヲ卒業シ二年以上判任官待遇以上ノ職ニ在リテ教育又ハ圖書ニ關スル事務ニ従事シタル者

四 五年以上判任官待遇以上ノ職ニ在リテ教育又ハ圖書ニ關スル事務ニ従事シ月額八十圓以上ノ俸給ヲ受ケタル者

五 圖書ニ關シ特別ノ學識經驗アル者ニシテ高等試験委員ノ銓衡ヲ經タルモノ

第四條 判任官待遇ノ館長、司書及書記ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 文官任用令第六條ノ規定ニ依リ判任文官ト爲ルノ資格ヲ有スル者

二 前條第二號乃至第五號ニ該當スル者

三 三年以上教育又ハ圖書ニ關スル公務ニ従事シタル者

四 圖書ニ關シ學識經驗アル者ニシテ普通試験委員ノ銓衡ヲ經タルモノ

第五條 奏任官待遇職員ノ任免ノ奏薦宣行ハ奏任官ノ例ニ依リ判任官待遇職員ノ任免ハ判任官ノ例ニ依ル

第六條 奏任官待遇職員ノ待遇相當官等ハ館長ニ在リテハ高等官四等以下トシ司書ニ在リテハ高等官五等以下トス

判任官待遇職員ノ待遇相當等級ハ判任官一等乃至四等トス

第七條 文部大臣ノ指定スル圖書館ノ館長ニシテ高等官四等ノ待遇ヲ受ケ在職三年以上ニ至リ功績アル者ハ特ニ高等官三等ノ待遇ト爲シ年額七百圓以内ノ加俸ヲ給スルコトヲ得

第八條 高等官等俸給令第四條及第五條第一項ノ規定ハ奏任官待遇ノ公立圖書館職員ニ之ヲ準用ス

他ノ官職ニ在リタル者ニシテ奏任官待遇職員タルモノニ付テハ他ノ官職ニ付受ケタル待遇ハ之ヲ本令ニ依リ受ケ

タル待遇ト看做ス

第九條 公立圖書館職員ノ俸給ハ別表ニ依ル但シ他ノ官職ニ在ルトキハ俸給ヲ給セス又ハ別表ニ掲クル最低額以下ノ俸給ヲ給スルコトヲ得

第十條 公立圖書館職員ノ分限ニ關シテハ公立學校職員ノ例ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年勅令第二百八十二號ハ之ヲ廢止ス

圖書館令中第六條乃至第六條ノ五及附則ヲ削リ第七條ヲ第六條トス

本令施行ノ際現ニ公立圖書館ノ館長、司書又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各従前ノ待遇及俸給ヲ以テ之ニ任セラレタルモノトス

(別表)

級	俸	待遇別	奏任官待遇職員年俸	判任官待遇職員月俸
一	級	俸	三、一〇〇 <small>圓</small>	一四〇 <small>圓</small>
二	級	俸	二、八〇〇	一二〇
三	級	俸	二、六〇〇	一一〇
四	級	俸	二、四〇〇	一〇〇
五	級	俸	二、二〇〇	九〇

六	級	俸	二、〇〇〇	八〇
七	級	俸	一、八〇〇	七〇
八	級	俸	一、六〇〇	六〇
九	級	俸	一、四〇〇	五五
十	級	俸	一、三〇〇	五〇
十一	級	俸	一、二〇〇	四五
十二	級	俸	一、一〇〇	四〇
十三	級	俸	一、〇〇〇	三五

大正十二年五月九日勅令第二百三十號を以て左の如く公立圖書館職員令中に改正が行はれた。

公立圖書館職員令中左ノ通改正ス

第十條ヲ第十一條トス

第十條 公立學校職員俸給令第十條乃至第十五條及第十六條乃至第十八條ノ規定ハ公立圖書館職員ニ付之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年八月二十八日勅令第三百七十七號を以て左の如く公立學校職員令中に改正が行はれた。

公立學校職員令中左ノ通改正ス

第二條中「及實業學校」ヲ「、實業學校、盲學校及聾啞學校」ニ、「師範學校ニ訓導、附屬幼稚園ヲ置キタル師範學校」ヲ「師範學校盲學校及聾啞學校ニ訓導、附屬幼稚園ヲ置キタル師範學校並初等部豫科ヲ置キタル盲學校及聾啞學校」ニ改ム

第四條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

盲學校及聾啞學校ノ學校長ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇トス

第六條中「及實業學校」ヲ「、實業學校並盲學校及聾啞學校ノ中等部」ニ改ム

第七條中「及實業學校」ヲ「、實業學校並盲學校及聾啞學校ノ中等部」ニ、「六學級以下ノ實業學校」ヲ「六學級以下ノ實業學校並盲學校及聾啞學校ノ中等部」ニ改ム

第八條中「及實業學校ノ舍監ハ教授若ハ助教授又ハ教諭若ハ助教諭」ヲ「、實業學校、盲學校及聾啞學校ノ舍監ハ教授、助教授、教諭助教諭又ハ訓導」ニ改ム

第九條ニ左ノ一項ヲ加フ

盲學校及聾啞學校ノ訓導ハ判任官ノ待遇トス初等部兒童ノ教育ヲ掌ル

第十條ニ左ノ一項ヲ加フ

盲學校及聾啞學校ノ保母ハ判任官ノ待遇トス初等部豫科幼兒ノ保育ヲ掌ル

第十一條中「及實業學校」ヲ「、實業學校、盲學校及聾啞學校」ニ改ム

附則

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

本令ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は新に盲學校及聾啞學校令が制定せられた結果である。(盲啞教育の款参照)

同日勅令第三百七十八號を以て左の如く公立學校職員待遇官等等級令中に改正が行はれた。
 公立學校職員待遇官等等級令中ノ通改正ス
 第二條中「及實業學校」ヲ、「實業學校、盲學校及聾啞學校」ニ、「及實業補習學校」ヲ、「實業補習學校、盲學校及聾啞學校」ニ改ム

第一表中

實業學校	高等女子學校	中等女子學校
除ク	置ク	置ク
校	校	校

ヲ

聾盲實業學校	高等女子學校	中等女子學校
除ク	置ク	置ク
校	校	校

ニ改ム

附則

本令ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第三百七十九號を以て左の如く公立學校職員俸給令中に改正が行はれた。
 公立學校職員俸給令中左ノ通改正ス
 第一條中「及實業學校」ヲ、「實業學校、盲學校及聾啞學校」ニ改ム

第三條中「及實業學校 實業專門學校ヲ除ク」ヲ、「實業學校 實業專門學校、盲學校及聾啞學校」ニ改ム

第四號表中

實科高等女子實業補習學校

學校長

ヲ

聾盲實業補習學校	實科高等女子實業補習學校
----------	--------------

學校長

ニ

實科高等女子實業補習學校

教諭

ヲ

高等師範學校	高等實業專門學校	高等女子實業專門學校
校	校	校

教諭

ニ

師範學校

訓導

ヲ

聾盲師範學校

訓導

ニ

高等師範學校	高等實業專門學校	高等女子實業專門學校
校	校	校

助教諭

ヲ

高等師範學校	高等實業專門學校	高等女子實業專門學校
校	校	校

助教諭

ニ

高等師範學校	高等實業專門學校	高等女子實業專門學校
校	校	校

舍監
保母
書記

ヲ

聾盲師範學校	聾盲實業專門學校	聾盲女子實業專門學校
校	校	校

舍監
保母
書記

ニ改ム

附則

第七條 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

本令ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年九月二十九日勅令第四百三十號を以て左の如く「道廳府縣立師範學校長ノ俸給ニ關スル件」が定められた。
道廳府縣立師範學校長ノ俸給ハ國庫ノ負擔トス

附則

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は何等新しき規定ではなく、之と同一の規定は既に明治二十三年法律第九十一號府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法中（第一條）にあつたのであるが、大正十二年恩給法の改正に依り公立學校職員に對する退隱料等は之を恩給の一種として、官吏に對する恩給と等しく恩給法の中に規定せらるることとなり、明治二十四年法律第九十一號は廢止となつたので師範學校長の俸給を國庫の負擔とすることに就て別の規定を要するに至つたに過ぎぬのである。

大正十三年四月九日勅令第七十四號を以て左の如く公立學校職員制中に改正が行はれた。

公立學校職員制中左ノ通改正ス

第一條ノ二ヲ第一條ノ三トス

第一條ノ二 公立大學ノ附屬醫院ニ左ノ職員ヲ置ク

醫院長

藥局長

藥劑手

看護長

第四條ノ四 大學附屬醫院ノ醫院長ハ教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學總長又ハ大學長ノ命ヲ承ケ醫院ノ事務ヲ

掌理ス

大學附屬醫院ノ藥局長は奏任官ノ待遇トス醫院長ノ命を承ケ藥局ノ事務ヲ掌ル

第八條ノ三 大學附屬醫院ノ藥劑手ハ判任官ノ待遇トス藥局長ノ指揮ヲ承ケ藥局ニ關スル職務ニ服ス

大學附屬醫院ノ看護長ハ判任官ノ待遇トス上司ノ指揮ヲ承ケ看護ニ關スル職務ニ服ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は既に新大學令に依り認可せられたる公立醫科大學があり、從來附屬醫院に關する規定を缺けるが爲不都合を生ずるので今回之に關する規定を設けたのである。

同日勅令第七十五號を以て左の如く公立學校職員待遇官等級令中に改正が行はれた。

公立學校職員待遇官等級令中左ノ通改正ス

別表第一表中大學ノ部助教ノ項ヲ左ノ如ク改ム

同表同部中學生監ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

助 教 授 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上
附 屬 醫 院 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上
附 屬 醫 局 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第七十六號を以て左の如く公立大學職員俸給令中に改正が行はれた。

公立大學職員俸給令中左ノ通改正ス

第一條中「及學生監」ヲ、「學生監及附屬醫院藥局長」ニ改ム

第二條中「及書記」ヲ、「書記、附屬醫院藥劑手及附屬醫院看護長」ニ改ム

第四條中「九百圓」ヲ「千四百圓」ニ改ム

第五條中「又ハ書記」ヲ、「書記、附屬醫院藥劑手又ハ附屬醫院看護長」ニ改ム

別表第一表中

教 授

ヲ

附屬醫院藥局長

ニ改ム

別表第二表中

助 書 記 手

ヲ

附屬醫院藥劑手
附屬醫院看護長

ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條の改正は從來助教授の職務俸は九百圓以下とあつたのを千四百圓以下と改めたのである。

大正十四年三月三十日法律第十二號を以て左の如く公立學校職員年功加俸國庫補助法中に改正が行はれた。

公立學校職員年功加俸國庫補助法中左ノ通改正ス

第一條中「公立ノ中學校、高等女學校及實業學校」ヲ「公立ノ高等學校尋常科、中學校、高等女學校、實業學校、盲學校、聾啞學校及實業補習學校教員養成所」ニ改ム

附 則

本法ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は盲學校及聾啞學校令と實業補習學校教員養成所令が制定せられた結果である。

大正十四年四月二十七日勅令第四百十八號を以て左の如く公立學校職員俸給令中に改正が行はれた。

公立學校職員俸給令中左ノ通改正ス

第 七 章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

第十五條ノ二中「服役中」ヲ「在營中」ニ、「十分ノ二」ヲ「三分ノ二」ニ改ム

附 則

本令ハ大正十四年四月分ヨリ之ヲ適用ス

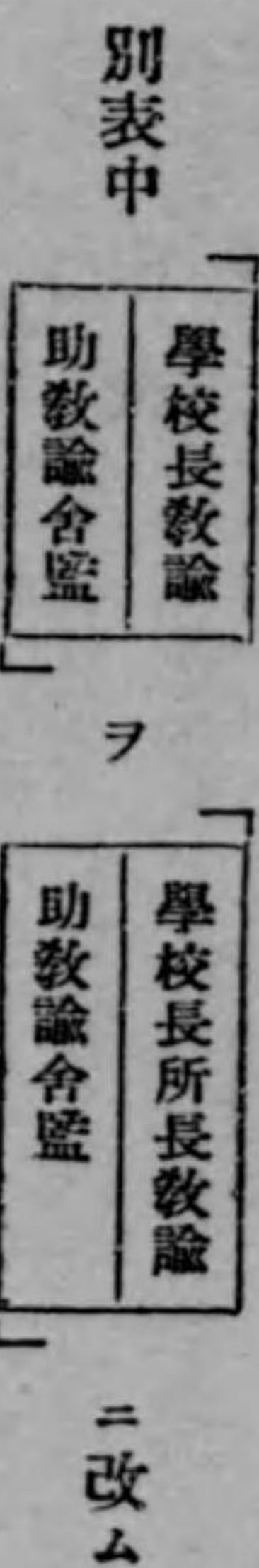
右は曩に六週間現役制が一年現役制に變更せられた際に、師範學校訓導にして一年現役に服する者は學校の職務を離るる期間が長くなつた爲、服役中俸給の十分の二を減することとせられたことは前に述べた通であるが、大正十四年度より現役將校配屬に依る學校教練の振作が行はれた結果、師範學校を卒業して附屬小學校の訓導となつた者は規定上は一年現役に服するのであるが、實際に於ては歸休といふ形式に依り六箇月後出營を許さることとなり、學校の職務を離るる期間は從來の二分の一に減するに至つたので、其間俸給の三分の二を減じ其三分の一を支給することとしたのである。

此の如く俸給の三分の一を支給するのは一年現役服役中の全部にあらずして、歸休を命ぜらるるまでの間即ち實際在營中であるから「服役中」の文字を「在營中」と改めたのである。

大正十四年九月四日勅令第二百七十五號を以て左の如く公立學校職員年功加俸令中に改正が行はれた。

公立學校職員年功加俸令中左ノ通改正ス

第一條中「公立ノ中學校、高等女學校及實業學校ノ學校長」ヲ「公立ノ高等學校尋常科、中學校、高等女學校、實業學校、盲學校、聾啞學校及實業補習學校教員養成所ノ學校長、所長」ニ改ム



附 則

本令ハ大正十四年四月分ヨリ之ヲ適用ス

盲學校及聾啞學校令及實業補習學校教員養成所令施行前ノ公立ノ盲啞學校又ハ實業補習學校教員養成所ニ於ケル職員ハ大正九年四月一日以後ニ限り本令ノ適用ニ付テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ第一條第一項ノ職員タリシモノト看做ス

本令ノ適用ニ因リテ大正十四年三月三十一日現在ニ於テ勤続五年以上ニ達スルコトナル者ハ本令ノ適用ニ付テハ同日ニ於テ勤続五年ニ達シタルモノト看做ス

右は前に公立學校職員年功加俸國庫補助法中の改正に就て述べたと同じく、實業補習學校教員養成所令、盲學校及聾啞學校令が制定せられた結果である。

大正十四年十一月二十四日左記文部省告示第三百五十八號が發せられた。

大正十四年勅令第二百七十五號附則第二項ニ依リ大正九年四月一日以後公立學校職員年功加俸令ノ適用ヲ受クル職員ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、公立ノ盲啞學校ノ左ノ職員

第七 章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

學校長ノ職ニ在リタル者並教員免許令ニ依リ教員免許狀ヲ有スル者、小學校教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ府縣知事ノ免許ヲ得タル者ニシテ教諭、助教諭又ハ訓導ノ職ニ在リタル者

二、石川縣立農業補習學校教員養成所教諭、和歌山縣實業補習學校教員養成所長、教諭並熊本縣農業教員養成所教諭ノ職ニ在リタル者

昭和二年十二月二十八日勅令第三百六十八號を以て左の如く公立學校職員制中に改正が行はれた。

公立學校職員制中左ノ通改正ス

第七條 師範學校、中學校、高等女學校、實業學校並盲學校及聾啞學校ノ中等部ノ教諭ニシテ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得ル者ノ員數ハ當該學校ニ於ケル學級數五學級以下ノ師範學校ニ在リテハ四人以内、五學級以下ノ中學校、高等女學校、實業學校並盲學校及聾啞學校ノ中等部ニ在リテハ三人以内トシ以上三學級ヲ増ス毎一人ヲ加フルコトヲ得但シ三學級以下ノ學校ニ在リテハ二人ヲ超ユルコトヲ得ス

前項但書ノ規定ハ高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ三學級ノ男子實業學校（實業補習學校ヲ除ク）ニ付テハ之ヲ適用セス

學校長ヨリ兼任スル教諭ハ前項ノ定員外トス

高等女學校高等科ノ學級數ハ之ヲ第一項ノ學級數ニ算入セス

附 則

本令ハ昭和三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ三學級以下ノ學校ニ於テ奏任官ノ待遇ヲ受クル教諭三人アル場合ニ於テハ其ノ全員カ當該學校ニ在職スル間ニ限り第七條第一項但書ノ規定ニ拘ラス仍從前ノ員數ヲ維持スルコトヲ得

同日又勅令第三百七十二號を以て左の如く市町村立小學校長及教員名稱及待遇中に改正が行はれた。

市町村立小學校長及教員名稱及待遇中左ノ通改正ス

第二條 市町村立小學校長及訓導ハ判任官ノ待遇トス但シ小學校長ニシテ現ニ本務月俸（年功加俸ヲ含ム）百圓以上ヲ受ケ二十年以上小學校訓導ノ職ニ在リ功勞著シキ者ハ道府縣各十人ヲ限り特ニ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得特別ノ事情アル道府縣ニ在リテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ特ニ前項ノ員數ヲ三十人迄増スコトヲ得

附 則

本令ハ昭和三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は市町村立小學校長にして特に奏任官ノ待遇を受け得るものの員數の増加に關するものである。從來は道府縣三人を限るを本則とし、特別の事情ある道府縣に在ては文部大臣の定むる所に依り特に其員數を十八人まで増し得るのである。つたのを今回前記の如く更に増員したのである。

昭和三年五月十八日勅令第八十五號を以て左の如く公立學校職員俸給令中に改正が行はれた。

公立學校職員俸給令中左ノ通改正ス

第十五條ノ二中「徴兵令第十四條ノ規定ニ依ル一年現役ニ服スル者ハ其ノ在營中」ヲ「兵役法第十條ノ規定ニ依ル

短期現役ニ服スル者ハ其ノ服役中ニ改ム

附 則

本令ハ昭和三年四月分ヨリ之ヲ適用ス

右は前既に述べた如く大正六年徴兵令の改正に依り六週間現役制が一年現役制に変更せられ、師範學校卒業後附屬小學校訓導となつた者は一年間兵役に服し、學校の職務を離るる期間が延長せられたので服役中俸給の十分の二を減ずることとなつたが、大正十四年度より現役將校配屬に依る學校教練振作が行はれた結果、師範學校卒業者にして附屬小學校訓導たる者は規定上は一年現役に服するに拘らず、實際は歸休の形式に依り六箇月間て出營を許され學校の職務を離るる期間は從來の二分の一に減ずるに至つたので、大正十四年勅令第四百四十八號を以て此等の者には在營中俸給の三分の二を減ずることに改められたのであつた。然るに今回徴兵令が兵役法と改まり其第十條に於て從來の一年現役制は正式に六箇月の短期現役制に変更せられ、服役期間と實際の在營期間との間には何等の開きがなくなつたので、公立學校職員俸給令の規定も之に伴つて改正せられたのである。

昭和五年十月十一日勅令第百八十八號を以て左の如く公立學校職員制中に改正が行はれた。

公立學校職員制中左ノ通改正ス

第一條第一項中「學生監」ヲ「學生主事」ニ改メ「書記」ノ次ニ「學生主事補」ヲ加フ

第一條ノ三第一項中「教授」ノ次ニ「生徒主事」ヲ、「書記」ノ次ニ「生徒主事補」ヲ加ヘ同條第二項中「寄宿舍」ノ設アル學校ニ舍監、」ヲ削ル

第四條ノ二第四項ヲ左ノ如ク改ム

大學ノ學生主事ハ奏任官ノ待遇トス大學總長又ハ大學長ノ命ヲ承ケ學生及生徒ノ指導監督ヲ掌ル

第五條ノ二 專門學校、實業專門學校及高等學校ノ生徒主事ハ教授ノ中ヨリ之ニ兼任ス但シ特別ノ事情アルトキハ

專任ノ生徒主事ヲ置クコトヲ得

專任生徒主事ハ奏任官ノ待遇トス

生徒主事ハ學校長ノ命ヲ承ケ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第八條中「專門學校、實業專門學校、高等學校、」ヲ削ル

第八條ノ三ヲ第八條ノ四トス

第八條ノ三 大學ノ學生主事補ハ判任官ノ待遇トス上司ノ指揮ヲ承ケ學生主事ノ職務ヲ助ク

第八條ノ五 專門學校、實業專門學校及高等學校ノ生徒主事補ハ助教、教諭又ハ助教諭ノ中ヨリ之ニ兼任ス但シ

特別ノ事情アルトキハ專任ノ生徒主事補ヲ置クコトヲ得

專任生徒主事補ハ判任官ノ待遇トス

生徒主事補ハ上司ノ指揮ヲ承ケ生徒主事ノ職務ヲ助ク

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ公立大學ノ學生監ノ職ニ在ル者ハ別ニ辭令ヲ用ヒズ公立大學ノ學生主事ニ從前ノ待遇及俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

右は學生の思想問題等に關し特に注意を要する事態に立至つたので、文部省直轄學校の職制に就ても改正せらるる所があつたことは前既に述べた通であるが之と同上の趣旨を以て公立學校職員制中にも改正を加へたのである。

同日勅令第八十九號を以て左の如く公立大學職員俸給令中に改正が行はれた。

公立大學職員俸給令中左ノ通改正ス

第一條中「學生監」ヲ「學生主事」ニ改ム

第二條中「書記」ヲ「書記、學生主事補」ニ改ム

別表第一表中

幹事
學生監

ヲ

幹事
學生主事

ニ改ム

別表第二表中

書記

ヲ

書記
學生主事補

ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日勅令第九十號を以て左の如く公立學校職員俸給令中に改正が行はれた。

公立學校職員俸給令中左ノ通改正ス

第一號表中

教授

ヲ

教授
生徒主事

ニ改ム

第四號表中

助教授

ヲ

助教授
生徒主事補

ニ

舎監
書記

ヲ

書記

ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第九十一號を以て左の如く公立學校職員待遇官等級令中に改正が行はれた。

公立學校職員待遇官等級令中左ノ通改正ス

第三條中「及學生監」ヲ削ル

別表第一表大學ノ部中學生監ノ項ヲ左ノ如ク改ム

學生主事	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

同表專門學校實業專門學校高等學校ノ部中教授ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

生徒主事	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

附則

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和五年十一月五日勅令第二百十七號を以て左の如く市町村立小學校長及教員名稱及待遇中に改正が行はれた。

市町村立小學校長及教員名稱及待遇中左ノ通改正ス

第二條ニ左ノ一項ヲ加フ

道廳府縣立師範學校訓導ノ在職年數ハ第一項但書ノ規定適用ニ付テハ之ヲ通算ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は市町村立小學校長にして奏任官の待遇を受け得るの要件たる小學校訓導の在職年數中に、道廳府縣立師範學校訓導の在職年數を通算することを定めたものである。

昭和五年十二月二十七日文部省告示第二百四十三號を以て左の如く公立學校職員待遇官等級令第二條但書の規定に依る學校の指定が行はれた。

公立學校職員待遇官等級令第二條但書ノ規定ニ依リ左記學校ヲ指定ス

- 一、専任ノ學校長ヲ置ク實科高等女學校
- 一、中等部ヲ有スル盲學校及聾啞學校
- 一、尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限四年、高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限

二年若ハ之ト同等以上ノ女子實業學校

昭和六年五月二十七日勅令第九十九號を以て高等官官等俸給令中に改正が行はれた。これは第二次若槻内閣の時に行はれた一般官吏減俸に關するものである。舊令と新令とに依る師範學校長俸給の比較は左の如くである。

官 名	官 等 俸 給		俸 給	
	從 前	改 正	從 前	改 正
北海道廳師範學校長	至自 四八 等	至自 四八 等	至自 十級 一、六〇〇圓 三、八〇〇圓	至自 十級 一、四七〇圓 三、四〇〇圓
府縣師範學校長	至自 四八 等	至自 四八 等	至自 十級 一、六〇〇圓 三、八〇〇圓	至自 十級 一、四七〇圓 三、四〇〇圓

尙ほ年功加俸も從來七百圓以内であつたのが六百圓以内と改められた。(昭和六年勅令第九十九號の正文に關しては官立學校等職員の場所参照)

同日勅令第百十五號を以て左の如く公立學校職員俸給令中に改正が行はれた。

公立學校職員俸給令中左ノ通改正ス

第六條中「七百圓」ヲ「六百圓」ニ、「四百五十圓」ヲ「四百圓」ニ改ム

第十一條、第十二條第二項及第十三條第三項中「千二百圓」ヲ「千三百三十圓」ニ、「八十圓」ヲ「七十五圓」ニ改ム

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

第一號表 第一號表乃至第四號表ヲ左ノ如ク改ム

生徒主事	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
教授	三,五〇〇	三,〇〇〇	二,七五〇	二,五〇〇	二,二五〇	二,〇〇〇	一,七五〇	一,五〇〇	一,二五〇	一,〇〇〇	九七〇	九四〇
學校長	四,〇〇〇	三,六〇〇	三,四〇〇	三,〇〇〇	二,七〇〇	二,五〇〇	二,二五〇	二,〇〇〇	一,八〇〇	一,六〇〇	一,四〇〇	一,二〇〇

第二號表

學校長	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
教授	三,六〇〇	三,〇〇〇	二,七五〇	二,五〇〇	二,二五〇	二,〇〇〇	一,七五〇	一,五〇〇	一,二五〇	一,〇〇〇	九七〇	九四〇	九一〇
教諭	三,〇〇〇	二,七五〇	二,五〇〇	二,二五〇	二,〇〇〇	一,七五〇	一,五〇〇	一,二五〇	一,〇〇〇	九七〇	九四〇	九一〇	八八〇

第三號表

學校長	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
教諭	三,〇〇〇	二,七五〇	二,五〇〇	二,二五〇	二,〇〇〇	一,七五〇	一,五〇〇	一,二五〇	一,〇〇〇	九七〇	九四〇	九一〇	八八〇

第四號表

專門學校	助教授	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
實業專門學校	助教授	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
大學 豫科	助教授	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
高等學校	主事補	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
高等科ヲ置ク	主事補	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
實科高等女學校	主事補	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
女子實業學校	主事補	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
實業補習學校	主事補	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
盲啞學校	主事補	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
高等學校	主事補	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
師範學校	主事補	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
中學校	主事補	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
高等女學校	主事補	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
實業專門學校ヲ除ク	主事補	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
實業專門學校	主事補	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
盲學校	主事補	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

中師學校	師範學校	高等學校	師範學校	高等學校	師範學校	高等學校	師範學校	高等學校	師範學校	高等學校	師範學校	高等學校
舍 監		助教諭		訓導		書記						
		一一五		一三五		一四五						
		一〇五		一二五		一三五						
		九五		一一五		一二五						
		八五		一〇五		一一五						
		七五		九五		一〇五						
		六五		八五		九五						
		六〇		七五		八五						
		五五		六五		七五						
		五〇		六〇		六五						
		四五		五五		六五						
		四〇		五〇		五五						
		三五		四五		五〇						
		三〇		四五		四五						
				四〇		四五						
						四〇						

高等女學校	實業學校	實業專門學校	實業專門學校	育學學校	聾啞學校	書記	保母
	除	除	除			除	除
						一一五	一〇五
						九五	八五
						七五	六五
						六〇	五五
						五〇	四五
						四〇	三五
						三〇	

附則

本令ハ昭和六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ俸給ヲ受タル高等官待遇ノ職員ニ付テハ昭和六年勅令第九十九號附則第三項乃至第七項ノ規定ヲ準用ス
 本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ左表上欄ノ俸給ヲ受タル判任官待遇ノ職員ハ各其ノ相當下欄ノ俸給月額又ハ之ニ相當スル級俸ヲ受ク

從前ノ俸給(月額)	改 正	俸 給	(月 額)
百六十圓ヲ超ユルモノ	現ニ受タル額ト百六十圓トノ差額ノ十分ノ九ニ百四十八圓ヲ加ヘタル額但シ百八十圓ヲ超ユルコトヲ得ズ	百四十八圓	
百六十圓	現ニ受タル額ト百四十圓トノ差額ノ十分ノ九ニ百三十一圓ヲ加ヘタル額但シ百四十八圓ヲ超ユルモノ	百四十八圓	

百四十圓	百三十一圓
百四十圓未満ニシテ百三十圓ヲ超ユルモノ	現ニ受クル額ト百三十圓トノ差額ニ百二十二圓ヲ加ヘタル額但シ百三十一圓ヲ超ユルコトヲ得ズ
百三十圓	百二十二圓
百三十圓未満ニシテ百二十圓ヲ超ユルモノ	現ニ受クル額ト百二十圓トノ差額ニ百十四圓ヲ加ヘタル額但シ百二十二圓ヲ超ユルコトヲ得ズ
百二十圓	百十四圓
百二十圓未満ニシテ百十圓ヲ超ユルモノ	現ニ受クル額ト百十圓トノ差額ニ百五圓ヲ加ヘタル額但シ百十四圓ヲ超ユルコトヲ得ズ
百十圓	百五圓
百十圓未満ニシテ百圓ヲ超ユルモノ	現ニ受クル額ト百圓トノ差額ニ九十七圓ヲ加ヘタル額但シ百五圓ヲ超ユルコトヲ得ズ
百圓以下ニシテ九十七圓ヲ超ユルモノ	九十七圓

前項ノ規定ニ依リ計算スル俸給金額圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿クシム
 本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ月額九十圓以下ノ俸給ヲ受クル判任官待遇ノ職員ハ定額ノ改正ニ拘ラズ從前ノ俸給ヲ受ク

從前ノ規定ニ依ル俸給ノ各級ニ於テ經過シタル在職年數ハ之ヲ改正俸給ノ各級ニ於ケル在職年數ト看做ス

從前ノ規定ニ依ル俸給ヲ受クル職員ハ第二項乃至第五項ノ規定ニ依リ改正級俸ニ相當セザル俸給ヲ受クルトキハ之ヲ從前ノ級俸ト同等ノ改正級俸ヲ受クルモノト看做ス
 前項ノ規定ハ級俸ニ相當セザル俸給ヲ受クル職員ノ級俸ニ之ヲ準用ス
 本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ俸給ヲ受クル判任官待遇ノ職員ハ本令ニ依リ其ノ俸給額ニ變更アルモ從前ノ待遇等級ヲ降ルコトナキモノトス

同日勅令第十六號を以て左の如く公立大學職員俸給令中に改正が行はれた。

公立大學職員俸給令中左ノ通改正ス

第三條中「七百圓」ヲ「六百圓」ニ改ム

第四條第二項中「二千二百圓」ヲ「千九百五十圓」ニ、「千四百圓」ヲ「千二百五十圓」ニ、「六千圓」ヲ「五千三百五十圓」ニ、「六千七百圓」ヲ「五千九百五十圓」ニ改ム

第五條中「二百圓」ヲ「百八十圓」ニ改ム

別表ヲ左ノ如ク改ム

第一表

大學 總長	一級	六、二〇〇
大學 總長	二級	五、八〇〇
大學 總長	三級	五、三〇〇
大學 總長	四級	四、九〇〇
大學 總長	五級	四、六五〇
大學 總長	六級	
大學 總長	七級	
大學 總長	八級	
大學 總長	九級	
大學 總長	十級	
大學 總長	十一級	

教 授	四、〇〇〇
附屬醫院藥局長	三、六〇〇
助 教 授	二、七〇〇
幹 事	二、四〇〇
學 生 主 事	二、一〇〇

第二表

助 手	一級	一四五
書 記	二級	一三五
學 生 主 事 補	三級	一二五
附屬醫院藥劑手	四級	一一五
附屬醫院看護長	五級	一〇五
	六級	九五
	七級	八五
	八級	七五
	九級	六五
	十級	六〇
	十一級	五五
	十二級	五〇
	十三級	四五
	十四級	四〇

附則

本令ハ昭和六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ俸給ヲ受クル者ニ付テハ昭和六年勅令第一百五號附則第二項乃至第九項ノ規定ヲ準用ス

本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ職務俸ヲ受クル教授及助教授ハ其ノ十分ノ九ノ額ノ職務俸ヲ受ク但シ所定ノ最高限ヲ超ユルコトヲ得ズ
 前項ノ規定ニ依リ計算スル俸給金額圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

同日又勅令第百十八號を以て左の如く公立図書館職員令中に改正が行はれた。

公立図書館職員令中左ノ通改正ス

第七條中「七百圓」ヲ「六百圓」ニ改ム

別表ヲ左ノ如ク改ム

(別表)

級 俸	待遇別	委任官待遇職員年俸	判任官待遇職員月俸
一級 俸		二、七七〇 ^四	一三五 ^四
二級 俸		二、五〇〇	一一五
三級 俸		二、三三〇	一〇五
四級 俸		二、一五〇	九五
五級 俸		二、〇〇〇	八五
六級 俸		一、八二〇	七五

七級俸	一、六五〇	六五
八級俸	一、四七〇	六〇
九級俸	一、三〇〇	五五
十級俸	一、二二〇	五〇
十一級俸	一、一三〇	四五
十二級俸	一、〇五〇	四〇
十三級俸	九七〇	三五

附則

本令ハ昭和六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ俸給ヲ受クル者ニ付テハ昭和六年勅令第一百五號附則第二項乃至第八項ノ規定ヲ準用ス

昭和六年六月一日勅令第二百二十一號を以て左の如く公立學校職員年功加俸令中に改正が行はれた。

公立學校職員年功加俸令中左ノ通改正ス

別表ヲ左ノ如ク改ム

(別表)

勤続	學校長所長教諭助教諭舎監			調 導 保 姆		
	俸給月額八十圓以上	俸給月額八十圓未満	俸給月額八十圓以上	俸給月額八十圓以上	俸給月額八十圓未満	俸給月額八十圓未満
勤続五年以上十年未満	九十六圓乃至百二十圓	六十圓乃至七十二圓	七十二圓乃至九十六圓	三十六圓乃至六十圓	三十六圓乃至六十圓	三十六圓乃至六十圓
勤続十年以上十五年未満	百四十四圓乃至百六十八圓	八十四圓乃至百八圓	百二十圓乃至百四十圓	七十二圓乃至八十四圓	七十二圓乃至八十四圓	七十二圓乃至八十四圓
勤続十五年以上	百九十二圓乃至二百五十二圓	百二十圓乃至百五十六圓	百六十八圓乃至二百二十八圓	九十六圓乃至百三十六圓	九十六圓乃至百三十六圓	九十六圓乃至百三十六圓

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ年功加俸ヲ受クル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ百圓以上ノ場合ニ在リテハ其ノ百分ノ九十三ノ額ヲ、百圓未満ノ場合ニ在リテハ其ノ百分ノ九十六ノ額ヲ受ク但シ左ノ制限ニ依ル

- 一 所定ノ最高限ヲ超エ又ハ所定ノ最低限ヲ下ルコトヲ得ズ
- 二 百圓未満ノ場合ニ在リテハ年額九十三圓ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 三 奏任官待遇ノ者ニ在リテハ改正本俸ト合シテ年額千三百三十圓ヲ、判任官待遇ノ者ニ在リテハ改正本俸ト合シテ月額九十七圓ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依リ計算スル金額圓位未満ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

前二項ノ規定ハ本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ年功加俸ヲ受クル者ニシテ其ノ年功加俸ト改正本俸トノ合計額

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

ガ奏任官待遇ノ者ニ在リテハ年額千百三十圓未満、判任官待遇ノ者ニ在リテハ月額九十七圓未満ノモノニハ之ヲ適用セズ

前項ニ規定スル者ハ別表ノ改正ニ拘ラズ現ニ受クル年功加俸ヲ受クルモノトス

同日又勅令第二百二十二號を以て左の如く師範學校長勤績加俸令中に改正が行はれた。

師範學校長勤績加俸令中左ノ通改正ス

別表ヲ左ノ如ク改ム

(別表)

勤 績 年 數	勤 績 加 俸 年 額
五年以上十年未満	九十六圓乃至百二十圓
十年以上十五年未満	百四十四圓乃至百六十八圓
十五年以上	百九十二圓乃至二百五十二圓

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ勤績加俸ヲ受クル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ其ノ百分ノ九十一ノ額ヲ受ク但シ所定ノ最高限ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依リ計算スル金額圓位未満ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

以上擧げた勅令第百十五號以下は何れも第二次若槻内閣の時に行はれた官吏及官吏待遇者の減俸に關するものである。

昭和六年六月二十二日勅令第四百十三號を以て「二以上ノ俸給ヲ受クル官吏及待遇官吏ノ減俸ニ關スル件」が定められたことは前に官立學校等職員ノ場所に於て述べた通である。これは公立學校職員にも關係するものである。

昭和六年八月七日勅令第二百五號を以て左の如く公立學校職員制中に改正が行はれた。

公立學校職員制中左ノ通改正ス

第七條第一項ヲ左ノ如ク改ム

師範學校、中學校、高等女學校、實業學校並盲學校及聾啞學校ノ中等部ノ教諭ニシテ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得ル者ノ員數ハ師範學校ニ在リテハ學級數五學級以下ナルトキハ五人以内トシ五學級ヲ超ユルトキハ二學級ヲ増ス毎ニ一人ヲ加ヘ中學校、高等女學校、實業學校並盲學校及聾啞學校ノ中等部ニ在リテハ學級數五學級以下ナルトキハ三人以内トシ五學級ヲ超ユルトキハ三學級ヲ増ス毎ニ一人ヲ加フルコトヲ得但シ學級數三學級以下ノ學校ニ在リテハ二人ヲ超ユルコトヲ得ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

右は師範學校教諭にして奏任官の待遇と爲すことを得る者の員数の増加である。即ち従來は五學級以下の場合は四人以内とあつたのを五人以内と改め又五學級を超過する場合に於て之を増加し得る條件を緩和したのである。

同日勅令第二百六號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

別表第一表北海道廳ノ部及府縣ノ部中師範學校長ノ項ヲ左ノ如ク改ム

師範學校長	同	上	同	上	同	上
-------	---	---	---	---	---	---

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正に依り従來師範學校長の官等は四等止まりを本體とし、特例として三等となり得るに過ぎなかつたのが改められ、當然三等まで之を陞し得ることとなつた。

同日又勅令第二百七號を以て左の如く公立學校職員待遇官等等級令中に改正が行はれた。

公立學校職員待遇官等等級令中左ノ通改正ス

別表第一表高等學校尋常科高等學校豫科師範學校ノ部中「師範學校」ヲ削リ高等科ヲ置ク高等女學校ノ部ノ次ニ左ノ如ク加フ

師範學校						
教諭	同	上	同	上	同	上

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年五月十七日勅令第七十六號を以て左の如く市町村立小學校長及教員名稱及待遇中に改正が行はれた。

市町村立小學校長及教員名稱及待遇中左ノ通改正ス

第二條 市町村立小學校長及訓導ハ判任官ノ待遇トス但シ小學校長ニシテ成績アル者ハ特ニ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得

第三條 前條ノ規定ニ依り奏任官ノ待遇ヲ受クル小學校長ノ待遇相當官等ハ高等官五等以下トス

附則

本令ハ昭和七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

従來市町村立小學校長にして奏任官の待遇と爲すことを得るものは員數に制限があつたが、今回は此制限を撤廢し又新に待遇官等配當の制を設けたのである。之に關し文部省は昭和七年五月十八日北海道廳、府縣に對する左記文部省訓令第十三號を以て新令の趣旨を明にした。

今般勅令第七十六號ヲ以テ市町村立小學校長及教員名稱及待遇中ニ改正ヲ加ヘラレ市町村立小學校長ヲ奏任官ノ待

遇ト爲スコトヲ得ルノ範圍ヲ擴張セラレ新ニ之カ待遇官等配當ノ制ヲ設ケラレタリ
小學校教育カ國民教育ノ基礎トシテ國家永遠ノ業タルハ言フ俟タス殊ニ時勢ノ進運ヲ察シ世態ノ趨向ニ鑑ミ一層其
ノ振作更張ヲ要スルモノアリ而シテ之カ振興ニ關シテハ其ノ方途一ナラスト雖教職員タルモノノ德操識見ニ俟ツ所
極メテ大ナリ是レ今同小學校教育ノ重責ニ任スル學校長ニ對シ其ノ地位ノ向上ヲ圖ラレタル所以ナリ
地方長官ハ克ク勅令改正ノ趣旨ヲ體シテ小學校教職員ノ選任ヲ一層慎重ニシ材ヲ拔キ能ヲ舉ケ其ノ效績ヲ精査シ監
督獎勵宜シキヲ得以テ國民教育改善振興ノ實ヲ舉ケシメンコトヲ期セラレヘシ

尙ほ市町村立小學校教員の待遇職制等に關しては此處に述べたもの外、小學校令及同施行規則中に規定せらるるものが多く、之に就ての變遷は前に初等普通教育の款に於て述べた通である。

在外指定學校職員の名稱待遇等に關しては、

大正十年三月三十一日勅令第六十一號を以て左の如く明治三十八年勅令第二百三十號「在外指定學校職員ノ名稱待遇及任用解職ニ關スル件」中に改正が行はれた。

明治三十八年勅令第二百三十號中左ノ通改正ス

第一條中「若ハ實業補習學校」ヲ削ル

第四條中「明治二十五年勅令第三十九號」ヲ「大正六年勅令第七號」ニ改ム

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ實業補習學校ノ學科ヲ授クル在外指定學校ノ訓導タル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ當該學校ノ助教諭ニ任セラレタルモノトス

第一條には從來在外指定學校中小學校若は實業補習學校には學校長、訓導及准訓導を置くことと規定したのであるが、前述の如く實業補習學校は公立學校職員制の適用を受け教諭、助教諭を置くこととなつたので、訓導及准訓導を置く學校中より實業補習學校を削除したのである。

第四條には從來「明治二十五年勅令第三十九號ハ文官ト同一ノ待遇ヲ受クル在外指定學校職員ニ關シ之ヲ準用ス」とあつたが、大正六年勅令第七號を以て公立學校職員待遇官等等級令が定められたので、此新令を準用することに改められたのである。

大正十三年四月二十八日勅令第九十七號を以て左の如く明治三十八年勅令第二百三十號「在外指定學校職員ノ名稱待遇及任用解職ニ關スル件」中に改正が行はれた。

明治三十八年勅令第二百三十號中左ノ通改正ス

第六條 本令中外務大臣、文部大臣及領事官ノ管掌ニ屬スル事項ハ關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ關東長官之ヲ行フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七 章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

昭和五年十一月五日勅令第二百十四號を以て左の如く明治三十八年勅令第二百三十號「在外指定學校職員ノ名稱待遇及任用解職ニ關スル件」中に改正が行はれた。

明治三十八年勅令第二百三十號中左ノ通改正ス

本令ニ左ノ題名ヲ附ス

在外指定學校職員令

第二條 前條第一項ノ學校ノ學校長及訓導ハ判任文官ト同一ノ待遇トス但シ學校長ニシテ十五年以上前條第一項ノ學校ノ學校長又ハ訓導ノ職ニ在リ現ニ本俸月額百圓以上ヲ受ケ功勞著シキ者ハ南滿洲鐵道附屬地及其ノ他ノ地各三人ヲ限り特ニ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受ケシムルコトヲ得

前項但書ノ規定ノ適用ニ關シテハ南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル學校ノ學校長ニ付テハ關東州小學校訓導、關東州公學堂教諭又ハ旅順師範學堂訓導ノ在職年數ハ之ヲ通算シ其ノ他ノ地ニ於ケル學校ノ學校長ニ付テハ内地ニ於ケル市町村立小學校又ハ道廳府縣立師範學校ノ訓導ノ在職年數ハ五年迄ヲ限り（在職年數五年ヲ超ユルトキハ五年トス）之ヲ通算ス

第二條ノ二 第一條第二項ノ學校中學校、高等女學校若ハ實業學校ノ學科ヲ授クル學校（實科高等女學校、女子實業學校又ハ實業補習學校ノ學科ヲ授クル學校ヲ除ク）又ハ之ト同等以上ノ學校ノ學校長ハ奏任文官ト同一ノ待遇トス

第一條第一項及前項ニ規定スルモノ以外ノ在外指定學校ノ學校長及第一條第二項ノ學校ノ教諭ハ奏任文官又ハ判任文官ト同一ノ待遇トス

第一條第二項ノ學校ノ助教諭、舍監及書記ハ判任文官ト同一ノ待遇トス

第二條ノ三 第一條第二項ノ學校ノ教諭ニシテ奏任文官ト同一ノ待遇ト爲スコトヲ得ル者ノ員數ハ學級數五學級以下ノ學校ニ在リテハ三人以内トシ以上三學級ヲ増ス毎ニ一人ヲ加フルコトヲ得但シ三學級以下ノ學校ニ在リテハ二人ヲ超ユルコトヲ得ス

學校長ヨリ兼任スル教諭ハ前項ノ定員ノ外トス

第六條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル職員ノ任免ノ奏薦ハ拓務大臣ニ由ルヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正に依り小學校程度の外指定學校の學校長にも員數を限り之を奏任官待遇と爲し得る途が開かれたのであつた。

昭和七年九月二十七日勅令第二百六十三號を以て左の如く在外指定學校職員令中に改正が行はれた。

在外指定學校職員令中左ノ通改正ス

第二條 前條第一項ノ學校ノ學校長及訓導ハ判任文官ト同一ノ待遇トス但シ學校長ニシテ效績アル者ハ特ニ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受ケシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ノ待遇相當官等ハ高等官五等以下トス

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

附則

本令ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正に依り内地の市町村立小學校長の場合と同じく、小學校程度の在外指定學校の學校長を奏任官待遇と爲し得ることに就ての員數の制限が撤廢せられたのである。

公立學校職員ノ服務分限等に關しては、

大正十年四月十三日勅令第九十號を以て左の如く公立學校職員分限令中に改正が行はれた。

公立學校職員分限令中左ノ通改正ス

第八條中「陸軍六週間現役」ヲ「徵兵令第十四條ノ規定ニ依ル一年現役又ハ六週間陸軍現役」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令施行ノ際現ニ徵兵令第十四條ノ規定ニ依ル一年現役ニ服スル者ニ付テハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

第八條には從來「公立學校職員ニシテ陸海軍現役ニ服シ又ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者ハ當然休職者トス但シ師範學校訓導ニシテ陸軍六週間現役ニ服スル者ハ此ノ限ニ在ラス」とあつたのを前記の如く改めたのである。これは徵兵令の改正に依り六週間現役が一年現役に變更せられた結果である。

大正十一年八月九日勅令第三百六十五號を以て左の如く公立學校職員分限令中に改正が行はれた。

公立學校職員分限令中左ノ通改正ス

第一條中「専門學校」ヲ「大學専門學校」ニ、「奏任文官又ハ判任文官ト同一」ヲ「勅任官、奏任官又ハ判任官」ニ改ム

第三條及第九條中「奏任文官ト同一」ヲ「勅任官又ハ奏任官」ニ、「判任文官ト同一」ヲ「判任官」ニ改ム

第十一條 文官分限令第十四條ノ規定ハ公立學校職員ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前は公立の大學なるものは有り得なかつたから自然分限令に於ても公立大學職員に關する規定を缺いたのであつたが、新大學令に依て認可せられた公立大學が存在することとなつたので之が職員に關する規定を設けたのである。

大正十一年九月十八日北海道廳、府縣に對する文部省訓令第十八號を以て左の如く「女教員ノ産前産後ニ於ケル休養ニ關スル件」が定められた。

女教員ノ産前産後ニ於ケル休養ニ關スル件

女教員ノ産前産後ニ就キ特ニ保護方法ヲ講スルハ頗ル必要ナルコトニシテ若シ其ノ方法宜シキヲ得サレハ母體胎兒並嬰兒ノ健康障害ヲ來スノミナラス直接間接ニ教育上不良ノ影響ヲ及ホシ國民保健上並教育上忽ニスヘカラサル問題ナレハ各地方長官ハ左ニ指示スル事項ニ則リ適當ノ方法ヲ講シ此訓令ノ趣意ヲ貫徹スル様努メラレ度
一 女教員ノ産前産後ニ於ケル休養ニ關シテハ左記各號ニ依ルコト

- イ、分娩後六週間休養ヲ爲サシムルコト
- ロ、醫師ノ診断書ニ依ル分娩豫定日前二週間休養ヲ爲サシムルコト但シ特別ノ事情アル場合ニ在リテハ産婆ノ證明書ヲ以テ醫師ノ診断書ニ代フルヲ得
- ハ、前號ノ分娩豫定日ヲ超エテ尙分娩セサル場合ニハ事實分娩アルマテ休養ヲ繼續セシムルコト
- ニ幼稚園ノ保姆ニ對シテモ前項ニ準シ休養ヲ爲サシムルコト

大正十二年八月二十八日勅令第三百八十號を以て左の如く公立學校職員分限令中に改正が行はれた。

公立學校職員分限令中左ノ通改正ス

第一條中「及實業學校」ヲ「實業學校盲學校及聾啞學校」ニ改ム

附 則

本令ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は盲學校令及聾啞學校令制定の結果である。

大正十三年四月一日勅令第六十八號を以て左の如く公立學校職員分限令中に改正が行はれた。

公立學校職員分限令中左ノ通改正ス

第一條中「專門學校」ノ下ニ「高等學校」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前は公立の高等學校は有り得なかつたから分限令に於ても公立高等學校職員に關する規定を缺いたのであつたが、新高等學校令に依て認可せられた公立高等學校が存在することとなつたので、之が職員に關する規定を設けたのである。

昭和三年五月十八日勅令第八十六號を以て左の如く公立學校職員分限令中に改正が行はれた。

公立學校職員分限令中左ノ通改正ス

第八條第二項中「徵兵令第十四條ノ規定ニ依ル一年現役又ハ六週間陸軍現役」ヲ「兵役法第十條ノ規定ニ依ル短期現役」ニ改ム

第八條第二項は前にも述べた如く師範學校訓導にして徵兵令第十四條の規定に依る一年現役又は六週間現役に服する場合には之を當然休職とせざることを規定したものである。今回徵兵令が改正せられて兵役法となり一年現役が六箇月の短期現役に變更せられたので分限令に於ても之に伴うて規定を改めたのである。

公立學校職員ノ退職料等に關しては、

大正九年七月二十七日法律第二號を以て左の如く明治二十九年法律第十三號中に改正が行はれた。

明治二十九年法律第十三號中左ノ通改正ス

第一條中「專門學校」ヲ「大學高等學校專門學校」ニ「舍監」ヲ「幹事學生監舍監助手」ニ改ム

第三條及第四條ノ二中「舍監」ヲ「幹事學生監舍監助手」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ公立大學ノ幹事又ハ學生監ニシテ本法施行前退職又ハ死去シタル者、教育事務ニ従事スル文官又ハ他ノ待遇文官ニ轉任シ退職、退職又ハ死去シタル者及其ノ遺族ニ付亦本法施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス

右は寺内内閣の時の學制改革の結果大學令及高等學校令が制定せられ、公立大學及公立高等學校が認めらるることとなつたが爲である。

大正九年七月三十一日法律第十號を以て「恩給扶助料等ノ増額及明治二十三年勅令第二百五十四號ニ依ル休職給ノ増額ニ關スル件」が定められた（明治二十三年勅令第二百五十四號は休職判事を受くる休職給に關するものである）ことは前に官立學校職員ノ恩給を説く際に述べた通である。（官立學校等職員ノ場所参照）

前記法律第十號の規定に基き大正九年八月十八日勅令第二百七十八號を以て「大正九年法律第十號ニ依ル恩給扶助料等ノ増額及明治二十三年勅令第二百五十四號ニ依ル休職給ノ増額ニ關スル件」が定められたことは前に官立學校職員ノ恩給を説く際に述べた通である。（官立學校等職員ノ場所参照）

大正十年三月三十日法律第十八號を以て左の如く府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法中に改正が行はれた。

府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス

第七條中「公務」ヲ「退職料ノ支給ニ付在官在職年數ヲ通算スルコトヲ得ル官職」ニ改ム

第十一條第一項ヲ左ノ如ク改ム

退職料ノ支給ハ本屬長官ノ證明ニ依リ内閣恩給局ノ審査ヲ經テ内閣總理大臣之ヲ裁定ス

第十五條中「府縣知事」ヲ「本屬長官」ニ、「文部大臣」ヲ「内閣總理大臣」ニ改ム

第十七條中「文部大臣」ヲ「内閣總理大臣」ニ改ム

附 則

本法ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法第七條第二項第一號ノ規定ニ依リ退職料ノ支給ヲ停止セラルル者ニシテ退職料ノ支給ニ付在官在職年數ヲ通算スルコトヲ得ル官職以外ノ公務ニ在ルモノニ關シテハ其ノ在職中ニ限り大正十一年三月三十一日迄仍従前ノ例ニ依ル

第七條には從來公務に就き退職現時の俸給と同額以上の給料を受くるときには其間退職料を受くることを得ずとなつて居たが、今回「公務」を「退職料ノ支給ニ付在官在職年數ヲ通算スルコトヲ得ル官職」と改めたのである。

第十一條には從來退職料の支給は文部大臣之を裁定すとあつたのを、内閣總理大臣之を裁定することに改めたのである。

第十七條の改正も亦同一の趣旨に依り從來退職料等の支給に關する規則は文部大臣之を定むとあつたのを改めて内閣總理大臣之を定むることとしたのである。

右の如く第十一條第一項の改正に依り、府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法に依る退隱料の支給は文部大臣の裁定に依らずして、内閣總理大臣の裁定に依ることとなり、從て文部大臣が退隱料支給の裁定を爲すことを前提として定められた明治二十七年七月勅令第二百六十四號學校職員恩給審査規程は公立學校職員（市町村立小學校教員を除く）に關する限り最早不用となつたので、右規程中市町村立小學校教員の退隱料に關する審査のことを規定した部分に就ては、別に大正十年四月勅令第九號市町村立小學校教員恩給審査規程が定められ、而して同規程の附則に依り前記學校職員恩給審査規程は廢止せられた。（地方教育行政機關の項参照）

同日法律第十九號を以て左の如く明治二十九年法律第十三號中に改正が行はれた。

明治二十九年法律第十三號中左ノ通改正ス

第四條ノ二第一項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

學校長圖書館長正教員司書保姆幹事學生監舍監助手又ハ書記ニシテ文官ト爲リタル者教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官以外ノ文官トシテ在官中死亡シ又ハ退官シタルトキハ教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官トシテノ在職最終ノ俸給額ニ基キ明治二十三年法律第九十號同年法律第九十一號及此ノ法律ニ依リ退隱料扶助料扶助金ヲ給ス但シ官吏恩給法第十三條第一項ニ規定スル事由ニ因リ退官シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ規定ハ學校長圖書館長正教員司書保姆幹事學生監舍監助手又ハ書記ニシテ他ノ待遇文官ト爲リタル者ニ付之ヲ準用ス

第四條ノ三中「國庫ヨリ」ヲ「同一ノ事由ノ爲メニ」ニ改ム

附 則

本法ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來公立學校職員にして教官其他教育事務に従事する文官即ち所謂教育文官に轉じたる後退官若は死亡する場合には、公立學校職員としての在職年數と教育文官としての在官年數とを通算し、教育文官としての在職最終の俸給額に基き退隱料等を支給するも、教育文官より更に非教育文官に轉じて退官若は死亡する場合には退隱料は之を支給するを得なかつたのであるが、今回は之を改め右の如き場合には教育文官たる間の在官年數と、公立學校職員たる間の在職年數とを通算し、教育文官としての在職最終の俸給額に基き退隱料等を支給することとしたのである。尙ほ此趣旨を公立學校職員が他の待遇文官となりたる場合にも準用することとしたのである。

同日又法律第二十號を以て左の如く市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中に改正が行はれた。

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス

第四條第三項ヲ削ル

第五條中「公務」ヲ「退隱料ノ支給ニ付在官在職年數ヲ通算スルコトヲ得ル官職」ニ改ム

別表市町村立小學校教員退隱料表中百三十圓以上ノ欄ヲ左ノ如ク改ム

二百四十圓以上	二百圓以上	二百八十圓以上	百六十圓以上	百四十五圓以上	百三十圓以上
二百四十圓未滿	二百圓未滿	二百圓未滿	百八十圓未滿	百六十圓未滿	百四十五圓未滿
七二〇	六〇〇	五四〇	四八〇	四三五	三九〇

一、五九九	一、三二七	一、一九一	一、〇五五	九五三	八五一
一、六五〇	一、三七〇	一、二三〇	一、〇九〇	九八五	八八〇
一、七〇四	一、四一六	一、二七二	一、一二八	一、〇二〇	九一二
一、七五八	一、四五二	一、三一四	一、一六六	一、〇五五	九四四
一、八一二	一、五〇八	一、三五六	一、二〇四	一、〇九〇	九七六
一、八六六	一、五五四	一、三九八	一、二四二	一、一二五	一、〇〇八
一、九二〇	一、六〇〇	一、四四〇	一、二八〇	一、一六〇	一、〇四〇
七六二	六三四	五七〇	五〇六	四五八	四一〇
八〇四	六六八	六〇〇	五三二	四八一	四三〇
八四六	七〇二	六三〇	五五八	五〇四	四五〇
八八八	七三六	六六〇	五八四	五二七	四七〇
九三〇	七七〇	六九〇	六一〇	五五〇	四九〇
九七五	八〇七	七二三	六三九	五七六	五一三
一、〇二〇	八四四	七五六	六六八	六〇二	五三六
一、〇六五	八八一	七八九	六九七	六二八	五五九
一、一一〇	九一八	八二二	七二六	六五四	五八二
一、一五五	九五五	八五五	七五五	六八〇	六〇五
一、二〇三	九九五	八九一	七八七	七〇九	六三一
一、二五一	一、〇三五	九二七	八一九	七三八	六五七
一、二九九	一、〇七五	九六三	八五一	七六七	六八三
一、三四七	一一、一五	九九九	八八三	七九六	七〇九
一、三九五	一一、一五五	一、〇三五	九一五	八二五	七三五
一、四四六	一一、一九八	一、〇七四	九五〇	八五七	七六四
一、四九七	一一、二四一	一一、一三	九八五	八八九	七九三
一、五四八	一一、二八四	一一、一五二	一、〇二〇	九二一	八二二

附則

本法ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ改正別表ハ大正九年八月一日以後大正十年三月三十一日迄ニ退職料又ハ扶助料ヲ受クヘキ事由ノ生シタル者ニ付亦之ヲ適用ス

本法施行ノ際現ニ市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法第五條第一號ノ規定ニ依リ退職料ノ支給ヲ停止セララル者ニシテ退職料ノ支給ニ付在官在職年數ヲ通算スルコトヲ得ル官職以外ノ公務ニ在ルモノニ關シテハ其ノ在職中ニ限り大正十一年三月三十一日迄仍從前ノ例ニ依ル

一、五九九	一、三二七	一、一九一	一、〇五五	九五三	八五一
一、六五〇	一、三七〇	一、二三〇	一、〇九〇	九八五	八八〇
一、七〇四	一、四一六	一、二七二	一、一二八	一、〇二〇	九一二
一、七五八	一、四五二	一、三一四	一、一六六	一、〇五五	九四四
一、八一二	一、五〇八	一、三五六	一、二〇四	一、〇九〇	九七六
一、八六六	一、五五四	一、三九八	一、二四二	一、一二五	一、〇〇八
一、九二〇	一、六〇〇	一、四四〇	一、二八〇	一、一六〇	一、〇四〇

大正九年七月三十一日現在ニ於テ市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法ニ依ル退職料又ハ扶助料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ノ退職料又ハ扶助料ノ年額ノ基礎タル俸給額カ大正九年勅令第二百七十八號ニ依リ算出シ百三十圓以上ナルトキハ其ノ年額ハ大正九年七月一日以後ノ分ヨリ本法ニ依ル

第四條第三項は「退職料ヲ受クル者前ニ退職給與金ヲ受ケタルトキハ最初ノ十年間其ノ退職給與金ノ十分ノ一ニ相當

スル金額ヲ退隱料年額ヨリ控除ス」といふ規定であるが今回之を削除したのである。

第五條中の改正は前に公立學校職員退隱料法中の改正に就て述べたと同一趣旨のものである。

別表の改正は歐洲大戰後の物價騰貴の爲に市町村立小學校教員の俸給に關する規定が改められたので、之に伴ひて退隱料の額を改むる必要を生じたが故である。

大正十年四月十六日勅令第七七號を以て左の如く明治二十四年勅令第二百四十八號「府縣制郡制又ハ市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ府縣立學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法及市町村立小學校退隱料及遺族扶助料法ノ施行ニ關スル件」中に改正が行はれた。

明治二十四年勅令第二百四十八號中左ノ通改正ス

第一條中「府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法及」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は明治二十三年法律第九十一號府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法には退隱料等に關する府縣知事の職務に就て規定を設けて居るのであるが、明治二十四年勅令第二百四十八號の第一條には「府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法及市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法ニ規定スル府縣知事ノ職務ハ北海道ニ於テハ北海道廳長官之ヲ行ヒ」云々と規定してゐる。然るに明治二十三年法律第九十一號は前に述べた如く其後數度の改正を經、府縣知事の職務に關する規定は次第に少くなり、最近に其「府縣知事」の文句が府縣知事と北海

道廳長官とに共通する「本屬長官」の文句に變更せられたので、同法に關する限り明治二十四年勅令第二百四十八號第一條の如き規定は最早不必要となつたが爲である。

同日勅令第八八號を以て左の如く明治二十五年勅令第三十二號「府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長教員並市町村立小學校正教員ノ退隱料又ハ遺族扶助料ニ關シ權利ヲ障害セラレタリトスル者ノ件」中に改正が行はれた。

明治二十五年勅令第三十二號中左ノ通改正ス

「文部大臣」ヲ「内閣總理大臣」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十五年勅令第三十二號には

府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正教員舍監書記並市町村立小學校正教員ノ退隱料又ハ遺族扶助料ニ關シ行政上ノ處分ニ依リ權利ヲ障害セラレタリトスル者ハ一箇年以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得但左ノ事件ニ關シテハ文部大臣若ハ府縣知事ノ裁定ハ終審確定ノモノトス

一 傷疾疾病ノ原因及其輕重

二 職務ニ堪ユルト否ラサルト

とある。然るに前述べた如く大正十年法律第十八號を以てする明治二十三年法律第九十一號中の改正に依り公立學校職員ノ退隱料等の裁定は内閣總理大臣に於て之を爲すことに改められたので、明治二十五年勅令第三十二號中の改正を要

することとなつたのである。

同日又勅令第九九號を以て市町村立小學校教員恩給審査規程が定められ、従来の學校職員恩給審査規程は廢止せられた。

これは學校職員恩給審査規程には公立學校職員恩給審査規程に關する事項を審査せしむる爲に文部省に公立學校職員恩給審査委員を置き、小學校教員の退隱料等に關する事項を審査せしむる爲に北海道廳、府縣に小學校教員恩給審査委員を置くこととして居たのであるが、既に述べた如く公立學校職員恩給審査委員の退隱料等の裁定は内閣總理大臣に於て之を爲すことに改められた爲、文部省の公立學校職員恩給審査委員は其必要がなくなつたので従来の規程を廢止し、今回は専ら市町村立小學校教員の退隱料等に關する審査委員を道廳府縣に置くことに就ての規程を定めたのである。尙ほ其規程の詳細は地方教育行政機關の款に於て之を述べることにする。

大正十二年四月十四日法律第四十八號を以て恩給法が制定せられ、官吏たりし者の受くる恩給及其遺族の受くる扶助料も公立學校職員たりし者の受くる退隱料及其遺族の受くる扶助料も皆齊しく恩給として單一の恩給法中に規定せらるることとなり、従来の如く特に公立學校職員に關する退隱料扶助料は存在せざるに至つたこと、並に新恩給法に關聯して其後種々の法令が定められたことは前に官立學校職員の場合に於て述べた通である。

新恩給法制定の後大正十二年十二月二十七日勅令第五百二十一號を以て左の如く小學校教員恩給基金管理規則が定め

られた。

小學校教員恩給基金管理規則

- 第一條 恩給法第八十九條ノ規定ニ依リ恩給基金ヲ備フル府縣ニ在リテハ本規則ニ依リ之ヲ管理スヘシ
- 第二條 恩給基金ハ他ノ府縣有財産ト區分シテ之ヲ管理スヘシ
- 第三條 恩給基金ハ現金、國債證券又ハ府縣債證券ト爲スヘシ
- 現金ハ大藏省預金部ニ預入ルヘシ
- 第四條 恩給基金ノ利子及恩給法第十八條第三項ノ規定ニ依ル國庫ノ交付金其ノ他ノ收入ハ之ヲ當該府縣カ給與スヘキ教育職員若ハ準教育職員又ハ其ノ遺族ノ恩給ニ充テ尙殘餘アルトキハ恩給基金ニ繰入レ又ハ翌年度ヘ繰越スヘシ
- 第五條 恩給基金ノ經理ニ關シ特別ノ規定ナキモノニ付テハ他ノ府縣有財産ノ例ニ依ル
- 第六條 府縣ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月三十一日迄ノ間ニ於ケル恩給基金經理ノ狀況ヲ毎年三月三十一日迄ニ内閣恩給局ニ報告スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

在外指定學校職員ノ退隱料等に關しては、

大正十年三月三十一日勅令第六十四號を以て左の如く明治三十八年勅令第二百二十九號「在外指定學校職員退隱料及

遺族扶助料法ニ於ケル學校職員ノ資格及在職年數算定方等ニ關スル件」中に改正が行はれた。

明治三十八年勅令第二百二十九號中左ノ通改正ス

第一條中「若ハ實業補習學校」ヲ削ル

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年勅令第二百二十九號第一條には

第一條 在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ於テ職員ト稱スルハ學校長、教員、舎監及書記トス

在外指定學校中小學校若ハ實業補習學校ノ學科ヲ授クル學校又ハ之ニ準スヘキ學校ニ在リテハ訓導ヲ正教員、准

訓導ヲ准教員トシ其ノ他ノ學校ニ在リテハ教諭、助教諭ヲ正教員、其ノ他ノ教員ヲ准教員トス

とあるが、然るに前述べた如く大正九年に實業補習學校は公立學校職員制の適用を受くることとなり、其教員は從來の如く訓導准訓導と稱せずして教諭助教諭と稱することとなつたので、在外指定學校に就ても之に應じて改正することとしたのである。

第二十六款 教育行政機關

第一項 中央教育行政機關

大正九年四月二十八日勅令第二百二十一號を以て左の如く文部省官制中に改正が行はれた。

文部省官制中左ノ通改正ス

第二條第三號ヲ削リ同條中第四號ヲ第三號トシ第五號ヲ第四號トス

第四條中「四局」ヲ「五局」ニ改メ「實業學務局」ノ次ニ「圖書局」ヲ加フ

第六條第一項第十一號ヲ削ル

第六條ノ三ヲ第六條ノ四トシ第六條ノ四ヲ第六條ノ五トシ第六條ノ二ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第六條ノ三 圖書局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 教科用圖書ノ編輯及發行ニ關スル事項

二 教科用圖書ノ調査、檢定及認可ニ關スル事項

三 國語ノ調査ニ關スル事項

第八條ノ二 文部省ニ圖書監修官專任九人ヲ置ク奏任トス教科用圖書ノ編修及審査ヲ掌ル

第八條ノ三 文部省ニ圖書監修官補專任五人ヲ置ク判任トス圖書監修官ノ事務ヲ助ク

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正に依て圖書局が復活せられた。圖書局は大正二年の行政整理の際に廢止せられ、同局主管の事務は普通學務局に於て之を取扱ふこととなり、其後大正五年に大臣官房に圖書課を置きて圖書の編輯、發行及檢定に關する事項を掌らしむるものとし、圖書監査官專任一人、圖書官專任九人を置き、機關は稍充實するに至つたが今回は更に一步を進めて圖書局を復活することとなつたのである。

第二條第三號の創設は圖書局の新設と共に大臣官房の事務中より圖書に關する事項を除いたのである。

第六條第一項第十一號の削除は圖書局の新設と共に普通學務局の主管事項中より國語の調査に關する事項を除き、これを圖書局に移したのである。

同日勅令第二百二十二號を以て左の如く教科書調査會官制が定められた。

教科書調査會官制

- 第一條 教科書調査會ハ文部大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應シテ小學校ノ教科用圖書ヲ調査ス
- 第二條 教科書調査會ハ會長一人、副會長一人及委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
- 前項定員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
- 第三條 會長、副會長、委員及臨時委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
- 第四條 會長ハ會務ヲ總理ス
- 會長事故アルトキハ副會長其ノ職務ヲ代理ス
- 會長及副會長事故アルトキハ文部大臣ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第五條 會長及副會長ハ會議ニ於テ意見ヲ陳述シ可否ノ數ニ加ハルコトヲ得
- 第六條 文部大臣ハ必要ニ依リ又ハ會長ノ請求アルトキハ文部省高等官其ノ他適當ト認ムル者ヲシテ會議ニ出席シ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得
- 第七條 教科書調査會ノ議事ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第八條 教科書調査會ニ幹事ヲ置ク文部大臣ノ奏請ニ依リ文部省高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第九條 教科書調査會ニ書記ヲ置ク文部大臣之ヲ命ス

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

教科用圖書調査委員會官制ハ之ヲ廢止ス

同日又勅令第二百二十三號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「圖書監査官」ヲ削ル

第十七條中「圖書官」ヲ「圖書監修官」ニ改ム

第二十七條中「圖書監査官」ヲ削ル

別表第一表文部省ノ部中實業學務局長ノ項ノ次ニ左ノ如ク加ヘ圖書監査官ノ項ヲ削ル

圖書局長									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

文部省に於て新に文部時報を編纂することとなつたに就き、大正九年五月一日文部大臣官房文書課長より直轄各部長に對し、左記發文二五號通牒を發した。

今回本省で文部時報ヲ編纂スルコトトナリマシタニ就テハ、御報告ニ基イテ官報ニ登載セラレタ事柄ハ之ヲ文部時報ニモ登載スル積リデアリマスガ、是迄ノ例ニ依ルト事柄ノ有ツタ時ヲ示サヌモノモアリ又之ヲ示シテモ「今般」等ト書イテ居ル向ガアリマスガ、文部時報ハ旬刊デアリマスカラ官報ノ様ニ最近ノモノノミ掲ゲル譯ニ行キマセンノデ、右ノ様ナ場合ニハ是非其ノ月日ヲ明示セネバナリマセンカラ、官報ノ記事デ其ノ事柄ノ有ツタ月日ヲモ之ヲ知り得ル様致シタイノデアリマス。

此事ハ文部時報編纂上ノ必要許リデ無ク社會一般ガ官報ノ記事ヲ見ル上ニモ便宜ノコトデアリマスカラ、今後官報原稿ヲ起草セラルル際ニハ可成事柄ノ有ツタ月日ヲ明示セラルル様御取計ヲ願ヒマス。

大正九年五月十三日の官報に依ると文部省分課規程中の改正は左の如くであつた。

第一條第一項中「、圖書課」及第五項ヲ削ル

第三條第四項第六號ヲ削ル

第三條ノ三 圖書局ニ第一課、第二課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國定教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト

二 諸學校教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト

三 教科書調査會ニ關スルコト

四 國語ノ調査ニ關スルコト

第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國定教科用圖書ノ發行ニ關スルコト

二 諸學校教科用圖書ノ發行ニ關スルコト

三 教科用圖書ノ調査、檢定及認可ニ關スルコト

四 他課ニ屬セサル事務

大正九年五月十五日勅令第百四十三號を以て左の如く各省官制通則中に改正が行はれた。

各省官制通則中左ノ通改正ス

第一條中「逕信」ノ下ニ「及鐵道」ヲ加フ

第七條第二項但書ヲ削ル

第十條中「大臣官房ノ事務ヲ各局ニ於テ」ヲ「大臣官房ノ事務ハ各局ニ於テ又ハ特ニ局ヲ設ケテ之ヲ」ニ改メ同條第四項ヲ削ル

第十四條中「參政官」及「副參政官」ヲ削ル

第十七條 削除

第十七條ノ二及第十七條ノ三ヲ削ル

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

第十九條ニ左ノ一項ヲ加フ

參事官ハ各省一人ヲ限り之ヲ勅任ト爲スコトヲ得

第二十三條第二項ヲ削ル

第二十四條中「奏任官又ハ判任官」ヲ「高等官」ニ改ム

第二十六條 削除

第二十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

參事官、書記官、屬及前項ノ規定ニ依ル職員ノ定員ハ各省官制ノ定ムル所ニ依ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正三年勅令第二百七號附則但書ヲ削ル

右の改正に依り大隈内閣の時に設けられた參政官副參政官の制度が廢止せられた。而して新に設けられた勅任參事官は政務官的のものであつた。

同日又勅令第五百七十七號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。(抄)

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「製鐵所技監」ノ次ニ「鐵道技監」ヲ、「法制局參事官」ノ次ニ「各省參事官」ヲ、「航路標識管理所長」

ノ次ニ「鐵道局長」ヲ加ヘ「軍需局長」ヲ「國務院部長」ニ改メ「鐵道院副總裁」、「鐵道院技監」、「各省參政官」、

「内閣統計局長」、「鐵道院理事」及「各省副參政官」ヲ削ル

別表第一表内閣ノ部中拓殖局長次長ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ統計局長、軍需局長、鐵道院總裁及鐵道院理事ノ各項ヲ削ル

國務院總裁	國務院部長								
		參事官							

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年五月二十七日左の如く文部大臣官房秘書課事務分掌規程が定められた。

第一條 秘書課ニ左ノ三掛ヲ置キ課務ヲ分掌ス

庶務掛

恩賞掛

敘任掛

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

- 第二條 庶務掛ハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 大臣次官ノ官印及省印ノ管守ニ關スルコト
 - 二 御眞影竝勅語謄本ニ關スルコト
 - 三 祝日祭日等ノ儀式ニ關スルコト
 - 四 他掛ニ屬セサル事務
- 第三條 恩賞掛ハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 敘位、敘勳並陞等ニ關スルコト
 - 二 官吏ノ恩給及賜金ニ關スルコト
 - 三 褒賞並賞與ニ關スルコト
- 第四條 敘任掛ハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 官吏等ノ進退身分ニ關スルコト
 - 二 公立學校職員等ノ進退身分ニ關スルコト
 - 三 雇外國人ニ關スルコト
 - 四 本省及所轄各部ノ處務規程ニ關スルコト
- 第五條 掛ニ掛長一人ヲ置キ屬ヲ以テ之ニ充ツ掛長ハ課長ノ命ヲ承ケ掛ノ事務ヲ掌理ス但シ課長ノ命アルトキハ他掛ノ事務ヲ助ク
- 第六條 掛員ハ掛ノ事務ニ服ス但シ課長ノ命アルトキハ他掛ノ事務ヲ助ク

大正九年八月勅令第二百五十七號を以て高等官官等俸給令中の改正、勅令第二百五十八號を以て判任官俸給令中の改正、勅令第二百五十九號を以て文武判任官等級令中の改正が行はれた。これは世界大戦後に於ける物價騰貴に伴ふ一般官吏の増俸に關するものである。右三勅令の正文は前に學校等職員關係中官立學校職員の場合に掲げた通である。尙ほ舊令と新令とに依る文部省高等官の官等俸給の比較は左の如くである。

官名	官等俸給		俸		給	
	從	前	從	前	改	正
文部大臣	親任	二二二	八、〇〇〇圓			八、〇〇〇圓
文部次官	親任	一一二	五、〇〇〇圓			六、五〇〇圓
文部省各局長	二	二	三、七〇〇圓			五、二〇〇圓
文部省參事官 勅任タルモノ	二		三、三〇〇圓			五、二〇〇圓
文部省參事官 奏任タルモノ	二	一	三、七〇〇圓			五、二〇〇圓
文部大臣秘書官	至自	至自	三、〇〇〇圓			四、五〇〇圓
文部省書記官	至自	至自	三、〇〇〇圓			四、五〇〇圓
文部省事務官	至自	至自	三、〇〇〇圓			四、五〇〇圓
文部省事務官	至自	至自	三、〇〇〇圓			四、五〇〇圓
文部省事務官	至自	至自	二、七五〇圓			四、五〇〇圓
文部省事務官	至自	至自	二、五〇〇圓			四、五〇〇圓
文部省事務官	至自	至自	二、〇〇〇圓			四、五〇〇圓
文部省事務官	至自	至自	一、七五〇圓			四、五〇〇圓
文部省事務官	至自	至自	一、五〇〇圓			四、五〇〇圓
文部省事務官	至自	至自	一、二五〇圓			四、五〇〇圓
文部省事務官	至自	至自	一、〇〇〇圓			四、五〇〇圓
文部省事務官	至自	至自	〇、七五〇圓			四、五〇〇圓
文部省事務官	至自	至自	〇、五〇〇圓			四、五〇〇圓
文部省事務官	至自	至自	〇、二五〇圓			四、五〇〇圓
文部省事務官	至自	至自	〇、〇〇〇圓			四、五〇〇圓

圖書事務官	至自	四八	等	至自	三七	等	至自	一十	級	二、五〇〇〇	至自	一十二	級	四、五〇〇〇
圖書監修官	至自	四八	等	至自	三七	等	至自	一十	級	二、五〇〇〇	至自	一十二	級	四、五〇〇〇
學校衛生官	至自	四八	等	至自	三七	等	至自	一十	級	二、五〇〇〇	至自	一十二	級	四、五〇〇〇
維新史料編纂事務局長	至自	二	等	至自	二	等	至自	一十	級	三、七〇〇〇	至自	一十二	級	五、二〇〇〇
維新史料編纂官	至自	三九	等	至自	四八	等	至自	一十	級	二、五〇〇〇	至自	一十二	級	三、八〇〇〇

大正九年八月二十四日勅令第二百九十號を以て左の如く文部省官制中に改正が行はれた。

文部省官制中左ノ通改正ス

第三條中「二人」ヲ「三人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條中二人は參事官の定員である。前に述べた如く政務官的參事官が設けられたが爲に今回參事官の定員を増加したのである。

大正九年八月二十六日勅令第二百九十三號を以て左の如く文部部内臨時職員設置制が定められた。

文部部内臨時職員設置制

第一條 高等諸學校ノ創設及擴張ニ關スル事務ニ従事セシムル爲文部省ニ左ノ職員ヲ増置ス

文部事務官 專任二人

奏任

技師 專任十人

内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

屬 專任二十人

技手 專任二十人

第二條 臨時建築ノ事務ニ従事セシムル爲文部省及帝國大學ヲ通シテ左ノ職員ヲ増置ス

技師 專任二十三人

技手 專任四十四人

前項職員ノ俸給ハ臨時建築費ヨリ之ヲ支辨ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

明治四十年勅令第二百十五號

大正八年勅令第三百二十三號

本令施行ノ際現ニ文部省事務官ノ職ニ在ル者ハ別ニ辭令書ヲ用キス同官等俸給ヲ以テ文部事務官ニ任セラレタルモノトス

曩に大正八年勅令第三百二十三號を以て「高等諸學校ノ創設及擴張ニ關スル事務ニ従事セシムルタメ文部省ニ臨時職員設置」の件が定められたが、今回之を擴充して文部部内臨時職員設置制が定められたのである。

同日又勅令第二百九十六號を以て左の如く教員檢定委員會官制中に改正が行はれた。

教員檢定委員會官制中左ノ通改正ス

第九條中「二人」ヲ「三人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第九條中二人は書記の定員である。

大正十年五月三日文部省訓令第三號を以て左の如く實業補習教育主事規程が定められた。

實業補習教育主事規程左ノ通定ム

實業補習教育主事規程

第一條 實業學務局ニ實業補習教育主事ヲ置ク

第二條 實業補習教育主事ハ上司ノ命ヲ承ケ實業補習教育ノ指導獎勵ニ關スルコトヲ掌ル

第三條 實業補習教育主事學事視察ヲ命セラレタルトキハ左記事項ニ付視察スヘシ

一 實業補習教育ノ一般狀況

二 實業補習教育獎勵ノ狀況

三 實業補習學校ノ組織編制並教授訓練ノ狀況

四 實業補習學校ノ經費及設備ノ狀況

- 五 實業補習學校ト地方實業トノ關係
 - 六 實業補習學校教員養成ノ狀況
 - 七 其ノ他特ニ命セラレタル事項
- 第四條 實業補習教育主事視察ヲ終リタルトキハ直ニ口頭ヲ以テ大要ヲ實業學務局長ニ報告シ更ニ一月以内ニ復命書ヲ提出スヘシ

大正十年六月六日勅令第二百六十二號を以て左の如く文部部内臨時職員設置制中に改正が行はれた。

文部部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第一條中「十人」ヲ「二十八人」ニ、「技手 專任二十人」ヲ「技手 專任五十人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條中十人は技師の定員である。

大正十年六月二十三日勅令第二百七十三號を以て左の如く文部省官制中に改正が行はれた。

文部省官制中左ノ通改正ス

第二條ニ左ノ一號ヲ加フ

五 學校衛生ニ關スル事項

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

第五條中「海外留學生及教員」ヲ「在外研究員」ニ、「及測候所」ヲ「測候所及緯度觀測所」ニ、「及震災豫防調査會」ヲ「震災豫防調査會及理學文書目錄調査會」ニ、「帝國學士院」ヲ「帝國學士院及帝國美術院」ニ、「學術會」ヲ「學術研究會議其ノ他ノ學術會」ニ改ム

第六條中「學校衛生」ヲ「社會教育」ニ改メ「通俗教育及」及同條第二項ヲ削ル

第六條ノ二第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四ノ二 水産學校及前各號以外ノ實業教育ヲ爲ス學校ニ關スル事項

第七條中「七人」ヲ「九人」ニ改ム

第八條ノ二中「九人」ヲ「十五人」ニ改ム

第八條ノ三中「五人」ヲ「九人」ニ改ム

第十條中「一人」ヲ「四人」ニ改ム

第十條ノ二 文部省ニ學校衛生官補專任四人ヲ置ク判任トス學校衛生官ノ事務ヲ助ク

第十一條中「八十八人」ヲ「八十九人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條中の改正に依り從來普通學務局の主管事務の一であつた學校衛生に關する事項の爲に、大臣官房中に學校衛生課が置かるることとなつた。第五條中の改正は専門學務局の主管事務に關するものである。これは海外留學生が在外研究員に改められ、新に帝國美術院及學術研究會議が設けられた等の爲に、同局の主管事務に關する規定を整理したに過ぎぬ。

第六條中の改正は普通學務局の主管事項に關するものである。學校衛生課の新設に伴ひ學校衛生に關する事項を同局の主管事務より除き、通俗教育の名稱を社會教育に改めたのである。第六條第二項は「普通學務局ニ東京博物館ヲ置ク」といふ規定であるが、今回東京博物館は東京博物館官制の制定に依り獨立することとなつたので、第二項を削除したのである。

第六條の二には實業學務局の主管事務として第一號より第四號までは工業學校に關する事項、農業學校（水産學校を含む）に關する事項、商業學校に關する事項、商船學校に關する事項を列記して居たが、今回實業學校に關する諸規程の改正に依り、農工商何れにも屬せざる別種の實業學校をも認むることとなつたので、水産學校のことを明に表はすと共に右等別種の學校に關する事項を加へたのである。

第七條中七人は督學官の定員、第八條の二中九人は圖書監監修官の定員、第八條の三中五人は圖書監修官補の定員、第十條中一人は學校衛生官の定員、第十一條中八十八人は技手、屬を通じたる定員である。

大正十年七月五日の官報に依ると文部省分課規程中の改正は左の如くであつた。（施行五月二十九日）

第一條中「及建築課」ヲ「建築課及學校衛生課」ニ改メ第二項第六號及第四項第四號ヲ削リ第五項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

學校衛生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 官立、公立及私立諸學校ノ校地、建物、校具其ノ他ノ設備ノ衛生ニ關スルコト

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

- 二 教授衛生ニ關スルコト
 - 三 體育運動ニ關スルコト
 - 四 學校職員學生生徒兒童及幼兒ノ身體検査ニ關スルコト
 - 五 學校ニ於ケル疾病ノ豫防並治療ニ關スルコト
 - 六 身體虛弱又ハ精神薄弱ナル生徒兒童等ノ監督養護ニ關スルコト
 - 七 學校ニ於ケル飲料水並飲食物ニ關スルコト
 - 八 學校衛生統計ニ關スルコト
 - 九 其ノ他學校衛生ニ關スルコト
- 第二條中「海外留學生及教員ノ海外派遣」ヲ「在外研究員」ニ、「美術展覽會」ヲ「帝國美術院」ニ改メ同條第四項中第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
- 四ノ二 學術研究會議ニ關スルコト
- 第三條中「第四課及第五課」ヲ「及第四課」ニ、「市町村義務教育費國庫負擔」ヲ「市町村義務教育費國庫負擔及一年現役小學校教員俸給費國庫負擔」ニ、「市町村立小學校教育費國庫補助」ヲ「市町村立小學校教育費國庫補助及公立學校職員年功加俸國庫補助」ニ、「通俗教育」ヲ「社會教育」ニ改メ第六項ヲ削ル
- 第三條ノ二第二項乃至第四項ヲ左ノ如ク改ム
- 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 工業專門學校及工業學校ニ關スルコト

- 二 職業學校ニ關スルコト
 - 三 以上ノ學校ニ準スヘキ各種學校ニ關スルコト
 - 四 工業學校及職業學校ノ教員ノ養成及資格ニ關スルコト
- 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 農業專門學校及農業學校ニ關スルコト
 - 二 水産學校ニ關スルコト
 - 三 以上ノ學校ニ準スヘキ各種學校ニ關スルコト
 - 四 農業學校及水産學校ノ教員ノ養成及資格ニ關スルコト
- 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 商業專門學校及商業學校ニ關スルコト
 - 二 商船專門學校及商船學校ニ關スルコト
 - 三 以上ノ學校ニ準スヘキ各種學校ニ關スルコト
 - 四 商業學校及商船學校ノ教員ノ養成及資格ニ關スルコト
- 第四課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 實業補習學校ニ關スルコト
 - 二 實業補習學校教員養成所ニ關スルコト
 - 三 實業教育費國庫補助ニ關スルコト

- 四 公立學校職員年功加俸國庫補助ニ關スルコト
- 五 法人ニ關スルコト
- 六 他課ニ屬セサル事務

大正十年七月九日勅令第三百九號を以て左の如く教育評議會官制が定められた。

教育評議會官制

- 第一條 教育評議會ハ文部大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮詢ニ應シテ教育ニ關スル重要ノ事項ヲ調査審議シ意見ヲ開申ス
- 教育評議會ハ教育ニ關スル重要ノ事項ニ付文部大臣ニ建議スルコトヲ得
- 第二條 教育評議會ハ會長一人及委員二十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
- 特別ノ必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
- 第三條 會長ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス
- 委員及臨時委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
- 第四條 會長ハ會務ヲ統理シ會議ノ議決ヲ文部大臣ニ具申ス
- 會長事故アルトキハ文部大臣ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第五條 會長ハ會議ニ於テ意見ヲ陳述シ可否ノ數ニ加ハルコトヲ得
- 第六條 文部大臣ハ必要ニ依リ又ハ教育評議會ノ要求アルトキハ文部省高等官其ノ他適當ト認ムル者ヲシテ會議ニ出席シ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得

第七條 教育評議會ノ議事ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第八條 教育評議會ニ幹事長及幹事ヲ置ク

幹事長ハ文部次官ヲ以テ之ニ充ツ會長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ文部省高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス會長及幹事長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第九條 教育評議會ニ書記ヲ置ク文部大臣之ヲ命ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時教育委員會官制ハ之ヲ廢止ス

教育評議會は右の如く文部大臣の諮詢機關として重要な事項を調査審議する爲に設けられたものであるが、當面の目的は當時文部省に於て企圖しつつあつた高等教育機關擴張整備計畫に就て審議せしめんとするに在つた。(高等教育機關擴張整備計畫の款参照)

教育評議會設置と同時に臨時教育委員會は廢止せられたのであつた。

次で同月十一日官報を以て左の如く教育評議會會長以下委員幹事二十九名の氏名が發表された。

教育評議會會長

委員

岡野敬次郎
内田嘉吉

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

神野勝之助	小笠原長幹	上田萬年	荒木寅三郎	小橋一太	寺野精一	古在由直	澤柳政太郎	南弘	横田千之助	録田榮吉	關直彦	大河内正敏	田中隆三	三土忠造	吉植庄一郎	井上準之助
-------	-------	------	-------	------	------	------	-------	----	-------	------	-----	-------	------	------	-------	-------

幹事

團琢磨	鵜澤總明	郷誠之助	樋口秀雄	平沼淑郎	和田豐治	麻生正藏	武部欽一	關屋龍吉	澤田源一
-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------

大正十年七月二十三日勅令第三百三十八號を以て左の如く臨時教育行政調査會官制が定められた。

臨時教育行政調査會官制

第一條 臨時教育行政調査會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ普通教育ニ關スル施設及教育費其ノ他ノ教育行政ニ關スル事項ヲ調査審議ス

第二條 臨時教育行政調査會ハ内閣總理大臣ノ諮詢ニ應シテ意見ヲ開申ス

臨時教育行政調査會ハ關係各大臣ニ建議ヲ爲スコトヲ得

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

第三條 臨時教育行政調査會ハ會長一人、副會長一人及委員三十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第四條 會長、副會長、委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第五條 會長ハ會務ヲ統理ス

副會長ハ會長ヲ佐ケ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第六條 臨時教育行政調査會ニ幹事長及幹事ヲ置ク

幹事長及幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事長ハ會長及副會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ會長、副會長及幹事長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 臨時教育行政調査會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は地方教育費の整理縮小に就て審議せしむる目的を以て設置せられたものであつた。(初等普通教育の款参照)

同月二十五日官報を以て左の如く臨時教育行政調査會會長副會長委員幹事四十二名の氏名が發表された。

臨時教育行政調査會會長

原 敬

副會長
委員

- | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----|---------|---------|-------|-----------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| 横 田 千之助 | 近 衛 文 麿 | 阪 谷 芳 郎 | 江 木 千 之 | 和 田 彦 次 郎 | 赤 司 應 一 郎 | 南 弘 | 塚 本 清 治 | 馬 場 鏌 一 | 西 野 元 | 蜂 須 賀 正 韶 | 三 宅 米 吉 | 黒 田 清 輝 | 松 田 源 治 | 三 土 忠 造 | 吉 植 庄 一 郎 | 小 松 謙 次 郎 |
|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----|---------|---------|-------|-----------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|

藤	平	津	若	島	鷓	根	小	江	木	濱	森	笠	鹿	鎌	澤	花
山	沼	原	尾	田	澤	津	山	原	下	田	正	井	子	田	柳	井
雷	淑	武	瑋	俊	總	嘉	健	素	謙	國	隆	信	木	榮	政	卓
太	郎		八	雄	明	一	三	六	次	松	一	一	小	吉	太	藏
						郎			郎				五		郎	

幹事長
幹事

伊	長	田	山	河	馬	金
東	谷	中	本	田	場	杉
延	川	廣	犀	烈	鉄	英
吉	尙	太	藏		一	五
	夫	郎				郎

大正十年十一月九日勅令第四百三十一號を以て左の如く文部部内臨時職員設置制中に改正が行はれた。

文部部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第三條 氣象ニ關スル事務ニ従事セシムル爲中央氣象臺ニ左ノ職員ヲ増置ス

技手 專任四人

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年一月二十四日勅令第十號を以て左の如く教員檢定委員會官制中に改正が行はれた。
教員檢定委員會官制中左ノ通改正ス

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

第八條中「二人」ヲ「三人」ニ改ム

第九條中「三人」ヲ「四人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第八條中二人は幹事の定員、第九條中三人は書記の定員である。

大正十一年三月三十一日勅令第四百十號を以て左の如く文部部内臨時職員設置制中に改正が行はれた。

文部部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第三條ヲ削ル

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三條は氣象臺に増置せられた技手に關するものである。

大正十一年四月十七日勅令第二百三號を以て左の如く文部省官制中に改正が行はれた。

文部省官制中左ノ通改正ス

第十一條中「八十九人」ヲ「百三人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條中八十九人は技手及屬を通じたる定員である。

大正十一年五月十八日勅令第二百六十六號を以て左の如く教員檢定委員會官制中に改正が行はれた。

教員檢定委員會官制中左ノ通改正ス

第九條中「四人」ヲ「五人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第九條中四人は書記の定員である。

大正十一年九月十八日勅令第四百八號を以て左の如く臨時教育行政調査會官制其他が廢止せられた。

左ニ掲クル勅令ハ之ヲ廢止ス

臨時外交調査委員會官制

防務會議規則

拓殖調査委員會官制

大正六年勅令第四百四號

臨時産業調査會官制

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

臨時教育行政調査會官制

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第四百九號を以て左の如く教育評議會官制中に改正が行はれた。

教育評議會官制中左ノ通改正ス

第二條中「二十五人」ヲ「三十五人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は委員數の増加である。

大正十一年十二月十三日文部省訓令第二十二號を以て左の如く公民教育調査委員會規程が定められた。

公民教育調査委員會規程左ノ通定ム

公民教育調査委員會規程

第一條 公民教育調査委員會ハ實業補習學校ニ於ケル公民教育ニ關スル事項ヲ調査ス

第二條 公民教育調査委員會ハ委員長一人及委員二十五名以内ヲ以テ之ヲ組織ス

前項定員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 委員長ハ會務ヲ總理シ調査ノ結果ヲ文部大臣ニ具申ス

委員長事故アルトキハ文部大臣ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第四條 委員長ハ會議ニ於テ意見ヲ陳述シ可否ノ數ニ加ハルコトヲ得

第五條 公民教育調査委員會ノ議事ニ關スル規則ハ大正九年七月二十日文部省訓令發圖四〇號教科書調査會議事規則ヲ準用ス

第六條 公民教育調査委員會ニ幹事ヲ置ク

幹事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ處理ス

第七條 公民教育調査委員會ニ書記ヲ置ク

書記ハ委員長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

大正十二年五月九日勅令第二百二十號を以て左の如く文部省官制中に改正が行はれた。

文部省官制中左ノ通改正ス

第八條ノ二中「十五人」ヲ「十四人」ニ改ム

第八條ノ三中「九人」ヲ「八人」ニ改ム

第九條中「二人」ヲ「一人」ニ改ム

第十條ノ二中「四人」ヲ「三人」ニ改ム

第十一條中「百三人」ヲ「九十七人」ニ改ム

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第八條の二中十五人は圖書監修官の定員、第八條の三中九人は圖書監修官補の定員、第九條中二人は技師の定員、第十條の二中四人は學校衛生官補の定員、第十一條中百三人は技手及屬を通じたる定員である。此等定員の減少は加藤(友三郎)内閣の時の行政整理に依るものである。

同日勅令第二百二十一號を以て左の如く文部部内臨時職員設置制中に改正が行はれた。

文部部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第一條中「二十人」ヲ「二十二人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條中二十人は屬の定員である。

同日勅令第二百二十二號を以て左の如く維新史料編纂會官制中に改正が行はれた。

維新史料編纂會官制中左ノ通改正ス

第七條中「五人」ヲ「四人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條中五人は書記の定員である。

同日又勅令第二百二十六號を以て左の如く教員檢定委員會官制中に改正が行はれた。

教員檢定委員會官制中左ノ通改正ス

第九條中「五人」ヲ「四人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第九條中五人は書記の定員である。

以上擧げた維新史料編纂會及教員檢定委員會に於ける書記定員の減少は加藤(友三郎)内閣の時の行政整理に依るものである。

大正十二年五月二十九日勅令第二百七十三號を以て左の如く文部部内臨時職員設置制中に改正が行はれた。

文部部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第二條中「專任二十三人」ヲ「專任二十三人内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

第二條中專任二十三人は技師の定員である。

大正十三年四月十五日勅令第八十五號を以て左の如く文政審議會官制が定められた。

文政審議會官制

第一條 文政審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮詢ニ應ジテ國民精神ノ作興、教育ノ方針其ノ他文政ニ關スル重要ノ事項ヲ調査審議ス

文政審議會ハ前項ノ事項ニ付内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 文政審議會ハ總裁一人、副總裁二人及委員五十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

副總裁ノ中一人ハ文部大臣ヲ以テ之ニ充テ一人ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ委員ノ中ヨリ之ヲ勅命ス

委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第四條 總裁ハ會務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁ヲ輔佐シ總裁事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル副總裁其ノ職務ヲ代理ス

第五條 總裁及副總裁ハ會議ニ於テ意見ヲ陳述シ可否ノ數ニ加ハルコトヲ得

第六條 國務大臣ハ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述シ可否ノ數ニ加ハルコトヲ得

第七條 文政審議會ノ議事ニ關スル規則ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第八條 文政審議會ニ幹事長及幹事ヲ置ク

幹事長ハ文部次官ヲ以テ之ニ充ツ總裁及副總裁ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第九條 文政審議會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は清浦内閣の文相たる江木千之が國民精神の作興、教育の方針其他文政に關する重要な事項を調査審議する恒久有力の諮詢機關を設くべきことを熱心に主張し、特に内閣總理大臣の直屬機關として文政審議會が設けらるるに至つたのである。

大正十三年四月十七日官報を以て左の如く文政審議會副總裁以下委員幹事合せて五十四名の氏名が發表せられた。尙ほ同官制の規定に依り總裁は内閣總理大臣清浦奎吾、副總裁の一人は文部大臣江木千之、幹事長は文部次官松浦鎮次郎であつた。

文政審議會副總裁

委員

- 一 木 喜 德 郎
- 水 野 鍊 太 郎
- 江 木 千 之

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

鈴木喜三郎
 小橋一太
 佐竹三吾
 井上孝哉
 西野元
 林頼三郎
 鶴見左吉雄
 古在由直
 荒木寅三郎
 佐野善作
 三宅米吉
 穂積陳重
 井上哲次郎
 藤澤利喜太郎
 一木喜徳郎
 有松英義
 山梨半造

山川健次郎
 平沼騏一郎
 八代六郎
 大島健一
 福原録二郎
 阪谷芳郎
 澁澤榮一
 床次竹二郎
 犬養毅
 岡田良平
 高田早苗
 木場貞長
 上田萬年
 林博太郎
 大木遠吉
 澤柳政太郎
 鎌田榮吉

幹事

青	木	信	光	團	琢	磨	德	富	猪	一	郎	安	達	謙	藏	本	山	彦	一	林	毅	陸	鷯	澤	總	明	木	村	久	壽	彌	太	木	下	道	雄	上	田	莊	太	郎	船	田	中	下	村	壽	一	吉	田	熊	次	伊	藤	仁	吉	澤	田	源	一	赤	間	信	義	木	村	正	義
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

大正十三年四月十八日勅令第九十號を以て左の如く「臨時財政經濟調査會官制等廢止ノ件」が發せられた。
左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

臨時財政經濟調査會官制

道路會議官制

社會事業調査會官制

臨時治水調査會官制

教育評議會官制

狩獵調査會官制

小作制度調査會官制

馬政調査會官制

海事委員會官制

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右に依て教育評議會官制も廢せらるることとなつた。

大正十三年五月三十一日勅令第百三十六號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス
 第十條第二項中「又ハ商船學校教授」ヲ、「督學官又ハ商船學校教授」ニ改ム
 別表中第一表文部省ノ部督學官ノ項ヲ左ノ如ク改ム

督學官	同	上	同	上	同	上	同	上		
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右ハ文部省督學官の中一人を勅任と爲し得ることを定めたものである。

大正十三年八月十二日勅令第七十六號を以て左の如く各省官制通則中に改正が行はれた。

各省官制通則中左ノ通改正ス

第九條 削除

第十四條中「次官」ノ前ニ「政務次官」ヲ、「次官」ノ次ニ「參與官」ヲ加フ

第十四條ノ二 各省政務次官ハ一人勅任トス

第十四條ノ三 政務次官ハ大臣ヲ佐ケ政務ニ參畫シ帝國議會トノ交渉事項ヲ掌理ス

第十七條 各省參與官ハ一人勅任トス大臣ノ命ヲ承ケ帝國議會トノ交渉事項其ノ他ノ政務ニ參與ス

第十九條第二項ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は加藤(高明)内閣に於て政務次官及參與官を置きて之を政務官とし、從來の次官は之を純然たる事務的次官としたのである。

同日勅令第八十三號を以て左の如く文部省官制中に改正が行はれた。

文部省官制中左ノ通改正ス

第三條中「三人」ヲ「二人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は新なる政務官制度が設けられた結果從來の政務官的參事官(勅任)が廢止せられ、參事官の員數が一人減少したのである。

同日勅令第八十七號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「法制局長官」ノ次ニ「各省政務次官」ヲ、「統計局長」ノ次ニ「各省參與官」ヲ加ヘ「各省參事官」ヲ削ル

第九條ノ二中「三年以上」ヲ「三年以上（各省參與官ニ在リテハ二年以上）」ニ改ム
別表第一表各省ノ部中各省大臣ノ項ノ次ニ各左ノ一項ヲ加フ

政務次官	同	上								
------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

同表各省ノ部中各省次官ノ項ノ次ニ各左ノ一項ヲ加ヘ參與官ノ項ヲ削ル

參與官										
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第百八十八號を以て左の如く大正二年勅令第百六十二號「任用分限又ハ官等ノ初級階級ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件」中に改正が行はれた。

大正二年勅令第百六十二號中左ノ通改正ス

第一條中「法制局長官」ノ次ニ「各省政務次官」及「各省參與官」ヲ加ヘ「各省次官」及「勅任ノ各省參事官」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は各省次官が純然たる事務的次官となつたが爲である。

大正十三年十月四日勅令第百三十號を以て左の如く文部省官制中に改正が行はれた。
文部省官制中左ノ通改正ス

第十一條 屬及助手ハ通シテ專任九十八人ヲ以テ定員トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十三年十一月二十日勅令第百六十四號を以て左の如く文部部内臨時職員設置制中に改正が行はれた。
文部部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第二條中「技師 專任二十三人」ヲ「技師 專任十九人」ニ改ム

第三條 震災復舊ニ關スル事務ニ從事セシムル爲文部省ニ左ノ職員ヲ増置ス

- 文部事務官 專任二人
- 技師 專任五人
- 屬 專任二十人
- 助手 專任十四人

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七章 大正九年世界大戦直後より昭和七年末に至るまで

大正十三年十一月二十五日文部省訓令第十六號を以て左の如く公民教育調査委員會規程が廢止せられた。
公民教育調査委員會規程ハ之ヲ廢止ス

右は同委員會は實業補習學校に於ける公民科の教授要目を調査し了りて其任務を果したが爲である。

大正十三年十二月二十日勅令第三百十一號を以て左の如く各省官制通則中に改正が行はれた。

各省官制通則中左ノ通改正ス

第十四條中「參事官」ヲ削ル

第十九條 削除

第二十條 削除

第二十三條但書ヲ削ル

第二十七條中「參事官、」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正に依り各省を通じて參事官が廢止せられた。これは加藤(高明)内閣の時の行政整理に依るものである。

同日勅令第三百五十六號を以て左の如く文部省官制中に改正が行はれた。

文部省官制中左ノ通改正ス

第三條 文部省專任書記官ハ九人ヲ以テ定員トス

第六條ノ五ヲ削ル

第八條ノ二中「圖書監修官專任十四人」ヲ「圖書監修官專任十二人」ニ改ム

第八條ノ三中「圖書監修官補專任八人」ヲ「圖書監修官補專任五人」ニ改ム

第十條中「學校衛生官專任四人」ヲ「學校衛生官專任三人」ニ改ム

第十條ノ二中「學校衛生官補專任三人」ヲ「學校衛生官補專任二人」ニ改ム

第十一條中「屬及技手ハ通シテ專任九十八人」ヲ「屬及技手ハ通シテ專任六十九人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は諸官の減員に關するもので、加藤(高明)内閣の時の行政整理の結果である。第三條に依ると從來專任書記官は七人、專任參事官は二人(内一人は原内閣の時に設けられた政務官的參事官であつて純粹の事務官的參事官は一人である)であつたが、今回政務官としては政務次官及參與官を置くこととしたので、政務官的參事官は之を廢すると共に參事官といふ官を全然廢止して之を書記官とし、其代り書記官の定員を九人に増加したのである。第六條の五は事務官五人を置くの規定であるが、これが削除せられたので、事務官は全部廢止せられたのである。

同日勅令第三百五十七號を以て左の如く維新史料編纂會官制中に改正が行はれた。

維新史料編纂會官制中左ノ通改正ス

大正十三年十一月二十五日文部省訓令第十六號を以て左の如く公民教育調査委員會規程が廢止せられた。
公民教育調査委員會規程ハ之ヲ廢止ス

右は同委員會は實業補習學校に於ける公民科の教授要目を調査し了りて其任務を果したが爲である。

大正十三年十二月二十日勅令第三百十一號を以て左の如く各省官制通則中に改正が行はれた。

各省官制通則中左ノ通改正ス

第十四條中「參事官」ヲ削ル

第十九條 削除

第二十條 削除

第二十三條但書ヲ削ル

第二十七條中「參事官」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正に依り各省を通じて參事官が廢止せられた。これは加藤(高明)内閣の時の行政整理に依るものである。

同日勅令第三百五十六號を以て左の如く文部省官制中に改正が行はれた。

文部省官制中左ノ通改正ス

第三條 文部省專任書記官ハ九人ヲ以テ定員トス

第六條ノ五ヲ削ル

第八條ノ二中「圖書監修官專任十四人」ヲ「圖書監修官專任十二人」ニ改ム

第八條ノ三中「圖書監修官補專任八人」ヲ「圖書監修官補專任五人」ニ改ム

第十條中「學校衛生官專任四人」ヲ「學校衛生官專任三人」ニ改ム

第十條ノ二中「學校衛生官補專任三人」ヲ「學校衛生官補專任二人」ニ改ム

第十一條中「屬及技手ハ通シテ專任九十八人」ヲ「屬及技手ハ通シテ專任六十九人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は諸官の減員に關するもので、加藤(高明)内閣の時の行政整理の結果である。第三條に依ると從來專任書記官は七人、專任參事官は二人(内一人は原内閣の時に設けられた政務官的參事官であつて純粹の事務官的參事官は一人である)であつたが、今回政務官としては政務次官及參與官を置くこととしたので、政務官的參事官は之を廢すると共に參事官といふ官を全然廢止して之を書記官とし、其代り書記官の定員を九人に増加したのである。第六條の五は事務官五人を置くの規定であるが、これが削除せられたので、事務官は全部廢止せられたのである。

同日勅令第三百五十七號を以て左の如く維新史料編纂會官制中に改正が行はれた。

維新史料編纂會官制中左ノ通改正ス

第七條中「局長 勅任」ヲ「局長」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ
局長ハ文部省高等官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は専任局長を廢止して補職とするもので、これ亦行政整理の結果である。

同日左の如く勅令第三百五十九號を以て醫師試驗委員會官制中の改正、勅令第三百六十一號を以て教員檢定委員會官制中の改正が行はれた。

○勅令第三百五十九號

醫師試驗委員會官制中左ノ通改正ス

第八條中「醫師試驗書記專任三人」ヲ「醫師試驗書記專任二人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第三百六十一號

教員檢定委員會官制中左ノ通改正ス

第九條中「書記專任四人」ヲ「書記專任三人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
これも亦行政整理の結果である。

同日又左の如く勅令第四百號を以て高等官官等俸給令中の改正(抄)、勅令第四百二號を以て文官任用令中の改正が行はれた。

○勅令第四百號

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中(中略)「維新史料編纂事務局長」(中略)ヲ削ル

第十四條中(中略)「各省參事官」(中略)「文部省事務官」(中略)ヲ削ル

別表第一表(中略)

同表文部省ノ部中維新史料編纂事務局長ノ項ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第四百二號

文官任用令中左ノ通改正ス

第三條ノ二中「製鐵所次長」及「維新史料編纂事務局長」ヲ削リ「印刷局長」ヲ「内閣印刷局長」ニ改ム

附 則

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

これも亦前に述べた行政整理の結果である。

大正十三年十二月二十五日の官報に依ると文部省分課規程中の改正は左の如くであつた。(施行十二月二十二日)

第二條 専門學務局ニ學務課及學術課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

學務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 大學及高等學校ニ關スルコト
- 二 専門學校及之ニ準スヘキ各種學校ニ關スルコト
- 三 氣象臺、天文臺、傳染病研究所、航空研究所、航空評議會及測候所ニ關スルコト
- 四 學位及稱號ニ關スルコト
- 五 高等學校教員ノ檢定及免許ニ關スルコト
- 六 在外研究員ニ關スルコト
- 七 専門學校入學者無試験檢定ニ關スルコト
- 八 高等試験令ニ依ル受験資格ニ關スルコト
- 九 帝國美術院ニ關スルコト
- 十 法人ニ關スルコト
- 十一 公立學校職員年功加俸國庫補助ニ關スルコト

學術課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 醫師試験ニ關スルコト
- 二 齒科醫師試験ニ關スルコト
- 三 藥劑師試験ニ關スルコト
- 四 専門學校入學者試験檢定ニ關スルコト
- 五 高等試験令ニ依ル試験ニ關スルコト
- 六 帝國學士院ニ關スルコト
- 七 學術研究會議ニ關スルコト
- 八 科學研究獎勵ニ關スルコト
- 九 測地學委員會、震災豫防調査會、理學文書目錄委員會及緯度觀測所ニ關スルコト
- 十 他課ニ屬セサル事務

第三條 普通學務局ニ學務課、社會教育課及庶務課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム
學務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 高等師範學校、女子高等師範學校、臨時教員養成所及師範學校ニ關スルコト
- 二 中學校及高等女學校ニ關スルコト
- 三 小學校、幼稚園及學齡兒童ニ關スルコト
- 四 盲啞學校ニ關スルコト

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

- 五 以上ノ諸學校ニ準スヘキ各種學校ニ關スルコト
- 六 教育會ニ關スルコト
- 七 師範學校、中學校及高等女學校ノ教員ノ檢定及免許ニ關スルコト
- 一 圖書館及博物館ニ關スルコト
- 二 青少年團體及處女會ニ關スルコト
- 三 成人教育ニ關スルコト
- 四 特殊教育ニ關スルコト
- 五 民衆娛樂ノ改善ニ關スルコト
- 六 通俗圖書認定ニ關スルコト
- 七 其ノ他社會教育ニ關スルコト
- 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 市町村義務教育費國庫負擔ニ關スルコト
- 二 市町村立小學校教育費國庫補助及公立學校職員年功加俸國庫補助ニ關スルコト
- 三 其ノ他普通教育ニ關スル財務ニ關スルコト
- 四 法人ニ關スルコト
- 五 訴願ニ關スルコト

- 六 視學講習ニ關スルコト
- 七 他課ニ屬セサル事務

第四條

實業學務局ニ工業及補習教育課、農業教育課及商業教育課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

- 工業及補習教育課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 工業專門學校、工業學校及職業學校ニ關スルコト
- 二 實業補習學校ニ關スルコト
- 三 以上ノ學校ニ準スヘキ各種學校ニ關スルコト
- 四 工業學校、職業學校及實業補習學校ノ教員ノ養成及資格ニ關スルコト
- 五 實業教育費國庫補助ニ關スルコト
- 六 公立學校職員年功加俸國庫補助ニ關スルコト
- 七 法人ニ關スルコト
- 八 他課ニ屬セサル事務
- 農業教育課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 農業專門學校及農業學校ニ關スルコト
- 二 水産學校ニ關スルコト
- 三 以上ノ學校ニ準スヘキ各種學校ニ關スルコト
- 四 農業學校及水産學校ノ教員ノ養成及資格ニ關スルコト

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

商業教育課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 商業専門學校及商業學校ニ關スルコト

二 商船専門學校及商船學校ニ關スルコト

三 以上ノ學校ニ準スヘキ各種學校ニ關スルコト

四 商業學校及商船學校ノ教員ノ養成及資格ニ關スルコト

第三條ノ三ヲ第五條ニ改メ「第一課」ヲ「編修課」ニ「第二課」ヲ「發行課」ニ改ム

第六條 宗教局ニ宗務課、古社寺保存課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

宗務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 教派、宗派、教會、僧侶、教師其ノ他宗教ニ關スルコト

二 法人ニ關スルコト

古社寺保存課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 古社寺保存ニ關スルコト

二 寺院、佛堂ニ關スルコト

三 他課ニ屬セサル事務

大正十四年一月十二日本省各部に對する文部省訓令發文四號を以て左の如く審査委員規程が定められた。

審査委員規程左ノ通定ム

審査委員規程

第一條 法令其ノ他重要ナル事項ヲ審議スル爲大臣官房ニ審査委員ヲ置ク

第二條 審査委員ハ文部省高等官中ヨリ之ヲ命ス

第三條 審査委員ノ審議ニ附スヘキ事項ハ別ニ之ヲ定ム

右は前に述べた如く參事官が廢止せられたので、審査委員を設け、従前參事官の行つた職務に當らしむることとしたのである。

大正十四年三月三十一日勅令第三十五號を以て左の如く各省官制通則中に改正が行はれた。
各省官制通則中左ノ通改正ス

第一條中「農商務、」ヲ「農林、商工、」ニ改ム

附 則

本令ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は農商務省の代りに農林省及商工省を置くこととした結果である。

大正十四年五月二十三日勅令第二百三號を以て左の如く文部部内臨時職員設置制中に改正が行はれた。
文部部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第一條中「技師 專任二十八人」内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得「」ヲ「技師 專任二十一人」ニ、「技手 專任五十人」ヲ「技手 專任

四十七人」ニ改ム

第二條中「技師 專任十九人内一人ヲ勅任ト」ヲ「技師 專任十四人」ニ改ム

第三條中「技師 專任五人」ヲ「技師 專任九人内一人ヲ勅任ト」ニ、「技手 專任十四人」ヲ「技手 專任二十三人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年十一月十四日勅令第三百十號を以て左の如く文部省官制中に改正が行はれた。

文部省官制中左ノ通改正ス

第五條第五號ヲ左ノ如ク改ム

五 傳染病研究所、航空研究所、金屬材料研究所及地震研究所ニ關スル事項
同條第八號ヲ左ノ如ク改ム

八 測地學委員會、理學文書目錄委員會、航空評議會及震災豫防評議會ニ關スル事項

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は専門學務局の主管事務に關する規定を整理したものである。

大正十四年十一月十六日の官報に依ると同月十四日施行せられた文部省分課程中の改正は左の如くであつた。

第二條第二項第三號中「航空研究所、」ヲ「航空研究所、地震研究所、」ニ改ム

同條第三項第九號中「震災豫防調査會」ヲ「震災豫防評議會」ニ改ム

大正十五年三月二十六日勅令第十九號を以て左の如く文部省官制中に改正が行はれた。

文部省官制中左ノ通改正ス

第十一條中「六十九人」ヲ「八十人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條中六十九人は技手及屬を通じたる定員である。

大正十五年四月二十七日勅令第八十二號を以て左の如く文部省官制中に改正が行はれた。

文部省官制中左ノ通改正ス

第六條第七號ヲ第八號トシ以下順次繰下ケ同條第六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

七 青年訓練所ニ關スル事項

第八條ノ二中「十二人」ヲ「十四人」ニ改ム

第八條ノ三中「五人」ヲ「七人」ニ改ム

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

第十一條中「八十人」ヲ「八十二人」ニ改ム。

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六條中の改正は普通學務局の主管事務に關するものである。今回青年訓練所が新に制度として認めらるることとなつたので之を加へたのである。

第八條の二中十二人は圖書監修官の定員、第八條の三中五人は圖書監修官補の定員、第十一條中八十人は技手及屬を
通じたる定員である。

大正十五年四月二十九日の官報に依ると文部省分課規程中の改正は左の如くであつた。(施行四月二十二日)

第三條第三項中ニ左ノ一號ヲ加ヘ第三號ヲ第四號トシ以下順次繰下ケ第六號中「通俗」ヲ削ル

三 青年訓練所ニ關スルコト

大正十五年五月十三日勅令第百十五號を以て左の如く文部部内臨時職員設置制中に改正が行はれた。

文部部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第四條 宗教制度調査ニ關スル事務ニ従事セシムル爲文部省ニ左ノ職員ヲ増置ス

文部事務官

專任一人

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は當時文部省に於て宗教法制定の爲に研究調査しつあつた際であつたからである。

昭和二年九月八日勅令第百八十二號を以て左の如く文部省官制中に改正が行はれた。

文部省官制中左ノ通改正ス

第五條第五號中「及地震研究所」ヲ「地震研究所及化學研究所」ニ改ム

第六條ノ五 文部省ニ專任文部事務官一人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第七條中「九人」ヲ「十五人」ニ改ム

第十一條中「八十二人」ヲ「九十六人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五條の改正は専門學務局の主管事務に關するものである。化學研究所が京都帝國大學に附置せらるることとなつたので之を加へたのである。

第七條中九人は督學官の定員である。

第十一條中八十二人は技手及屬を通じたる定員である。

昭和二年十二月十五日勅令第三百五十四號を以て左の如く教員檢定委員會官制中に改正が行はれた。

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

教員檢定委員會官制中左ノ通改正ス

第九條中「書記專任三人」ヲ「書記專任四人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年十二月二十八日勅令第三百六十三號を以て左の如く文部部内臨時職員設置制中に改正が行はれた。

文部部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第一條中「技師 專任二十一人」ヲ「技師 專任四人」ニ、「屬 專任二十二二人」ヲ「屬 專任十人」ニ、「技手 專任四十七人」ヲ「技手 專任十五人」ニ改ム

第二條中「文部省及帝國大學」ヲ「文部省、帝國大學及官立大學」ニ、「技師 專任十四人 技手 專任四十四人」ヲ「技師 專任十三人 屬 專任一人 技手 專任二人 屬 專任四十五人」ニ改ム

第三條中「技師 專任九人 内一人ヲ勅任ト」ヲ「技師 專任十三人 内一人ヲ勅任ト」ニ、「屬 專任二十一人」ニ、「技手 專任二十三人」ヲ「技手 專任二十四人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年五月八日の官報に依ると文部省分課規程中の改正は左の如くであつた。(施行五月四日)

第一條第一項中「學校衛生課」ヲ「體育課」ニ、同條第六項ヲ左ノ如ク改ム

體育課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 官立、公立及私立諸學校ノ校地、建物、校具其ノ他ノ設備ノ衛生ニ關スルコト
- 二 教授衛生ニ關スルコト
- 三 體育運動ニ關スルコト
- 四 體育研究所ニ關スルコト
- 五 學校幼稚園等ニ於ケル身體検査及體力検査ニ關スルコト
- 六 學校ニ於ケル疾病ノ豫防及治療並飲食物ニ關スルコト
- 七 身體虛弱又ハ精神薄弱ナル生徒兒童等ノ監督養護ニ關スルコト
- 八 法人ニ關スルコト
- 九 體育統計ニ關スルコト
- 一〇 其ノ他ノ體育ニ關スルコト

右に依り學校衛生課が體育課と改められ、體育運動に關することも同課の主管となつた。實はこれまでも學校衛生課に於て體育運動の事を取扱つて居たのに對し、内務省の衛生局に於ても廣義の衛生行政に關するものとして體育運動の事を取扱ひ、文部省と内務省との權限が稍曖昧になつたが、今回體育運動に關することは専ら文部省の權限に屬すべきことに政府の意見が一致したのである。

同日又文部省訓令を以て左の如く文部大臣官房體育課事務分掌規程が定められた。
文部大臣官房體育課事務分掌規程左ノ通定ム

文部大臣官房體育課事務分掌規程

第一條 體育課ニ左ノ四掛ヲ置キ課務ヲ分掌ス

庶務 掛

醫務 掛

教授衛生掛

體育運動掛

第二條 庶務掛ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 統計ニ關スルコト

二 法人ニ關スルコト

三 物品ノ監守ニ關スルコト

四 右ノ外他掛ニ屬セサル事項

第三條 醫務掛ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 校地、建物、校具並其ノ他ノ設備ノ衛生ニ關スルコト

二 疾病ノ豫防並治療ニ關スルコト

三 飲料水並飲食物ニ關スルコト

第四條 教授衛生掛ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 教授衛生ニ關スルコト

二 精神薄弱者ノ監督養護ニ關スルコト

三 參考資料ノ蒐集並衛生思想ノ普及ニ關スルコト

第五條 體育運動掛ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 體操其ノ他ノ體育運動ニ關スルコト

二 身體虛弱者ノ監督養護ニ關スルコト

三 身體検査及體力検査ニ關スルコト

四 體育研究所ニ關スルコト

第六條 掛ニ掛長一人ヲ置キ學校衛生官、學校衛生官補若ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ課長ノ命ヲ承ケ掛ノ事務ヲ掌理ス

第七條 掛員ハ專ラ掛ノ事務ニ服ス但シ課長ノ命アルトキハ他掛ノ事務ヲ助ク

附 則

大正十年六月二十九日文部省訓令號外文部大臣官房學校衛生課事務分掌規程ハ之ヲ廢止ス

昭和三年十月三十日勅令第二百四十八號を以て左の如く文部省官制中に改正が行はれた。

文部省官制中左ノ通改正ス

第六條ノ五中「一人」ヲ「三人」ニ改ム

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

第十一條中「九十六人」ヲ「百人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六條の五中一人は事務官の定員である。

第十一條中九十六人は技手及屬を通じたる定員である。

昭和三年十月三十一日の官報に依ると同月三十日施行せられた文部省分課規程中の改正は左の如くであつた。

第二條中「學務課及學術課」ヲ「學務課、學術課及學生課」ニ改メ、學術課分掌事務ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

學生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 内外ニ於ケル社會思想ノ調査研究ニ關スルコト

二 學生生徒ノ思想ノ調査研究ニ關スルコト

三 學生生徒ノ思想的運動ニ關スルコト

四 其ノ他思想問題ニ關スル調査研究ニ關スルコト

昭和三年十一月六日勅令第二百六十五號を以て左の如く文部省官制中に改正が行はれた。

文部省官制中左ノ通改正ス

第六條ノ四ニ左ノ一號ヲ加フ

四 史蹟名勝天然記念物保存ニ關スル事項

第十一條中「百人」ヲ「百一人」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六條の四の改正は宗教局の主管事務に關するものである。從來内務省で取扱つて居た史蹟名勝天然記念物保存に關する事項が今回文部省の所管に移さるることとなつたので、宗教局をして之を取扱はしむることとしたのである。第十一條中百人は技手及屬を通じたる定員である。

昭和三年十二月四日の官報に依ると文部省分課規程中の改正は左の如くであつた。(施行十二月四日)

第六條 宗教局ニ宗務課、保存課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

宗務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 教派、宗派、教會、僧侶、教師其ノ他宗教ニ關スルコト

二 寺院、佛堂ニ關スルコト

三 法人ニ關スルコト

保存課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 古社寺保存ニ關スルコト

二 史蹟名勝天然記念物保存ニ關スルコト

第七條 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

昭和三年十二月二十七日勅令第二百八十二號を以て左の如く文部部内臨時職員設置制中に改正が行はれた。
文部部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第一條中「文部事務官專任二人」ヲ「文部事務官 專任一人」ニ、「技師 專任四人」ヲ「技師 專任三人」ニ、「屬 專任十人」ヲ「屬 專任九人」ニ、「技手 專任十五人」ヲ「技手 專任六人」ニ改ム
第二條中「屬 專任一人」ヲ「屬 專任二人」ニ、「技手 專任四十五人」ヲ「技手 專任四十三人」ニ改ム
第三條中「技師 專任十三人」ヲ「技師 專任十五人」ニ、「屬 專任二十一人」ヲ「屬 專任二十六人」ニ、「技手 專任二十四人」ヲ「技手 專任三十三人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年三月二十八日勅令第十號を以て左の如く内務省官制中に改正が行はれた。

内務省官制中左ノ通改正ス

第八條ニ左ノ一號ヲ加フ

五 醫師試験、齒科醫師試験及藥劑師試験ニ關スル事項

附 則

本令ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は醫師試験、齒科醫師試験及藥劑師試験に關する事務が文部省より内務省に移さることとなつたが爲である。

尙ほこれと關聯して同日左の如く勅令第十一號を以て醫師試験委員官制中の改正、勅令第十二號を以て齒科醫師試験委員官制中の改正、勅令第十三號を以て藥劑師試験委員官制中の改正、勅令第十四號を以て文部省官制中の改正が行はれた。文部省官制第五條の改正は専門學務局の主管事務より醫師試験、齒科醫師試験及藥劑師試験に關する事務を削除したのである。

○勅令第十一號

醫師試験委員官制中左ノ通改正ス

第一條中「文部大臣」ヲ「内務大臣」ニ改ム

第三條中「文部次官」ヲ「内務次官」ニ、「文部大臣」ヲ「内務大臣」ニ改ム

第七條中「文部大臣」ヲ「内務大臣」ニ、「文部省高等官」ヲ「内務省高等官」ニ改ム

第八條中「醫師試験書記專任二人」ヲ「醫師試験書記專任一人」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第十二號

齒科醫師試験委員官制中左ノ通改正ス

第一條中「文部大臣」ヲ「内務大臣」ニ改ム

第三條中「文部次官」ヲ「内務次官」ニ、「文部大臣」ヲ「内務大臣」ニ改ム

第七條中「文部大臣」ヲ「内務大臣」ニ、「文部省高等官」ヲ「内務省高等官」ニ改ム

第八條中「文部屬」ヲ「内務屬」ニ、「文部大臣」ヲ「内務大臣」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第十三號

藥劑師試験委員官制中左ノ通改正ス

第一條、第三條及第六條中「文部大臣」ヲ「内務大臣」ニ改ム

第二條中「文部次官」ヲ「内務次官」ニ改ム

第十條中「文部屬」ヲ「内務屬」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第十四號

文部省官制中左ノ通改正ス

第五條第十二號ヲ削ル

附 則

本令ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年七月一日勅令第二百十七號を以て左の如く文部省官制中に改正が行はれた。

文部省官制中左ノ通改正ス

第二條第三號ヲ削リ同條第四號ヲ第三號トシ第五號ヲ第四號トス

第三條中「九人」ヲ「十一人」ニ改ム

第四條中「五局」ヲ「六局」ニ改メ「實業學務局」ノ次ニ「社會教育局」ヲ加フ

第六條第五號以下ヲ左ノ如ク改ム

五 盲學校及聾啞學校ニ關スル事項

六 以上ノ學校ニ準スヘキ各種學校ニ關スル事項

七 市町村義務教育費國庫負擔ニ關スル事項

八 教育會ニ關スル事項

九 學齡兒童ノ就學ニ關スル事項

第六條ノ二第五號ヲ削リ同條第四號ノ二ヲ第五號トス

第六條ノ三ヲ第六條ノ四トシ第六條ノ四ヲ第六條ノ五トシ同條第二號中「古社寺保存」ヲ「國寶保存」ニ改メ第六

條ノ五ヲ第六條ノ七トシ同條中「三人」ヲ「二人」ニ改ム

第六條ノ三 社會教育局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 青少年團體ニ關スル事項
- 二 青年訓練所ニ關スル事項
- 三 實業補習學校ニ關スル事項
- 四 圖書館ニ關スル事項
- 五 博物館其ノ他觀覽施設ニ關スル事項
- 六 成人教育ニ關スル事項
- 七 社會教化團體ニ關スル事項
- 八 圖書ノ認定及推薦ニ關スル事項
- 九 其ノ他社會教育ニ關スル事項
- 第六條ノ六 學生生徒ノ思想ノ調査及指導ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲文部省ニ學生部ヲ置ク
學生部ニ部長一人ヲ置ク勅任又ハ奏任トス文部大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス
- 第七條中「奏任トス」ヲ「奏任トス但シ内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得」ニ改ム
- 第七條ノ二 文部省ニ社會教育官專任八人ヲ置ク奏任トス社會教育ノ指導監督ヲ掌ル
- 第九條中「古社寺保存ニ關スル事務」ヲ「國寶保存ニ關スル技術」ニ改ム
- 第十一條中「百一人」ヲ「百九人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

- 第二條の改正は大臣官房の主管事務に關するもので、第三號博覽會に關する事項を削除したのである。
- 第三條中九人は書記官の定員である。
- 第四條の改正は社會教育局の新設に依るのである。
- 第六條の改正は普通學務局の主管事務に關するもので、同條第十一號圖書館に關する事項を削除して之を社會教育局の主管に移したのである。
- 第六條の二の改正は實業學務局の主管事務に關するもので、同條第五號實業補習學校に關する事項を削除して之を社會教育局の主管に移したのである。
- 第六條の三として新に社會教育局のことを規定したる爲、従前の第六條の三圖書館に關することを第六條の四とし、従前の第六條の四宗教局に關することを第六條の五とし、従前の第六條の五事務官に關する規定を第六條の七とし、事務官の定員三人を二人に改めたのである。
- 第六條の六として新に學生部が置かれ、學生生徒の思想の調査及指導のことを掌ることとなつた。
- 第七條中の改正は督學官の中一人は勅任となし得ることとしたのである。(後に述べる昭和四年勅令第二百二十一號高等官官等俸給令中の改正参照)
- 第七條の二として社會教育局の新設に伴ひ社會教育官が置かるることとなつた。
- 第十一條中百一人は技手及屬を通じたる定員である。

同日勅令第二百十八號を以て左の如く文部部内臨時職員設置制中に改正が行はれた。

文部部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第五條 國寶保存ニ關スル事務ニ從事セシムル爲文部省ニ左ノ職員ヲ増置ス

文部事務官 專任一人

技師 專任二人

國寶鑑査官 專任一人 奏任

屬 專任二人

技手 專任四人

國寶鑑査官補 專任二人 判任

國寶鑑査官ハ上官ノ命ヲ承ケ國寶ニ關スル鑑定考査ヲ掌ル

國寶鑑査官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ國寶ニ關スル鑑定考査ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日勅令第二百二十一號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「海軍法務官」ノ次ニ「學生部長」ヲ、「檢事^{大審院檢事、控訴院檢事、檢事正タルモノ}」ノ次ニ「督學官」ヲ加フ

第十條中「若ハ」ヲ「又ハ」ニ改メ「又ハ督學官」ヲ削ル

第十四條中「文部事務官」ノ次ニ「^{督學官}社會教育官」ヲ、「^{學校衛生官}學校衛生官」ノ次ニ「國寶鑑査官」ヲ加フ
別表第一表文部省ノ部中督學官ノ項ヲ左ノ如ク改ム

	學生部長	同	上	同	上														
	督學官																		

別表第四表中 「神宮皇學館長 奏任タルモノ」ノ次ニ「學生部長 奏任タルモノ」ヲ加フ

別表第五表中 「督學官」ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

曩に大正十三年勅令第三百三十六號を以てする高等官官等俸給令中の改正に依り、督學官の中一人を勅任と爲し得ることとしたのであつたが、これは文部省直轄諸學校教授を勅任と爲す場合と同じく、俸給は奏任官に對するもの其儘とし唯官等のみを勅任と爲すものに過ぎなかつた。然るに今回右の改正に依り督學官の中一人は局長等と同じく勅任俸給を給する純然たる勅任官とせられたのである。

同日又勅令第二百二十二號を以て左の如く「社會教育官ノ特別任用ニ關スル件」が定められた。

社會教育官ハ社會教育ノ指導監督ニ關スル事務ニ必要ナル學識、技能及經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試驗委員ノ銓

衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年七月二日の官報に依ると文部省分課規程中の改正は左の如くであつた。(施行七月一日)

第一條第二項中第七號、第八號、第九號及第十號ヲ第六號、第七號、第八號及第九號トス

第三項中「六博覽會ニ關スルコト」ヲ「六學校教員、學生生徒ニ對スル旅客運賃割引證ニ關スルコト」ニ改メ第九號ヲ第七號トス

第四項中第五號ヲ第四號トス

第二條 専門學務局ニ學務課及學藝課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

學務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 大學ニ關スルコト
- 二 高等學校ニ關スルコト
- 三 専門學校及之ニ準スヘキ各種學校ニ關スルコト
- 四 天文臺、傳染病研究所、航空研究所、金屬材料研究所、地震研究所及化學研究所ニ關スルコト
- 五 在外研究員ニ關スルコト
- 六 高等學校教員ノ檢定及免許ニ關スルコト

- 七 育英事業ニ關スルコト
 - 八 支那留學生ニ關スルコト
 - 九 法人ニ關スルコト(學校法人ニ限ル)
 - 十 公立學校職員年功加俸國庫補助ニ關スルコト
- 學藝課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 帝國學士院ニ關スルコト
- 二 帝國美術院ニ關スルコト
- 三 學術研究會議其ノ他ノ學術會ニ關スルコト
- 四 科學研究獎勵ニ關スルコト
- 五 學位及稱號ニ關スルコト
- 六 氣象臺、測候所及緯度觀測所ニ關スルコト
- 七 航空評議會、測地學委員會、理學文書目錄委員會及震災豫防評議會ニ關スルコト
- 八 法人ニ關スルコト(學校法人ヲ除ク)
- 九 他課ニ屬セサル事務

第三條 普通學務局ニ學務課及庶務課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

學務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 小學校及學齡兒童ノ就學ニ關スルコト

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

- 二 師範學校、高等師範學校、女子高等師範學校及臨時教員養成所ニ關スルコト
 - 三 中學校ニ關スルコト
 - 四 高等女學校ニ關スルコト
 - 五 盲學校、聾啞學校其ノ他特殊教育ヲ爲ス學校ニ關スルコト
 - 六 幼稚園ニ關スルコト
 - 七 以上ノ諸學校ニ準スヘキ各種學校ニ關スルコト
 - 八 在外指定學校ニ關スルコト
 - 九 師範學校、中學校及高等女學校ノ教員ノ檢定及免許ニ關スルコト
 - 十 學校教練及配屬將校ニ關スルコト
 - 十一 教育會ニ關スルコト
- 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 市町村義務教育費國庫負擔ニ關スルコト
 - 二 市町村立小學校教育費國庫補助及公立學校職員年功加俸國庫補助ニ關スルコト
 - 三 師範教育費補助ニ關スルコト
 - 四 盲啞教育費補助ニ關スルコト
 - 五 專門學校入學者ノ檢定ニ關スルコト
 - 六 高等試驗令第七條ニ依ル試驗ニ關スルコト

- 七 法人ニ關スルコト
- 八 訴願ニ關スルコト
- 九 他課ニ屬セサル事務

第四條 實業學務局ニ商工教育課及農業教育課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

商工教育課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 工業專門學校ニ關スルコト
 - 二 商業專門學校ニ關スルコト
 - 三 商船專門學校ニ關スルコト
 - 四 工業學校ニ關スルコト
 - 五 商業學校ニ關スルコト
 - 六 商船學校ニ關スルコト
 - 七 職業學校ニ關スルコト
 - 八 以上ノ諸學校ニ準スヘキ各種學校ニ關スルコト
 - 九 工業學校、商業學校、商船學校及職業學校ノ教員ノ養成及資格ニ關スルコト
- 農業教育課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 農業專門學校ニ關スルコト
 - 二 水産專門學校ニ關スルコト

- 三 農業學校ニ關スルコト
 - 四 水産學校ニ關スルコト
 - 五 以上ノ諸學校ニ準スヘキ各種學校ニ關スルコト
 - 六 農業學校、水産學校及實業補習學校ノ教員ノ養成及資格ニ關スルコト
 - 七 實業教育費國庫補助ニ關スルコト
 - 八 公立學校職員年功加俸國庫補助ニ關スルコト
 - 九 實業學校卒業程度檢定ニ關スルコト
 - 十 實業學校教員ノ檢定及免許ニ關スルコト
 - 十一 法人ニ關スルコト
 - 十二 他課ニ屬セサル事務
- 第五條ヲ第六條、第六條ヲ第七條トス
- 第五條 社會教育局ニ青年教育課、成人教育課及庶務課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム
- 青年教育課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 青少年團體ニ關スルコト
 - 二 青年訓練所ニ關スルコト
 - 三 實業補習學校ニ關スルコト
 - 四 青年訓練費國庫補助ニ關スルコト

- 五 實業補習教育費國庫補助ニ關スルコト
 - 六 壯丁教育調査ニ關スルコト
 - 七 其ノ他青少年教育ニ關スルコト
- 成人教育課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 成人教育ニ關スルコト
 - 二 圖書館ニ關スルコト
 - 三 博物館其ノ他觀覽施設ニ關スルコト
 - 四 社會教育團體ニ關スルコト
- 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 映畫ニ關スルコト
 - 二 民衆娛樂ニ關スルコト
 - 三 圖書ノ認定及推薦ニ關スルコト
 - 四 生活改善ニ關スルコト
 - 五 法人ニ關スルコト
 - 六 他課ニ屬セサル事務
- 第七條第三項中「一古社寺保存ニ關スルコト」ヲ「一國寶保存ニ關スルコト」ニ改ム
- 第八條 學生部ニ學生課及調査課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

學生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 學生生徒ノ思想ノ指導ニ關スルコト
- 二 學生生徒ノ思想的運動ニ關スルコト
- 三 他課ニ屬セサル事務

調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 學生生徒ノ思想ノ調査ニ關スルコト
- 二 思想問題ニ關スル調査ニ關スルコト
- 三 内外ニ於ケル社會思想ノ調査ニ關スルコト

右の如く文部省分課規程中社會教育局の分掌事務中に青少年教育に關する事項が掲げらるることとなつたのは、從來内務文部兩省の共同管轄であつた青年團女子青年團の管轄が、専ら文部省に屬することとなつた結果である。

昭和五年五月三十日勅令第百七號を以て左の如く文部省官制中に改正が行はれた。

文部省官制中左ノ通改正ス

第六條ノ二ニ左ノ一號ヲ加フ

九 航海練習所ニ關スル事項

附 則

本令ハ昭和五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は地方商船學校の卒業者に對して帆船實習を爲さしむる航海練習所を設けることとなつたので(實業教育の款參照)之に關する事項を實業學務局の主管事務としたのである。

昭和五年六月一日本省各部に對する訓令發實一〇號を以て左の如く文部省分課規程中に改正が行はれた。

文部省分課規程中左ノ通改正ス

第四條第二項ニ左ノ一號ヲ加フ

十 航海練習所ニ關スルコト

昭和五年六月二十八日勅令第百二十一號を以て左の如く文部省官制中に改正が行はれた。

文部省官制中左ノ通改正ス

第六條ノ七中「專任文部事務官二人」ヲ「專任文部事務官三人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年五月十一日勅令第八十二號を以て左の如く文部省内臨時職員設置制中に改正が行はれた。

文部省内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第六條 學生生徒ノ思想ノ調査ニ關スル事務ニ従事セシムル爲文部省ニ左ノ職員ヲ増置ス

第七條

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

文部事務官

屬

專任一人

專任二人

附則

本令は公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年五月勅令第九十九號を以て高等官官等俸給令中の改正、勅令第百號を以て判任官俸給令中の改正が行はれた。これは第二次若槻内閣の時の一般官吏減俸に關するものである。右二勅令の正文は前に學校等職員關係中官立學校職員の場所に掲げた通である。尙ほ舊令と新令とに依る文部省高等官の官等俸給の比較は左の如くである。

官名	官等俸給	
	從前	改正
文部大臣	親任	親任
文部政務次官	至自 一二等	至自 一二等
文部次官	至自 一二等	至自 一二等
文部參與官	二 等	二 等
文部省各局長	二 等	二 等
	從前	改正
	八、〇〇〇圓	六、八〇〇圓
	六、五〇〇圓	五、八〇〇圓
	六、五〇〇圓	五、八〇〇圓
	五、二〇〇圓	四、六五〇圓
	五、二〇〇圓	四、六五〇圓
	五、二〇〇圓	四、六五〇圓

學生 勅任タルモノ長	至自 二 等	至自 一二級級	五、四、二〇〇圓	至自 一二級級	四、四、三〇〇圓
學生 奏任タルモノ長	至自 三四 等	至自 一五級級	四、三、五〇〇圓	至自 一五級級	四、〇、七五〇圓
督 學 勅任タルモノ官	二 等	至自 一三級級	五、四、二〇〇圓	至自 一三級級	四、四、六五〇圓
督 學 奏任タルモノ官	至自 三七 等	至自 一二級級	四、一、五〇〇圓	至自 一二級級	四、〇、一五〇圓
文部大臣秘書官	至自 三七 等	至自 一二級級	四、一、五〇〇圓	至自 一二級級	四、〇、一五〇圓
文部書記官	至自 三七 等	至自 一二級級	四、一、五〇〇圓	至自 一二級級	四、〇、一五〇圓
文部事務官	至自 三七 等	至自 一二級級	四、一、五〇〇圓	至自 一二級級	四、〇、一五〇圓
社會教育官	至自 三七 等	至自 一二級級	四、一、五〇〇圓	至自 一二級級	四、〇、一五〇圓
圖書事務官	至自 三七 等	至自 一二級級	四、一、五〇〇圓	至自 一二級級	四、〇、一五〇圓
圖書監修官	至自 三七 等	至自 一二級級	四、一、五〇〇圓	至自 一二級級	四、〇、一五〇圓
學校衛生官	至自 三七 等	至自 一二級級	四、一、五〇〇圓	至自 一二級級	四、〇、一五〇圓
國寶鑑査官	至自 三七 等	至自 一二級級	四、一、五〇〇圓	至自 一二級級	四、〇、一五〇圓

維新史料編纂官	至自 四八 等	至自 四八 等	至自十一級	三、八〇〇圓	至自十一級	三、四〇五〇圓
東京科學博物館長	至自 三五 等	至自 三五 等	至自五級	四、五〇〇圓	至自五級	四、〇七五〇圓
東京科學博物館學藝官	至自 四八 等	至自 四八 等	至自十一級	三、八〇〇圓	至自十一級	三、四〇五〇圓

昭和七年八月二十三日勅令第二百三十二號を以て左の如く文部省官制中に改正が行はれた。

文部省官制中左ノ通改正ス

第五條第五號中「及化學研究所」ヲ、「化學研究所及溫泉治療學研究所」ニ改ム

第六條ノ六第一項ヲ左ヲ如ク改ム

文部省ニ學生部ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ラシム

一 學生生徒ノ思想ノ調査及指導ニ關スル事項

二 國民精神文化研究所ニ關スル事項

第七條中「專任督學官十五人」ヲ「督學官專任十七人」ニ改ム

第七條ノ二中「社會教育官專任八人」ヲ「社會教育官專任六人」ニ改ム

第八條ノ二中「圖書監修官專任十四人」ヲ「圖書監修官專任十二人」ニ改ム

第八條ノ三中「圖書監修官補專任七人」ヲ「圖書監修官補專任九人」ニ改ム

第十一條中「屬及技手ハ通シテ專任百九人」ヲ「屬及技手ハ通シテ專任百一人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五條中の改正は専門學務局の主管事務に關するものである。溫泉治療學研究所が九州帝國大學に附置せらるることとなつたので、之に關する事務を同局の主管としたのである。

第六條中の改正は學生部の主管事務に關するものである。國民精神文化研究所が新設せられたので之に關する事務を同局の主管としたのである。

定員の減少は何れも第二次若槻内閣の時の行政整理に依るものである。右の行政整理は昭和六年度より始まり昭和七年度に亘つて行はれたのであつて、其結果が此に至つて正式に官制の上に現はれたのである。

昭和七年八月二十五日の官報に依ると同月二十三日施行せられた文部省分課規程中の改正は左の如くであつた。

第二條第二項第四號中「及化學研究所」ヲ、「化學研究所及溫泉治療學研究所」ニ改ム

第八條第二項第三號ヲ第四號トシ同項ニ左ノ一號ヲ加フ

三 國民精神文化研究所ニ關スルコト

昭和七年十月一日勅令第二百八十二號を以て左の如く文部部内臨時職員設置制中に改正が行はれた。

文部部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで